国土交通省航空局長蝦名邦晴君、

- 版で、一般への公開用ではありません。までの間、審議の参考に供するための未定稿◇ この議事速報は、正規の会議録が発行される
- は、原発言のまま掲載しています。 発言、理事会で協議することとされた発言等◇ 後刻速記録を調査して処置することとされた
- こします。 議録と受け取られることのないようお願いいので、審議の際の引用に当たっては正規の会◇ 今後、訂正、削除が行われる場合があります

## -前八時五十八分開議

**\** 

平成二十九年度一般会計補正予算(第1号)河村委員長 これより会議を開きます。

平成二十九年度特別会計補正予算 (特第1号)

0

房審議官小林一久君、国土交通省鉄道局長藤井直接済・学術政策局長佐野太君、経済産業省大臣官技術・学術政策局長菅久修一君、警察庁交通局長桝田好一君、消費者庁次長川君、警察庁交通局長桝田好一君、消費者庁次長川君、警察庁交通局長桝田好一君、消費者庁次長川君、警察庁交通局長桝田好一君、消費者庁次長川君、警察庁で通局長世科教君、外務省北米局長鈴木量に務省刑事局長辻裕教君、外務省北米局長龄下尚に大統・学術政策局長性野太君、外務省北米局長崎下尚に大統領、お諮りいたします。

ますが、御異議ありませんか。 暁君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じ衛政策局長前田哲君、防衛省地方協力局長深山延

○河村委員長 御異議なしと認めます。よって、 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

そのように決しました。

○河村委員長 この際、昨日の後藤君の質疑に関めている。○河村委員長 この際、昨日の後藤君の質疑の申し、昨日に引き続き、大西健介君より質疑の申し、

〇大西(健)委員 希望の党の大西健介でござい

思っております。 来来先取り政党、希望の党。我々は、当選者の未来先取り政党、希望の党。我々は当選同期です。こういう若い仲けれども、我々は当選同期です。こういう若い仲けれども、我々は当選同期です。こういう若い仲はれども、我々は当選同期です。こういうおります。代表の玉木雄一郎代表も四十八歳、そして、きょすの代表の玉木雄一郎代表も四十八歳、そして、きょずの年齢が四十九・四歳という非常に若い政党で平均年齢が四十九・四歳という非常に若い政党で

きたいんです。に立つということで、この消費者問題をやっていに立つということで、この消費者問題をやってい高齢者を狙った消費者問題、我々は消費者の立場らんになっていると思いますけれども、きょうは、この国会中継、恐らく高齢者の方もたくさんご

ャパンライフという会社が、昨年末、事実上倒産入ってくる、こういう預託商法を展開していたジて、別の顧客に貸し出せば年六%のレンタル料が高齢者に高額の磁気ネックレスなんかを販売し

うふうに思っています。事件を上回る消費者被害になる可能性が高いといこれはもっともっと膨らむと思います。豊田商事をしました。負債総額は約二千四百億円。恐らく

方がいらっしゃるということなんですね。四千七百八十万円、こういう契約をしておられるらだと思いますか。最高額は、名古屋店で十二億実は三百十四名も載っている人が、これを見ると、も、一億円以上投資している人が、これを見ると、とですけれども、このレンタルをしていた大口レとですけれども、このレンタルをしていた大口レとですけれども、このレンタルをしていた大口レとですけれども、このレンタルをしていた大口レとですけれども、このレンタルをしているのがある。

だいて、そしてお地元の消費者生活センターに御 ごらんの皆さんの中に、お知り合いも含めて、も や連鎖販売で商品を販売します。 スタイプ、百万円するんですけれども、 スモデルというのを説明したいと思うんです。 相談をいただきたいというふうに思っております。 八八という短縮番号があります、ぜひかけていた いらっしゃいましたら、消費者ホットライン、一 しこのジャパンライフに投資をしておられる方が というのが結成されております。きょうテレビを を皮切りにして、今、被害者弁護団の全国連絡会 すことで、年六%のレンタル料を支払うというこ 治療器を、高齢者をターゲットにして、 ンライフがこの商品をレンタルユーザーに貸し出 まず、下にありますけれども、例えばネックレ それでは、改めてこのジャパンライフのビジネ 私の地元の弁護士が中部の弁護団を結成した そして、ジャパ この磁気  $\mathcal{O}$ 

ところが、これに、預言されてレンタルされているはずの商品と、実際にレンタル料も支払われていたんですけれども、だんて、今までどんどん入金がありますから、このレて、今までどんどん入金がありますから、このレの商法であるという疑いが持たれています。そしの商法であるという疑いが持たれています。そしの商法であるという疑いが持たれている商いるはずの商品と、実際にレンタルされている商いるはずの商品と、実際にレンタルされている商

表のパネルをごらんいただきたいんですけれど も、このジャパンライフをめぐる動きを時系列で まとめてみました。ピンクに塗ってあるところで まとめてみました。ピンクに塗ってあるところで まとめてみました。ピンクに塗ってあるところで まとめてみました。ピンクに塗ってあるところで まとめです。

どうでしょうか。簡単に。うということはこれまでありましたでしょうか。うということはこれまでありましたでしょうか。つの会社に四回もたった一年の間に行政処分を行けれども、まず確認ですけれども、江崎大臣、一これは私は異例なことだというふうに思います

○江崎国務大臣 大西委員長、私もいよいよ高齢

十九年の三月、十一月及び十二月の四回にわたり、ライフ社に対し、平成二十八年十二月、そして二特に今のお問合せですが、消費者庁はジャパン

りました。を命じることにより、消費者被害を防止してまいい、新規の契約の勧誘や締結等の一部業務の停止い、新規の契約の勧誘や締結等の一部業務の停止特定商品取引法及び預託法に基づく行政処分を行

返金請求などを促してまいりました。実を認定し、顧客に通知させることにより、解約、となど、同社の業務や財政状況に関する重要な事ることにもかかわらず、その事実を隠していたことかなかったことや、大幅な債務超過に陥っている商品の実際の保有数量が必要数よりも大幅あわせて、同社が顧問から預かったことになっあわせて、同社が顧問から預かったことになっ

おります。消費者被害の拡大防止に努めてきて今日に至って測に基づき厳正かつ適正に対処することにより、このように、消費者庁は、同社に対して法と証

**〇大西(健)委員** 消費者被害の拡大防止をし

て

ですよ。 ですよ。 でかったしですよ。 で被害が拡大することはな ででいれば、ここまで被害が拡大することはな 大が言いたいのは、もっと迅速かつ厳正な処分を 実上の倒産まで三年以上もかかっているんです。 実上の倒産まで三年以上もかかっているんです。 大のは二○ 四年の九月、十月、最初に行政指導したのは二○ でいただきたいんですけれども、二○一

す。課長補佐がジャパンライフに天下りしているん課長補佐がジャパンライフに天下りしているん中でも私が問題にしたいのは、実は、消費者庁

六というのが入っています。ここに載っているも、その中に、ジャパンライフの会社案内二○皆さんのお手元に配付資料を配っていますけれ

そこで、消費者宁の事务方こ確認しますけれど人ですよ。その人が天下りしているんです。引対策課で、何とジャパンライフを担当していた水庫孝夫さんという人、この人は、消費者庁の取

て、ごさい。 たのはいつからいつまでなのか、ぜひそれを教えも、この水庫さんがジャパンライフを担当していも、こで、消費者庁の事務方に確認しますけれど

〇川口政府参考人 お答え申し上げます。

を決定することにしております。て調査を実施し、その上で、組織として処分方針理職の指導のもとに複数名でチームをつくりまし特定商取引法等の調査につきましては、担当管

本件もそのような対応をとっているか。 本件もそのような対応をとっていたわけでござ本件もそのような対応をとっていたわけでございました。 本件もそのような対応をとっていたわけでござ本件もそのような対応をとっているか。 本件もそのような対応をとっていたわけでござ本件もそのような対応をとっているか。

二○一四年の八月に、この課長補佐はジャパン こ○一四年の八月に、この課長補佐はジャパン こ○一四年の八月に、この課長補佐はジャパン こ○一四年の八月に、この課長補佐はジャパン こ○一四年の八月に、この課長補佐はジャパン

います。 えた、そういう疑いがあるんじゃないかと思って導ということで、最初の、初めの初動で手心を加

三カ月もかかっているんですね。
立入検査から一回目の業務停止命令まで実は一年庁は立入検査をやっているんです。問題は、そのは顧問として天下りしています。その後に消費者は顧問として天下りしています。その後に消費者

後、証拠隠滅が図られてしまいますよ。悠長なことをしていたら、立入検査しても、そのは、これは余りにもかかり過ぎなんです。こんな三カ月ですよ。一年三カ月かかっているというのここで見ると、立入検査から処分、公表までは

は怪しいと思いませんか。この課長補佐が顧問を退職しているんです。これにの課長補佐が顧問を退職しているんです。これ際に、立入検査から一回目の業務停止命令の間にたのも、これもやはり何かあるんじゃないか。実ですから、私は、この処分までに時間がかかっ

た、こういうことにつながったんじゃないか。分にすべきところを行政指導という形で甘くなっが消費者庁の初動をおくらせた、また本来行政処私は、先ほども言いましたように、この天下り

思いになりますでしょうか。問題だというふうに思いますが、大臣、いかがおい、これはもう消費者庁の存在意義にかかわる大身のために被害を拡大させたという、とんでもなまれはまさに、消費者を守るべき消費者庁が保

対処を行っております。 に対しては、法と証拠に基づき、厳正かつ適切に本件を含め、消費者庁としては、法令違反行為の江崎国務大臣 大西委員にお答えいたします。

ているところであります。回の行政処分という前例のない厳しい対応を行っ一特に、ジャパンライフ社に対して、一年間に四

ただきます。が、内部文書か否かはお答えを差し控えさせていが、内部文書か否かはお答えを差し控えさせていを与えているという事実はないと伺っております。元職員の再就職が行政処分の時期や内容に影響

○大西(健)委員 いや、影響を与えていないと の大西(健)委員 いや、影響を与えていないと まに処分しているんですよ。しかも、一年三カ月 ないですか。だって、天下りをお願いしていると きに処分しているんですよ。しかも、一年三カ月 ないですか。だって、天下りをお願いしていると ただきます。

者とか。 しているんです。官僚のOBとかマスコミの関係いろいろ招き入れることで顧客の信用を得ようとゃパンライフは、ほかにも顧問とかに有名な方をちょっと先を急ぎたいと思いますけれども、ジ

ある役員一覧の中には、中嶋元特許庁長官、永谷今度はこれは二〇一七年の会社案内です。ここに、次の資料をごらんいただきたいんですけれども、

いただきました、こういうふうに書かれているん長の中嶋誠氏にジャパンライフの顧問に就任して月二十八日、元特許庁長官、現在、発明協会副会ていたスライドなんですけれども、二○一六年九ていたスライドなんですけれども、これは説明会で使われるの資料ですけれども、これは説明会で使われる人が名前を連ねているんです。元内閣府国民生活局長、元朝日新聞の政治部長の元内閣府国民生活局長、元朝日新聞の政治部長の元内閣府国民生活局長、元朝日新聞の政治部長の元内閣府国民生活局長、元朝日新聞の政治部長の元内閣府国民生活局長、元朝日新聞の政治部長の元内閣府国民生活局長、元朝日新聞の政治部長の元人の政治を表している。

んです。でスライドで映し出して高齢者の方に見せている員の方から入手したんですけれども、各説明会場ロードできるようになっていて、これは私、元社ロードできるようになっていて、これは私、元社にういうようなスライドがサーバーからダウン

た、こういうふうに書いてあるんです。
ライフの取組を非常に高く評価していただきましパンライフの会長です、が会食をして、ジャパン閣の重要閣僚の加藤大臣と山口会長、これはジャと思いますけれども、一月十三日金曜日、安倍内と思いますけれども、一月十三日金曜日、安倍内パネルにしました。ちょっとごらんいただきたいそのスライドの中にこういうものがあります。

か。

「は会食をされたという事実はございますでしょうに会食をされたという事実はございますでしょう山口会長、山口隆祥会長と二○一七年一月十三日山藤大臣、お聞きをいたしますけれども、このが藤大臣、お聞きをい

当初のメンバーの中には山口氏のお名前はありれという、そういう勉強会に出席をいたしました。おりましたので、その内容について説明をしてくそこで、当時私、一億総活躍担当大臣などをして、催して経営者の方が集まる勉強会がございまして、

おります。 拶をさせていただいた、こういうふうに記憶していで、たしか、明確ではありませんが、多分御挨ませんでしたが、そこに参加されていたので、そ

○大西(健)委員 大臣に重ねてお聞きしますけ○大西(健)委員 大臣に重ねてお聞きしますけ

○加藤国務大臣 その前ですね。平成二十五年のの加藤国務大臣 その前ですね。平成二十五年のただいた、多分そのときに最初にお会いをしたいるから話をしてくれということで出席をさせていれども、マスコミの方から、こういう勉強会があれども、マスコミの方との勉強会がありまして、れども、マスコミの方との勉強会がありまして、れども、マスコミの方とのを強います。

ですね。 〇大西(健)委員 二度もお会いになっているん

りことが書かれている。 うことが書かれている。 うことが書かれている。

> 被害に遭った高齢者の多くは、老後の蓄えを身 を事りは、そこにいるかどうか知らなかったとか を自身は、そこにいるかどうか知らなかったとか おかしくない、こういう深刻な状況なんです。大 おかしくない、こういう深刻な状況なんです。大 おかしくない、こういう深刻な状況なんです。大

ょうか。

なを撤回させることに使われていたということにをが、このような形で、高齢者を安心させて、返とが、このような形で、高齢者を安心させて、返かったと言っても、山口会長と大臣が会食したこかったと言って、大臣自身はそういうつもりでな

○加藤国務大臣 委員、お会いをしているというふう ということをまず申し上げておきたいというふう されていたということでございますので、私が意 されていたということでございますので、私が意 ということをまず申し上げておきたいというふう ということをまず申し上げておきたいというなり

それから、今のお話について、私どもも、いろそういう話があったので、どんな形でされているのか、いろいろ検索をしたんですけれども、では、マスコミ等、具体的に先ほどの資料等がございましたので、そうしたものが出ていたということを確認いたしましたので、どんな形でされていない形で掲載されていること、そしてその背景について抗議を申し込んでいるということでごれていない形で掲載されていること、そしてその背について抗議を申し込んでいるということでございます。

ります。 ります。 ります。 ということを私も切に望んでいるところであの皆さん方の被害等が迅速に回復される、救済さ一日も早くこれが解明されて、そして、それぞれ害者がいらっしゃるということでありますから、まだ、いずれにしても、本件について多くの被ただ、いずれにしても、本件について多くの被

**〇大西(健)委員** 私も、悪いのはジャパンライ

方々の顔写真と名前も載っています。 方々の顔写真と名前も載っています。 ただ、次の資料をごらんいただきたいんですけれども、ジャパンライフ社が信用を得るために政制ですけれども、これはパネルにもまして、次の資料ですけれども、これはパネルにませて、次の資料ですけれども、これはパネルにまで開催しました!」と大きく書かれていて、工階幹事長の顔写真が載っています。 ただ、次の資料をごらんいただきたいんですけただ、次の資料をごらんいただきたいんですけ

会で、毎月、帝国ホテルで開かれている。 元社員によれば、これはミレニアムの会という

ました。」と。
おいら次の資料は、総理主催の桜を見る会、のご招待状が届き載っていますけれども、「安倍晋三内閣総理大臣この招待状と受付票、さらには安倍総理の写真もこの招待状と受付票、さらには安倍総理の写真も

ばあちゃんがころっとだまされるということは私るから大丈夫だろうといって、おじいちゃん、おも招待されている、そういう立派な人がやっていと会食をしていて、そして総理から桜を見る会に安倍内閣の重要閣僚や自民党ナンバーツーの人

んになって、総理、どのようにお思いになりますういう悲痛な声が寄せられています。これをごら首をくくるしかないとか、もう死ぬしかない、こぜひ、今、弁護団の行っている電話相談には、は不思議じゃないというふうに思います。

けでございます。 私自身は存じ上げる方ばかりではもちろんないわ 新で招待状を出しているわけでありますが、当然、 毎年、一万三千人ぐらいの方々に、これは私の名 の安倍内閣総理大臣 桜を見る会につきましては、

○大西(健)委員 確かに、利用されたという部まな消費者被害の防止、既存契約者への通知による財産の保護など、法令に基づき対応を進めてよる財産の保護など、法令に基づき対応を進めてよる財産の保護など、法令に基づき対応を進めてよる財産の保護など、法令に基づき対応を進めてよる財産の保護など、法令に基づき対応を進めてよるを図ることが第一であり、引き続き消費者庁において対応に万全を期してまいりたいと思います。

説明いただけますか。 潔に、時間がないので、テレビをごらんの方に御潔に、時間がないので、テレビをごらんの方に御どういう方か、ちょっと簡単に、江﨑大臣、簡

世界ではかなり有名な方なんですよ。

知らなかったじゃ済まないと思うんです。

という

も、この山口隆祥さんというのは消費者問題の

けにせし。 〇江崎国務大臣 私自身、山口さんは存じ上げて

です。委員長」と呼ぶ)

、大西(健)委員「時間がないので。じゃ、いいと呼ぶ)そんなこと聞いていないといっても……と呼ぶ)そんなこと聞いていないといっても……と呼ぶ)そんなこと聞いていないです。それだけ答えてください、山口さんのやつだけ」その立場で、今まで本件について、政府関係者、私の立場で、今まで本件について、政府関係者、

○大西(健)委員 これはお答えにならないけれの財金委員会でこう答弁されていますよ。「この人はその時代から結構有名な方で、マルチ「この人はその時代から結構有名な方で、マルチまだ生きていたのかと思って、これ見たんで、」まだ生きていたのかと思って、これ見たんで、」まだ生きていたのかと思って、これ見たんで、」がは結構有名人。でしょう、」「あの山口さんがの財金委員会でこう答弁されていますよ。「この人はお答えにならないけれる大西(健)委員 これはお答えにならないけれる大西(健)委員 これはお答えにならないけれる大西(健)委員 これはお答えにならないけれる大西(健)委員 これはお答えにならないけれる大西(健)委員 これはお答えにならないけれる

す。

ないのお手元に新聞記事を配っていますければさんのお手元に新聞記事を配っていますけれ

関する集中審議をやっているんですよ。小委員会というところで、ジャパンライフ商法に年の十二月十日、衆議院の商工委員会の流通問題

現にお年寄りを安心させるために使われているたって、そういう人と実際に会って、そのことよ。だから、そういう人を知らなかったとか言だから、消費者問題の世界では超有名人なんで

がっす

に思いますよ。私、仕方がないんじゃないですか、そういうふうわけですよ。これは広告塔になったと言われても、

ているんです。

これを何でもっと早く行政処分じゃなくて刑事告別い込みだということで、法的処置をとると言っかがでがまましたけれども、例えば、二回目の処分を受けた後に、ジャパンライフは、「大切なおのがでおきましたけれども、例えば、二回目の処分を受けた後に、ジャパンライフは、「大切なおのがでおったかということなんですよ。四回も行発しなかったかということで、法的処置をとると言ったいるがです。

員も本当に苦しめました。」

の令と、NHKの報道や新聞報道で、活動者も社あるか。「度重なる消費者庁の的外れの業務停止を送っているんですけれども、ここに何と書いてとがですけれども、顧客向けにおわび状というの

発をしていればこんな被害が広がることはなか ずさんな調査と的外れな行政処分と言われて、な ないんですよ。聞く気がないんですもの、だって。 たことによってここまで被害が広がってしまった。 た。これはまさに、 分をやって、私は、もっと早く消費者庁が刑事告 められているんですよ。そんなところに四回も 全く、消費者庁の処分なんか、 い、こういうふうに思い は、これは国家賠償を求められてもおかしく 政府の対応が後手後手に回っ ますけれども、 へとも思って 0 処 1

間 が · 来て おり

ございます。 関における捜査に支障を来すおそれがあることか 関係機関と緊密に連携しておりますが、 についての刑事告発の有無等については、 答弁を控えさせていただきたいということで 消費者被害を防止するため、捜査機関を含め 個別事案 消 捜査機

ことを公開したことは幾らでもあります。 〇大西(健) 古屋店があるので。 お地元にも多分被害者はいらっしゃいますよ、名 すけれども、 今まで消費者庁は、刑事告発をした委員 時間が来ているので終わりま 大臣の

テレビをごらんの中でお知り合い等でかかわってぜひ、この問題、もう一度言いますけれども、 私の質問を終わります。 いる方がいらっしゃったら、必ず消費生活センタ -に御相談いただきたいということを申し上げて、

これを許します。今井雅人君。 〇河村委員長 この際、今井雅人君から関連質疑 申出があります。後藤君の持ち時間の範囲内で

〇今井委員 今井雅人でございます。

とうございます。 きょうは、質問の時間をいただきましてあり が

改めて確認をさせていただきたいと思います。 ですけれども、きのうの茂木大臣の御答弁をお伺 いしていましてちょっと違和感がありましたので、 きょうは、この質問をする予定ではなかったん 政党支部で線香を配付されたというこ

> との 分は配っていないというお話でした。 :あったと思いますけれども、 御

○茂木国務大臣 週刊誌の記事の一つ一つについり配られた、そういうことでよろしいんでしょうか。○茂木国務大臣 週刊誌の記事の皆さんとかがやはは配っておられなくて、秘書の皆さんとかがやはでしたけれども、これは事実確認ですが、御自分でしたけれども、これは事実確認ですが、御自分でしたけれども、これは事実確認ですが、御自分でしたけれども、これは事実確認ですが、御自分でしたけれども、 と秘書さんが配られた分があるというような記事 記事によりますと、御自分、自分で配られた分

す。党支部の政治活動として行っているものでありまめ上で、私自身は配付をいたしておりません。政てコメントすることは控えたいと思いますが、そ

御自分でなければ、 どな

政党支部の関係 者

ですけれども、実は飛ばして読んでいるところが百九十九条の三というのを読んでいらっしゃるん 〇今井委員 あるんです。 ですが、ちょっと気づいたんですが、公職選挙法いんですけれども、衆議院TVで何回も聞いたん 野田大臣、ちょっときのうの答弁で質問をし 秘書も配られたということですね。 た

ね。「いかなる名義をもつてするを問わず、これ っていますが、この間にもう一つ文があるんです 附をしてはならない、このことをずっとおっしゃ 対し、いかなる名義をもってするに問わず、寄 一般の政党支部の方が、当該選挙区内にある者 者の氏名を表示し又はこれらの者の氏名が類

推されるような方法で寄附をしてはならな

しっかりと申し上げたいと思います。 どうしてこの部分を飛ばされたんですか 失礼いたしました。それで

る寄附を禁止する規定が置かれています。 ついては、原則として、選挙区内にある者に が、公職選挙法では、公職の候補者と後援団体に る立場ではないので、一般論として申し上げます 査権を有しておらず、具体的な事実関係を承知す 総務省としては、個別の事案について実質的

第九十九条の三において、候補者等の氏名を表示 に即して判断されるものと考えられます。 か否かについては、個別の事案ごとに具体の事態 区内にある者に対する寄附が禁止されています。 し又は氏名を類推させる場合に限って、当該選挙 公職の候補者等の場合とは異なり、公職選挙法の いずれにしても、具体の事例が寄附に該当する 一方、お尋ねのありました、一般の政党支部

に、その団体名等を記載することをい ることによってその氏名が類推されるような場 の表示がなくても、 名が類推される方法とは、直接、候補者等の氏名 者等の氏名を表示することをいいます。また、 上げると、氏名を表示しとは、直接、公職の候補 そして、続きますけれども、一般論として申 団体名を記載す 氏 合 L

分の名前を書いていなかったからよかった、い いんだということをしきりに強調されて きのうの答弁を聞 自

ふうに思うんですね。かどうかというのがこの問題のポイントだというで寄附をしてはならないというところに該当するの。これらの者が、氏名が類推されるような方法いたんですけれども、問題はここなんですね、今

先ほど、秘書が配られたというふうにおっしゃっていましたけれども、秘書が配られているといっていましたけれども、秘書だということを認識しるのかというものが類推できるというケースに当るのかというものが類推できるというから、そう考えると、当然、誰が配っているというように当れども、この点において、私は、百九十九の三に抵触も、この点において、私は、百九十九の三に抵触も、この点において、私は、百九十九の三に抵触する可能性があるんじゃないかというふうにおっしゃっていましたけれども、秘書が配られたというふうにおっしゃっていました。

**〇野田国務大臣** お答えします。

許されるか許されないかということはやはり総務的では、候補者野田電子が代表取締役社長である会では、候補者野田商事株式会社であるとした場合に、ひ今井委員 総務省はこういう案件についてはないなか見解を出していただけないんですけれども、かなか見解を出していただけないんですけれども、かなか見解を出していただけないんですけれども、かなか見解を出していただけないんですけれども、かなか見解を出していただけないんですけれども、かなか見解を出していただけないんですけれども、ですし、政党支部でどんどんいろんなものを配れるんだったらそれはやりたいですから、これが許されるか許されるなら私もどんどんやりたいですし、政党支部でどんどんいろんなものを配れるんだったらそれはやりたいですから、これがれるんだったらそれはやりたいですから、これがれるんだったらそれはやりたいですから、これがれるんだったらそれはやりたいですから、これがれるんだったらそれはやりたいですから、これがれるんだったらそれはやりたいですから、これがの人というないとは、

ぜひお頽ハします。 省としてしっかり判断していただきたいんですよ。

○野田国務大臣 公職選挙法においては、金のかの野田国務大臣 公職選挙法においては、公職のがる選挙を是正するため、寄附禁止の規定が設けかる選挙を是正するため、寄附禁止の規定が設けかる

ます。派において御議論いただくべき事柄だと思っていを含めた政治活動のあり方については、各党各会会お話ありました、政党支部からの寄附の規制

○今井委員 法律の解釈を各党会派にしてもらう

**〇河村委員長** わかりました。理事会で協議をさ

や皆さんが配っていれば、それはどなたのものか類推されるケースというのは、当然やはり、秘書O今井委員 私は今、これを素直に読みますと、

いただきたいと思います。 疑義があると思いますので、その指摘だけさせてというのはわかると思いますから、非常にこれは

実施機関において、法令や予算の趣旨にのっとっけれども、総理のお答えは、それぞれの所管省庁 りますのは、ペジーコンピューターとエクサスケ 思いますけれども、 でよろしいんでしょうか。 まりこれは、政治家の関与はなかったという意味 すという、ちょっとよくわからないんですが、つ おいて、そのように行われていると承知していま て適切に実施されるべきであり、御指摘の事実に 与があったんでしょうかという質問だったんです 問させていただきました。ここに政治家などの関 すが、この間、玉木我が党の代表が代表質問で質 うふうな疑いで逮捕されたという事案であります。 ーラー社の斉藤社長が補助金をだまし取ったとい この点について、まず総理にお伺いしたいんで 続きまして、ちょっとスパコンの話をしたいと 総理のお答えは、それぞれの所管省庁、 今、世の中で話題になってお

○安倍内閣総理大臣○安倍内閣総理大臣○安倍内閣総理大臣○安倍内閣総理大臣○安倍内閣総理大臣○安倍内閣総理大臣○安倍内閣総理大臣○安倍内閣総理大臣○安倍内閣総理大臣○安倍内閣総理大臣○安倍内閣総理大臣○安倍内閣総理大臣○大田の本会議では、各省のでございます。

**〇今井委員** 先日、玉木代表は、政治家の関与は**〇今井委員** 先日、玉木代表は、政治家の関与は所管する大臣に聞いていただきたいと思います。 具体の予算執行については、当然、当該予算を

政治家の関与はないということでよろ

かと言いに行ったら、これがその答弁の回答だ

に対しての認識は。かか。改めてちょっとお答えいただけますか、それか。

○安倍内閣総理大臣○安倍内閣総理大臣○安倍内閣総理大臣○安倍内閣総理大臣○大日の本会議においては、各省の予算の執行に関することについて私に質いては、それぞれの所管省庁、実施機関において、は令や予算の趣旨にのっとって適正に実施されるでございました。そこで、補助金の交付等について私に質のであり、そのようにお答えをしたところ

ですから、具体の予算の執行に当たっては、当 ですから、具体の予算の執行に当たっては、当 がこのようにお答えをしたわけでございますが、 本会議では答えられませんので、 私がこのようにお答えをしたわけでございますが、 を、これは委員会でございますから、予算の執行 については、当該予算を所管する大臣に聞いていただきたいというふうに申し上げたところでございますが、 ただきたいというふうに申し上げたところでございます。

○今井委員 いやいや、本会議のときも、実はれはお答えになっていないんです。私たち、実はれはお答えになっていないがって答えたんだということを言ったら、これをもって答えたんだとおっしゃったので、与党の皆さんは、この文章とおっしゃったので、与党の皆さんは、この文章とおっしゃったので、本会議場で、これは答えていないじゃないですかを答えたんだというふうにおって答えたんだということを言ったら、実はこので、私は確認しているんですよ。

しゃったんです。 しいんですか。それは、与党の皆さんがそうお

○安倍内閣総理大臣
 ○安倍内閣総理大臣

ですからこれは、私、それぞれの所管の官庁にあのとき玉木氏が聞いていれば、それはそれぞれの所管の大臣がお答えをしたわけでありますが、の所管の大臣がお答えをしたわけでありますがいということでございまして、今この委員会においては、まさに各大臣がそろっておりまして、今井委員は各大臣に聞くことができるわけでありますから、当該予算を所管する大臣に聞けでありますから、当該予算を所管する大臣に聞けでありますから、当該予算を所管する大臣に聞けでありますから、当該予算を所管する大臣に聞いていただきたい、このように論理的に申し上げいているところでございます。

○今井委員 本会議のときの答弁について私はおり、済みません、答弁漏れじゃないかということで、きに、これは質問漏れじゃないかということで、味はどうだったんでしょうかということを。味はどうだったんですよ、本会議のときの答弁の意味はどうだったんですよ、本会議のときの答弁について私はおり、

確認しているんです。というふうに言われたので、その意味をもう一度

思木代表の質問は、政治家の関与はありません 下したかという質問なんですね。それに対しての でしたかという質問なんですね。それに対しての質問 というのは、私は質問に対して答えているんです というのは、私は質問に対して答えているんです というのは、私は質問に対して答えているんです なかったから」と呼ぶ)あ、意味がわからなかっ なかったから」と呼ぶ)あ、意味がわからなかっ なかったから」と呼ぶ)あ、意味がわからなかっ なかったから」と呼ぶ)の関与はありません

いと。

ない方に、もう何回も申し上げますが、私は、
ですから、もう何回も申し上げますが、もう何回も申し上げますが、もう何回も申し上げましたように、別まして、しかし、私に質問がございましたので、ということであれば、まさに、ですから、私が今ということであれば、まさに、ですから、もう何回も申し上げますが、私は、ですから、もう何回も申し上げますが、私は、

に聞いていただきたい、こういうことでございまいただきまして、それぞれについては所管の大臣うことでございました。そのことを御説明させて義では、私が答えられることをお答えをしたとい議では、私が答えられることをお答えをしたといることではなくて、それぞれ所掌所掌がございますから、これは別に、政府としては答えないということ

答えください。 所管の大臣に、政治家の関与があったかどうかお耕大臣が手を挙げられておられますので、改めて耕、臣が手を挙げられておられますので、改めて

〇世耕国務大臣 まず、NEDOは、補助金をあいます。

われているという状況であります。者が入って、採択審査委員会で客観的な審査が行れて、できる限りの調査をやりました。外部有識我々、いろいろ、NEDOでの採択の過程につ

八で採択をされたということであります。 ります。そして、五百九十一件応募のうち、六十も六名ということで、二段階の審査が行われておでし、半導体の専門家も含めた有識者による事前では、半導体の専門家も含めた有識者による事前四年度イノベーション実用化ベンチャー支援事業四年度イガベーション実用化ベンチャー支援事業

働きかけというのは想定はできないと思いますけわからない仕組みになっていますので、委員への秘密で選ばれます。全部終わるまでは事業者には質問に関して、この採択委員会の委員というのは質問に関して、この採択委員会の委員というのは

治家の関与、お答えします。

うことを、五十六名全員に連絡をとりました。れども、私の指示で、今回この審査に携わった外部有識者、五十六人おり回分の審査に携わった外部有識者、五十六人おり回分の審査に携わった外部有識者、五十六人おりをす、これに直接コンタクトをして、政治家からの動きかけがあったか、あるいは政治家からの委託を受けた経産省職員の働きかけがあったか、私の指示で、今回この審査に当たった人、れども、私の指示で、今回この審査に当たった人、れども、私の指示で、今回この審査に当たった人、

五十二名と連絡がつきまして、そういった働き五十二名と連絡がつかない。残り一名は退職なりました。一名は海外にいらっしゃるので、ちなりました。一名は海外にいらっしゃるので、ちをされていて所在不明ということでございます。ということで、現時点で確認できる範囲では、をされていて所在不明ということでございます。ということでございます。ということでございます。たということでございます。

**〇今井委員** では続いて、ちょっと事実関係を確

大臣、もともと御面識があったのか、ここで初め大臣、も、まずお伺いしたいのは、この斉藤社長と麻生長で、なぜこの人が説明している人が当該の斉藤社長で、なぜこの人が説明している人が当該の斉藤社長で、なぜこの人が説明している人が当該の斉藤社らで、なぜこの人が説明している人が当該の斉藤社らに、まずお伺いしたいのは、この斉藤社のことで記りと、この二つのセンターと戎崎計量宇宙物理研究所ということで説明をされていると思うんですけれども、まずお伺いしたいのは、この斉藤社長で、本世が大臣が出ているとのか、ここで初め大臣、まずお伺いしたいのは、この斉藤社長である。

ことですか。

|末日国務で同一につずつ話は、ニュナーお会いになったのか、どちらですか。

○麻生国務大臣 この方の話は、エクサスケール の本を私も読ませていただいて、えらい関心を持 の本を私も読ませていただいて、えらい関心を持 の本。こんな本は読まれたことがありますか。あ の本、こんな本は読まれたことがありますか。あ の本、こんな本は読まれたことがありますか。あ の本、こんな本は読まれたことがありますか。あ

しております。 しております。 しております。 このあれを見せてもらいたいと言ったのが始まりだったと記憶 したので、現場に行きたいなと思って、これを見 に行きまして、いろんなことを前々、しておりま に行きまして、いろんなことを前々、しておりま に行きまして、いろのは、そういう現場という いったので、こういうのは、そういう現場という このあれを見せてもらいたいという話を持って

○今井委員 以前にお会いしているかどうか、ちの今井委員 以前にお会いしているかどうからことではなくて、大臣からことで視察することになったのは、大臣の方から、どを視察することになっと確認ですけれども、ここー度また確認をしていただきたいと思います。

いますが、コンピューターも、水の中に入れるとのが水冷になって車も飛躍的に発展したんだと思えてみれば、自動車も、昔は空気、空冷だったも想は私には全く理解ができませんでしたので、考げて、コンピューターを水の中につけるという発げて、コンピューターを水の中につけるという発

をこちらの方から申し上げたと思います。て、ぜひそういうのは見せてもらいたいという話いなと思って、それは見ないと信用できぬと思っいで同じスペースができるというのはこれはすごスが要るんですけれども、電気洗濯機が五台ぐらいうことによって、御存じのように巨大なスペーいうことによって、御存じのように巨大なスペー

申し上げたいと思います。 たいんですが、一応、時系列のことだけちょっとない部分がたくさんあるので事実を確認していきる。

今、七月十三日に麻生大臣がスパコンを視察なら、七月十三日に麻生大臣がスパコンを視察などころもあるということで御質をいましたけれども、その翌月の八月二十四日においましたけれども、その翌月の八月二十四日においましたけれども、その翌月の八月二十四日においましたけれども、その翌月の八月二十四日においましたけれども、その翌月の八月二十四日においました。

っしゃる方なんですね。
この十月の三日、これは総理大臣が議長を務めていられます経済財政諮問会議のところの、二○でおられます経済財政諮問会議のところの、二○ではが利害関係者というかビジネスをやっていらだけが利害関係者というかビジネスをやっていらではが利害関係者というかビジネスをやっていらっしゃる方なんですね。

この十月三日の会議で非常に熱心なプレゼンをし資料はつけてありますが、この方、第一回目の

ておられます。

では、 一切をしているものをここでプレゼンしておられる なっています、この会社の、問題の社名です、に なっています、この会社の、問題の社名です、に なっています、この会社の、問題の社名です。に なっています、この会社の、問題の社名です。 として、自分の著書である「エクサスケールの衝 として、自分の著書である「エクサスケールの衝 としているものをここでプレゼンしておられる ということを力 ということを力 ということを力

おります。分が申込みをされて、六十億の融資枠をとられて分が申込みをされて、六十億の融資枠をとられてそして、そのわずか十日後の緊急の募集に御自

本に非常に私は問題があると思うんですね。 この仕組み自体がとても問題だと思うんですね。 この仕組み自体がとても問題だと思うんですね。 これは、こういう新しいことをやっていこが大事だということを主張しておられて、その方が大事だということを主張しておられて、その方が大事だということを主張しておられて、その方が大事だということをやっていことがでする。

だいろんなところで疑義を持たれるんですよ。 持っていって、その予算をとるためにそこいうことがない限り、これは非常にお手盛りというか、自がない限り、これは非常にお手盛りというか、自がない限り、これは非常にお手盛りというか、自がない限り、これは非常にお手盛りというか、自がない限り、これは非常にお手をしていって、その予算をとるためにそこで主張持っていって、その予算をとるためにこうやってこれは、ともすれば、自分のためにこうやって

られるんでしょうか。うことを、諮問会議の議長としてどうお考えになうことを、諮問会議の議長としてどうお考えになったとい

から答弁させます。うことは私は全く存じ上げませんので、担当大臣うことは私は全く存じ上げませんので、担当大臣ざいますから、どのような過程で人選されたといる安倍内閣総理大臣 タスクフォースのことでご

○茂木国務大臣 斉藤氏につきましては、一昨年、
○茂木国務大臣 斉藤氏につきましては、一昨年、

加をされた、そのように考えております。して、最新のⅠT技術等に知見がある斉藤氏が参討する研究会でありまして、その有識者の一人とまして、二○三○年に向けた経済社会の展望を検本研究会につきましては、七人の有識者により

も参加をしていただいております。 斉藤氏以外にも、人工知能の専門家の方等々に

○今井委員○今井委員○今井委員○今井委員○方計委員

かというふうに疑われるということだと思いますいうことがあるものだから何かがあるんじゃないうのを受けるということが私は大変問題だ、こうとに対して、しかも、こんな短期間の間にこういら、そういう人がこの融資を受けているというこう、利害関係者はこの人一人だけなんですよ。だか

いただいていますか。はい。それで、きょうはJSTの方はいらっしゃってうことをまずお願いしておきたいと思います。から、この仕組みをぜひ変えていただきたいといから、この仕組みをぜひ変えていただきたいとい

えた社は一体何社ありますか。 育二十億という緊急の枠があったわけであります 質がふえていますけれども、ちなみに、これまで いうことなんですが、この会社は六十億円まで融 いうことなんですが、この会社は六十億円までと は、仕様書を見ますと原則五十億円までと で、これまで がふえていますけれども、ちなみに、これまで という緊急の枠があったわけであります で、これまで が、この会社は六十億円までと が、この会社は六十億円までと で、これまで で、これまで が、この会社は六十億円までと が、この会社は六十億円までと で、これまで で、これ

○濵口参考人 ただいまは御質問ありがとうござ

五十億を超える融資があったということでございますが、そもそも、この五十億を超える融資というのは、募集段階から、募集要項の中に、もしいうのは、募集段階から、募集要項の中に、もして、三億とか五億とかますが、そもそも、この五十億を超える融資として、三億とか五億とか超えた例が実際ございますが、そもそも、この五十億を超える融資というのは、募集段階から、募集要項の中に、もしい方のは、募集段階から、募集要項の中に、もしい方のは、募集段階から、募集要項の中に、もしい方のは、基準のである。

トがちゃんといくとか、実際に社会に実装できるて、技術だけでは、会社が動くとか、マネジメンかり集めまして、まず技術評価をやっていただい半導体チップの開発専門家、AIの専門家、それからンピューターの専門家、AIの専門家、それから十一名の評価委員会と、その下に、この場合はコー私ども、審査は非常に厳しくやっております。

と、。
して判断をしていただくという構造になっておりコンシステンシーを維持しながらきちっと評価を委員会はその上に立って、幅広くいろんな申請をかとか、そういうことがわかりませんので、評価

○廣司参考人 超えたケースを忍めたものはござ円以上を認めたケースはほかにありますか。った、その後も募集が続いていますよね、五十億〇今井委員 この事業に関して、五十億円以上だ

**)分生でし**こういうこうでしょ。留たこり青はいませんが、超えた申請はございました。 〇濵口参考人 超えたケースを認めたものはござ日以上を認めたものはござ

○今井委員 そういうことですね。超えた申請はの今井委員 そういうことですね。

億、もう一つの社はたしか二億ですね。 認められたのは二社ですね。一つはこの社で六十って、わずか二週間であります。この間に申請を予算が十一日に成立した後、募集が翌日から始まるれと、もう一つ、非常に不思議なのは、補正

十億円のうち半分をこの当該の会社が枠をとって がなかなかやはり、課題提案書というのを見せていただきましたが、こんな分厚いんですね。ああいただきましたが、こんな分厚いんですね。ああいただきましたが、こんな分厚いんですね。ああいただけ短期間のところで申込みをしようと思ったら、だけ短期間のところで申込みをしようと思ったら、だけ短期間のところで申込みをしようと思ったら、だけ短期間のところで申込みをしようと思ったら、だけ短期間のところで申込みをしようと思ったら、だけ短期間のところで申込みをしようと思ったら、だけ短期間のところで申込みをしようと思ったら、

いるわけですね。

ったんじゃないでしょうか。人たちにもう少し準備をする期間を与えるべきだこれは、もう少しやはり期間を置いて、ほかの

今回、特に、補正予算の緊要性に鑑み、平成二から広く認知されていることでございます。ている企業には、こういう募集があることは従前は、産学連携に関心がある、あるいは既に実施しざいますが、思いますが、基本的な枠組みとしてざいますが、思いますが、基本的な枠組みとしてざいますが、思いますが、基本的な枠組みとして

現在も公募中でございます。
募集をずうっと重ねる作業をやっておりまして、であるということでまず募集をして、その後更に十八年度内に一定程度の規模で事業を実施すべき今回、特に、補正予算の緊要性に鑑み、平成二

ます。すし、更に公募を進めているという状況でござい数でございまして、現在も二件審査をしておりまサ件というのは、昨年の十一月までの募集の件

です。の会社が六十億を先に枠をとってしまったわけんの会社が六十億を先に枠をとってしまったわけですね。その分の、この二週間の間にこの斉藤さ補正予算に関して言うと、百二十億円の措置なん補正予算に関して言うと、百二十億円の措置なん。

しても、事実関係をもう少ししっかり調べなきゃということをするべきだったと思いますし、どういうことでありまして、この短い期間に、もう少先にその半分の枠をとってしまった、確保したといるのでありますが、言ってみれば、この会社が残り半分がまだ、未消化になってその先続いて

うなことが起きていたんじゃないだろうかという けませんが、この斉藤社長の会社に優遇 しするよ

お願いしたいと思います。 問させていただきたいと思いますので、よろしく らもちょっとこの件に関しては引き続き中身を質 見ても不自然なところが非常に多いので、これか けにしますけれども、いろいろスケジュール等を ですから、きょうは事実関係を確認しておくだ

の問題です。 次に、もうずっとやっておりますが、 森友学園

して、 うしても私は許せないんですけれども、いわゆる なって初めて聞いた、答弁を聞きましたけれども、 下のところです。 の法律相談書、この中にこういう記述があります。 相談書ですね、情報公開によって出されましたこ きょうはその続きが出てまいりまして、これはど 前回の特別国会で歴史的な珍答弁をいただきま 金額と価格は違うという、私は、日本人に

限り学校法人との事前調整に努めるとする、 結果にならないよう売買金額については、できる 金額については事前調整に努めると書いてありま 定まで行った後に学校法人が買わないようにする なお、予算を必要とする不動産鑑定士の評価鑑 売買

まったんじゃないんですか。どうですか。 打ち出しているじゃないですか。だから、そこか これは事前交渉のことじゃないんですか。もと 籠池理事長たちとの売買価格の金額の交渉が始 省内で事前交渉をしましょうという方針を

## 〇太田政府参考人 お答えを申し上げます。

たしました。 先ほど委員から珍答弁だという御批 判を頂 戴 1

ました。 おける手続においての価格決定のことを申し上げ 上げたことは、あくまで今回の森友学園の売却に 会でも御議論がございましたけれども、私が申し 価格と金額ということについて、 特別 玉

となくということでございました。 あるということから、見積合わせを行うというこ する金額というのを承るんですが、それは困難で いうことになりますれば相手方から買受けを希望 ということでございました。見積合わせを行うと という判断をして、見積合わせを行うことはなく 相手方において契約金額を見積もることは難しい それは、今回 の森友学園の土地売却にお いては、

厳密な意味での予定価格ということを申し上げまいという手続のもとでの価格、そういう意味での、約が成立する、受け入れなければ契約が成立しな価格を受け入れればその価格を売却価格として契 した。 を作成した上でその価格を通知し、相手方がその 、会計法、予決令に基づいたいわゆる予定価格その上で、国の方で、不動産鑑定評価に基づい

そういうことを申し上げました。 とで仕事をさせていただいているものですから、 決令に基づいた厳密な意味での予定価格というこ 私ども、 公務員でございますので、 会計法、 予

だということであれば、 般的な名詞としての価格と金額がどう違うん それはおっしゃられるこ

> し上げさせていただいております。 格ということを申し上げているわけではなくて、 ただ、一般的な意味での価

相談のものであります。 物が発見される以前、平成二十七年十二月の法 申し上げた平成二十八年の三月の新たな地下埋設 わけですが、今ごらんいただいているものは、今 なった、その価格のことをおっしゃっておられる ら差し引いて、最終的な価格が一億三千四百万に 後に出てきた不動産鑑定評価額九億五千六百万か 最終的には八億二千万という積算をし、結果的に、 それから、では、その撤去費用をどうするんだ、 からも御指摘をいただいているものは、平成二十 るいはこれまで今井委員からもあるいは他の議員 ございますが、今の、御答弁申し上げました、 部分に出てくる、法律相談書に出てくるところで 八年の三月に新たな地下埋設物が発見をされて、 その上で、今ほど御質問いただきました、 下

でという話でございます。 全く異なるところの話でございますので、その上 森友学園も全く知らないという状況下の話なので、 ことは私ども財務局の方も知りませんし、先方、 ということは、新たな地下埋設物があるという

こともございません、 先方から幾らでも買いたいといった希望もあった 認したいと思いますが、そういう価格につきまし ○今井委員 もう一度佐川元理財局長の答弁を確 て、こちらから提示したこともございませんし、 こうおっしゃっているわ

ているんだと思うんです。 整に努めるということは、これは財務省の皆さん 金額については、できる限り学校法人との事前調 る不動産鑑定士の鑑定評価まで行った後に学校法 ってしまったら困る、こういうことをおっしゃっ 人が買わないようにする結果にならないよう売買 て感じたんですけれども、なお、予算を必 価格が高過ぎて森友学園が買えないようにな

いうことじゃないですか。 学園とどれぐらいなら買えるんですかという事前 調整をしたい、こういう意思が最初からあったと ですから事前に、この予定価格も含めて、 森友

らうために、購入してもらうことがある意味失敗 いてあるんだと思うんです。 額を事前に調整しましょうということがここに しないように、必ずこれが成約できるように、 物件に関して、最終的に森友学園に購入しても どの場面とかいうことではなくて、もともとこ

普通これを見たらそう思いますよ。そうじゃない どれぐらいならいい、そういう流れだというのは、 そういうことじゃないんでしょうか。 とする結果にならないよう」と。だから、買えな ですか。これは明らかに、「学校法人が買わない ったんだなと。それならつじつまが合いますから。 ああ、そういう意図があったから価格交渉が始ま というのが財務省の皆さんの意図じゃないですか。 いようなことにならないようにしなきゃいけない だから、私、これを読んですっきりしましたよ。 それに従って協議がどんどんなされていって、

## 〇太田政府参考人

げましたように、平成二十七年の十二月、 地下埋設物が発見される以前のものだと。 今ほど来出ています法律相談は、先ほど申し上 新たな

それから、いずれ買うという売買予約がついてい ておりました。 表示をすればその契約が成立するという形になっ が確定をしておりまして、先方が買うという意思 立をしておりました。その売買予約の契約は契約るという売買予約契約の二つの契約がそのとき成 見される前、それは、できていた定借の契約と、 いうことでございますが、 ておったか、どういう法律相談をしておったかと その上で、では、そのときにどういう議論をし 新たな地下埋設物が発

たということであります。 予定価格になるということが契約上決まっておっ すなわち不動産鑑定に基づく時価だということが と、国有財産評価基準に基づいて算定された額、 そのときの契約上の売買価格はと申し上げます

だということになるわけです。 ば、不動産鑑定評価をして、そこで決まった金額ことになります。では、その金額は幾らかといえ すと言えば、その瞬間にこの売買契約は成立する そういう状況のもとで、先方が、では、 買い ま

評価をしてみないとわかりません。 七億なのか、九億なのかというのは、すが、では、具体的な金額は幾らか、 1億なのか、九億なのかというのは、不動産鑑定が、では、具体的な金額は幾らか、八億なのか、抽象的というか、不動産鑑定評価ということで

そうすると、相手方からすると、買うという意 示をすると契約が成立してしまう、その上で、

> うしたらいいかと。 ことになるので、そうならないようにするにはど よ売買契約が大変混乱することになる。混乱する していますと。そうすると、では、違約金を払う はとても私には買えないとなっても、 んですかというようなことになって、いずれにせ 産鑑定評価の結果が出てみたら、 契約は成立

をしておったということであります。 れを、売買契約が混乱しないようにするにはどう をどういう形で考えるかということを含めて、 したらいいかということを法律関係の部門と相談 あらかじめ事前に不動産鑑定評価を得て、 それ そ

というのが事実でございます。 実は残念ながら役に立たないという状況になった なる状況になりましたので、新たな売買契約を結 売買完結権の予約を行使するという形の売買契約 翌年三月に新たな地下埋設物が出てきたために、 んでおりましたので、結果的にはこの法律相談は ではなくて、事前に結ばれた売買契約とは全く異 ただ、残念ながらといいますか、結果的に は、

〇今井委員 そうなんですよ。 話が流 れているん

ているんですね、 う事実があって、 交渉しようとしたら、新しいごみが出てきたとい どれぐらいなら向こうが買ってくれるかと事前に 最終的に売りたいと思ってやっていて、そこで、 今はそうやって、 の流れから来ているわけです。 新たに。ですけれども、 そこでまた価格の交渉が始まっ 売買契約つきのものをやって、

とにかく、一番大事なことは森友学園に

まか。

こういうことだと思いますよ。違いま議をした、こういうことが一番最優先されているので、ないかということが一番最優先されているので、条件が変わっても買ってもらえるかというところが大前提にあるものですから、てもらえるということ、幾らなら購入してもらえてもらえるということ、

○太田政府参考人 委員はおわかりの上で御質問

ります。

○今井委員 私は、ちょっと議論がすりかわって○今井委員 私は、ちょっと理解できませんので、きょう、実いて、ちょっと理解できませんので、きょう、実いて、ちょっと理解できませんので、きょう、実いて、ちょっと理解できませんので、きょう、実いて、ちょっと理解できませんので、きょう、実いで、ちょっと理解できませんので、きょう、実いできたいと思います。

○河村委員長 理事会で引き続き協議をさせてい

いと思います。 私は解決しないと思いますから、必ずお願いした 〇今井委員 この問題は、ここを通り過ぎないと

だきたいと思います。っとプライマリーバランスの話だけをさせていたっとプライマリーバランスの話だけをさせていたもうあと四分しかありませんので、最後にちょ

去年の二月の予算委員会で、私は、それまで施大針演説に毎年毎年プライマリーバランスの黒政方針演説に毎年毎年プライマリーバランスの黒政方針演説に毎年毎年プライマリーバランスの黒政方針演説に毎年毎年プライマリーバランスの黒政方針演説に毎年毎年プライマリーバランスの黒政方針演説に毎年毎年プライマリーバランスの黒政方針演説に毎年毎年プライマリーバランスの黒政方針演説に毎年毎年プライマリーバランスの黒政方針演説に毎年毎年プライマリーバランスの黒政方針演説に毎年毎年プライマリーバランスの黒政方針演説に毎年毎年プライマリーバランスの黒政方針演説に毎年毎年プライマリーバランスの表

やってごまかされるんですね。自慢されますが、できないことに関しては、こう安倍総理というのは、できる数字はそうやって

これは詭弁ですね。その一部であって、それでもの使い道を変えたからとおっしゃっていますが、いんです。ところが、総理は、二〇二〇年のプラレか影響を及ぼさないわけで、六・五兆円足らなれども、もともと、二〇二〇年、八・二兆円の赤れども、もう時間がありませんから最後一つ聞きますけもう時間がありませんから最後一つ聞きますけ

一つ同時に質問しておきます。と待ってください。時間がありませんから、もうこのことをまず総理、総理が、いやいや、ちょっだけじゃないんです。もともと足らないんです。消費税の引き上げも影響はしていますが、それ

二○一八年度の中間評価、これがPBベースですが、実は、この二○一八年度というのは、消ですが、実は、この二○一八年度というのは、消ですが、実は、この二○一八年度というのは、消ですが、実は、この二○一八年度というのは、消ですが、実は、この二○一八年度というのは、消ですが、実は、この二○一八年度というのは、消ですがら。ですから、今までのベースで評価はできすから。ですから、今までのベースで評価はできるはずです。

と思うんですよ。 きなかったというふうに政府は評価するしかない標は一%だったわけですから、これは全く達成で標は一%だったわけですから、これは全く達成でマイナス二・九%になっています。中間評価の目最新の数字を見ると、二〇一八年度はGDP比

す。のところをしっかり答えていただきたいと思いまのところをしっかり答えていただきたいと思いで、ここい試算をつくらなきゃいけないと思うので、ここまず、このことをちゃんと認めてから次の新し

ております。で御指摘いただいておりますことは承知をいたしの茂木国務大臣 今井先生から再三にわたりまし

ての上で、確かに昨年七月にお示しをしました

のではないと考えているところであります。 のではないと考えているところであります。 の歳出改革を織り込んだものではございません。 の歳出改革を織り込んだものではございません。 のお字がマイナス八・二兆円程度と試算されてい中長期の試算におきまして、二〇二〇年度のPB

イナス二・九%となっております。 「はマイナス二・四%、今回の中間試算ではマクー八年度のPB赤字の対GDP比、昨年夏の試して今年度の補正予算等の影響によりまして、二して今年度の補正予算等の影響によりまして、二の一八年度のPB赤字の対GDP比、昨年夏の試の成長率の低下などもありまして、日本経済の回の成長率の低下などもありまして、日本経済の回の成長率の低下などもあります。

○今井委員 時間だから終わりますけれども、総と終わります。

の質疑は終了いたしました。
のする負長 これにて後藤君、大西君、今井君

に、原口一博君。

せていただきます。 一博でございます。無所属の会を代表して質問さ の原口委員 おはようございます。民進党の原口

悔やみを申し上げます。をされた方々にお見舞い、そして御遺族の方におした自衛官の方に心から哀悼の誠をささげ、けがまず冒頭、草津の白根山の噴火で亡くなられま

さい。

さいますが、お手元の資料をごらんになってくだ

がますが、お手元の資料をごらんになってくだ

雨を中心とする災害対策、それに対する予算でご

また、きょうは、この補正予算は、九州北部豪

如実に物語っていると思います。

立にある鉄骨の残骸は鉄橋の橋梁であります。ど
烈な川の流れで丸ごと流されてしまっている、こ
ごらんになれますか、巨大な橋架が、橋桁が、強
ごらんでなれますか、巨大な橋架が、橋桁が、強

の執行で地域の安心、安全を守っていただきたい。河川だけではなくて、これは要望でありますが、有明海に注ぎ込むところ、あるいは山林ですね、ることはできないということを、そして、この下、ることはできないということを、そして、この下、ることはできないということを、そして、この下、ることはできないということを、そして、この下、ることはできないということを、かなりの困難を要するものであるということも、かなりの困難を要するものであるということをまず申し上げて、そして、激甚災害、指定をしたけれどの執行で地域の安心、安全を守っていただきたい。

気象庁の発表は三日ぐらいだったんですね。を私は気象研究者の方から聞きました。しかし、低でも十日、十一日まで降り続く雨だということ理、あのとき、七月の五日でしたか、この雨は最理がありました。糸

であります。
であります。
であります。
にやないかということで、私は、各首長さんに、じゃないかということで、私は、各首長さんに、じゃないかということで、私は、各首長さんに、じゃないかということで、私は、各首長さんに、ところについてはやみ、だから、警戒を解いたではやみ、降ってはやみ、だから、警戒を解いたであります。

ね。

本、ソフトの面もとても大事だと思うんです
の、私、ソフトの面もとても大事だと思うんです
ておられません。こういうハードの面とソフトの
さてそこで、ちょっと官房長官がまだ間に合っ

東日本大震災の行方不明の方の死亡一時金について、その手続について瑕疵があって、これは私いて、その手続については、官房長官が来られましたけれども、直接菅目会、これが最後の仕事として指摘をしていただいですけれども、直接でが総務相のときに設置いただいた年金業務監視委が総務相のときに設置いただいた年金業務監視委がとなったのはやはり年金業務監視をしていただいた年金業務監視委がとなったのはやはり年金業務監視委員会なんで、これが最後の行方不明の方の死亡一時金につ東日本大震災の行方不明の方の死亡一時金につ東日本大震災の行方不明の方の死亡一時金につ東日本大震災の行方不明の方の死亡一時金につまた。

保険庁、それから消えた年金ということで、多く務は国民にとって大変重要であり、かつて、社会官房長官にまずお伺いしますが、私は、年金業

こう考えております。この年金業務監視委員会をもう一度復活すべきだ、の方々が年金に対する信頼を失いました。私は、

聞かせていただければと思います。官房長官、そのときの経緯とそれからお考えを

○菅国務大臣もう十年前ですか、当時、年金記の厚生労働省への不信感が極めて大きい状況でありました。そうした中に、年金行政に対する信頼の早期回復のため、特別かつ異例の取組の一環として、行政評価と行政監視という機能がある総務して、行政評価と行政監視という機能がある総務に監視委員会を設置をし、年金行政に対する信頼のましたので、ここを対応させていただいたといりましたので、ここを対応させていただいたといりましたので、ここを対応させていただいたといりました。

そういうものが起きました。 つわる不安、あるいは事件と言っていいでしょう、後も、データが流出したり、さまざまな年金にま

方改革について伺いたいと思います。一回検討してください。そのお願いをして、働きい総務省の中に年金業務監視委員会、これをもうもうお答えは結構ですけれども、総務大臣、ぜ

資料をごらんになってください。 ちょっとこのパネルを、皆さんのお手元の次の

満、その年齢が、二〇四〇年をごらんになってく国は現在、生産年齢人口が十五歳から六十五歳未とでいろいろな議論をしていますけれども、我が成したものであります。今、働き方改革というこ成したものであります。今

た。 我が国はこれこそ国難であるというふうに思いまもっとたくさんの人たちが働けるようにしないと、んな働き方改革をしようが、生産性を上げるか、ださい、このままいくと先進国で最低になる。ど

を抱えるということになる。も我が国はほぼトップの、そういう生産年齢人口せると、ごらんになってください、先進国の中ですように、二十歳から七十五歳未満にシフトをさしかし、これを、例えば、このグラフにありま

で働きなさいと言っているんじゃないんです。七十四歳や五歳までも、働く意欲があり、そして元気で、週に全ては無理だとしても働くことができれば、私たちのこの日本というものは、二○四○年、五○年、六○年、こういう大きな人口減少の年。ですから、そのような施策を与野党協力してす。ですから、そのような施策を与野党協力してやらなきゃいけない。

改善をする。

さい、そのことについての御所見と、今回、そこで、そのことについての御所見と、今回、

二十年後の働き方改革の結果、どのような将来像から法案が出てくると思いますけれども、十年、齢人口、これを私は試算をしていただいて、これをして、実質賃金、実質所得、GDP、生産年

二点、総理に伺いたいと思います。

〇安倍内閣総理大臣 基本的に原口委員と同じ考 〇安倍内閣総理大臣 基本的に原口委員と同じ考 の安倍内閣総理大臣 基本的に原口委員と同じ考 の安倍内閣総理大臣 基本的に原口委員と同じ考 の安倍内閣総理大臣 基本的に原口委員と同じ考 の安倍内閣総理大臣 基本的に原口委員と同じ考

ことでございます。
う労働環境をつくらなければならない、こういうそういう方々にとって働くことができる、そうい得ることができる社会をつくっていくためには、つまり、みんなが働くことができるチャンスを

もその普及に努めていきます。して、加えて、勤務間インターバル制度についてらない罰則つきの時間外労働の限度を設ける、そ経済界の合意のもとに、三六協定でも超えてはな働き方改革においては、史上初めて、労働界と

をされます。
つきやすくなり、男性も子育てを行う環境が整備フ・バランスが改善をし、女性や高齢者が仕事にまた、長時間労働を是正すれば、ワーク・ライ

って、雇用形態による不合理な待遇差を禁止する。ないわけでございまして、同一労働同一賃金によに、正規の方が非正規になるということは決してまた、同一労働同一賃金によって、これはまさ

〇原口委員 ぜひ試算をしていただきたいと思う

んです。定性的なことを言うのは、法律というこ

しかし、それが日本の

一掃していくという考え方であります。一掃していくという考え方であります。非正規という言葉は、その中においてこの国から

ていきます。発揮できる柔軟な労働制度へと抜本的に改革をし意欲を持って働くことができ、誰もがその能力を予育て、介護などさまざまな事情を抱える方が

す。

一つかりと取り組んでいく考えでございまけて、しっかりと取り組んでいく考えでございまー
一今後とも、高齢者や女性が働きやすい社会に向
児休業の取得促進などに一層取り組んでいきます。
を行うとともに、女性の活躍を推進するため、育
を行うとともに、女性の活躍を推進するため、育
このほか、高齢者の方々が年齢にかかわりなく

ことでございます。うな効果を及ぼすと試算しているのか、こういうとによって、生産年齢人口、GDP等々にどのよとの中で、こうした働き方改革を進めていくこ

環をつくり上げていきたいと考えております。環をつくり上げていきたいと考えております。自分の能力を評価されているという納得感や働くを通じた成長を図る、成長と分配の好循度の拡大を通じた成長を図る、労働生産性が向上し、雇用労働者の理由のない待遇差を埋めていけば、雇用労働者の理由のない待遇差を埋めていけば、雇用労働者の理由のない待遇差を埋めていけば、雇用労働者の理由のない待遇差を埋めていけば、雇用労働者の非正規を働く人に分配することで、賃金の上昇、需要の拡大を通じた成長を図る、成長と分配の好循感や働くを表しているというが、正規雇用労働者と非正規はではできませば、

日本帝国、これが発したものであります。 淡のパネルに参ります。核兵器禁止条約です。 お手元の資料の三をごらんになってください。 お手元の資料の三をごらんになってください。 はいじジョンを数値で示してほしい。

わけです。キングなというか、当たり前のことが書いてある、総理、ごらんになっていただくと、大変ショッ

大日本帝国政府の主張は、米国による広島市で米国政府にこのような抗議文を送っています。大半を壊滅させた。これに対して、大日本帝国はたる性質を持っていなかった広島市の上空で原爆たる性質を持っていなかった広島市の上空で原爆ー九四五年八月六日に、米国が、何ら軍事目標

する罪悪であるということまで言っているわけでの原爆攻撃は、ここにございます、人類文化に対 国際法及び人道の根本原則を無視したもので、こ ガス兵器をはるかに凌駕するものとして、米国は かた無差別かつ残虐性によって禁止されている毒の原爆攻撃は、既に当時でも国際法で禁じられて の原爆攻撃は、既に当時でも国際法で禁じられて の原爆攻撃は、既に当時でも国際法で禁じられて

こて信います

ある、このような認識をお持ちでしょうか。人類文化に対する罪悪であり、人道に対する罪で、安倍政権は、現在も、この原爆投下について、

またのとうとい命が失われ、町は一瞬にして焦土子爆弾により、一瞬にして十数万とも言われるあの安倍内閣総理大臣 広島に投下された一発の原

らないと認識をしております。が、将来再び使用されるようなことがあってはなこのように人類に多大な惨禍をもたらした核兵器若者の夢や明るい未来も容赦なく奪われました。にも筆舌に尽くしがたい苦難の日々をもたらし、

いうことを伺ったわけです。 対する罪悪である、このような認識をお持ちかと 〇原口委員 人道に対する罪であり、人類文化に

ちょっと別の観点から伺います。

府に厳重に要求しているわけであります。的兵器と断定して、その使用の即時放棄を米国政この抗議文では、米国が使用した原爆を非人道

しております。 しております。 しております。 しております。 しております。 しております。 しております。 と記識をお伺いしているわけでございます。 と記識をお伺いしているわけでございます。 と記されているか、そ と記されたあるいは長崎の原爆

○原口委員 非人道的兵器と認識をしていますか

を生じさせたものと認識しております。 広い範囲にその害が及ぶ人道上極めて遺憾な事態 〇河野国務大臣 繰り返しになりますが、極めて

○原口委員 答えませんね。残念です。

米国の原爆傷害調査委員会、これはABCCとい織がございますが、もともとは、一九七五年に、いう名称の、現在は公益財団法人となっている組広島市と長崎市に、現在も放射線影響研究所と

のでございます。共同出資の運営方式の財団法人として発足したも、時間出資の運営方式の財団法人として発足したもきましたが、これと我が国の厚生省国立予防衛生います、このアーカイブスを私ずっと調査をして

ても残念です。にいたと信じていましたけれども、今の答弁はとにいたと信じていましたけれども、今の答弁はと問題について議論をしてきました。同じスタンスこのことで、外務大臣、あなたとはずっと核の

また、軍事目標たる軍人以外に被害が広がり、いれています。生物兵器もそう、化学兵器もそう、のもとで非人道的な兵器は具体的に使用を禁止さ近年は国際人道法と呼ばれるもので、このルール戦争のルールをつくっている。それが、戦争放棄、してなくなっていません。そのために国際社会はしてなくなっていません。そのために国際社会は国連憲章で戦争が違法化された現在も戦争は決国連憲章で戦争が違法化された現在も戦争は決

ました。 人地雷のこの条約も皆さんと協力してつくってき 爆弾も禁止する条約がございます。そのほか、対 おば無差別殺りくにつながるとして、クラスター

たずして誰が立つんだと。

たずして誰が立つんだと。

たずして誰が立つんだと。

たずして誰が立つんだと。

ださい。
生日、総理、終末時計があと二分ということに、先日、総理、終末時計があと二分ということに

国民の生命財産を守らなければなりません。す。一方、現実の脅威に対して、政府は何よりも組の先頭に立っていく責務があると思っておりまを知る我が国は、核廃絶に向けて、国際社会の取を知る我が国は、核廃絶に向けて、国際社会の取

進展は、我が国だけでなく、国際社会の平和とその一方で、北朝鮮の核及び弾道ミサイル計画

ございます。 ます。そのためには、核兵器による抑止が必要で通常兵器だけで抑止をきかせることは困難でありうに核兵器の使用をほのめかす相手に対しては、脅威になっているわけでございます。北朝鮮のよ安定に対するこれまでにない重大かつ差し迫った

ります。 こうした厳しい安全保障環境を踏まえれば、我には非核三原則を堅持しておりますの正当性を損なすれば、この米国による核抑止力の正当性を損なすれば、この米国による核抑止力の正当性を損なのある政府としては、現実の安全保障上の脅威にのある政府としては、現実の安全保障上の脅威に前進させる道筋を追求していくべきだと考えております。

ます。 国としては署名することはできないと考えており 器廃絶に向けた我が国の考え方とは異なり、我が 以上のことから、この核兵器禁止条約は、核兵

[委員長退席、橘委員長代理着席]

で。 の傘をつくるべきだ、その先頭に日本が立つべきね。その抑止力が本当なのか。核の傘よりも非核ね。その抑止力が本当なのか。核の傘よりも非核あなたと若いときからずっと議論をしてきましたの**原口委員** 核の抑止力ということについても、

少しまた観点を変えます。

いるんです。DS64とかDS86とかDS02、4島、長崎で被爆をされた方々をもとにつくられ私たちの放射線の安全基準というのは、まさに、

新しい数字ですよ。02というのは二○○二年です。これが多分一番

うんですか。御答弁ください。厚労大臣。全基準の弱さに出ているんじゃないんですか。違を過小評価してきた、その結果が今の放射線の安を過小評価してきた、その結果が今の放射線の安と過い評価した黒い雨に当たった人たちも、その影響ら入市した黒い雨に当たった人たちも、その影響がしかし、今申し上げたように、被爆の実相をでしかし、今申し上げたように、被爆の実相をで

O加藤国務大臣 放射線の安全基準そのものを評の加藤国務大臣 放射線の安全基準である放射線防護に関する国際放射線の安全基準である放射線防護に関する国際が対象の安全基準である放射線防護に関する国際が対象の安全基準である放射線防護に関する国際

下。 このICRPにおいては、勧告の作成に当たっ このICRPにおいては、勧告の作成 が行った広島や長崎の原爆被爆者の疫学調査、 研が行った広島や長崎の原爆被爆者の疫学調査、 で、今お話がありました放射線影響研究所、放影 このICRPにおいては、勧告の作成に当たっ

○原口委員 総理、ぜひ、多くのデータがまだA○原口委員 総理、ぜひ、多くのデータがまだA

すけれども、FMSについても。はどうなっていますか。これは締め総で議論しまアメリカの核の抑止力といって、今のアメリカ

立つまで質問を続けていきます。私は、これを皆さんがしっかり認めて、先頭に

います。総理と憲法についても議論をしておきたいと思

査会で議論をしています。 この国会で、憲法改正について私たちも憲法調

) では可能を表す。総理、どう思われますか。だと思います。総理、どう思われますか。ないんですか、こう聞かれます。まあ素朴な質問の日本国の憲法では、国は国民を守ることができまず第一点。よく聞かれるんですよ、総理。今まず第一点。よく聞かれるんですよ、総理。今

隊を保持しているわけでございます。 〇安倍内閣総理大臣 今の我が国の憲法下におい だと思います。総理、どう思われますか。

っているところでございます。
る米国の抑止力もあわせ、日本の平和と安全を守ているわけでございます。そして、その中におけ主に日本は盾の役割、打撃力はアメリカに依存し主に日本は盾の役割、打撃力はアメリカに依存し

るということは承知をしております。と同時に、憲法についてはさまざまな議論があ

○原口委員 総理、今の日本国の憲法、平和憲法○原口委員 総理、今の日本国の憲法、平和憲法

す。 か、そこの基本的なお考えを総理に問うておりまか、そこの基本的なお考えを総理に問うておりまりま

○安倍内閣総理大臣 平和安全法制の際にさんざい。

これは普通に考えればわかることでありますが、これは普通に考えればわかることでありますが、お互いに助け合うことができる同盟とそを守る。しかし、この逆は一○○%全くないんでを守る。しかし、この逆は一○○%全くないんでを守る。しかし、この逆は一○○%全くないんであります。米国も日本もお互いに民主国家である中において、米国は、米国の兵士が命をかけて日本を守るためであってもという中において、果たしてその同盟は長続きするかどうかというこれは根本問題であろう、こう思うわけでござって、果たしてその問題は長続きするかというでありますが、

で日本を守るためということでございますが、いて日本を守るためということでございます。そうなった、こう考えているわけでございます。そうなった、こう考えているわけでございます。そうかまして、そのきずなは間違いなく強靱なものにりまして、そのきずなは間違いなく強靱なものにいませんで日本を守るためということでございますが、いで日本を守るためということでございますが、いて日本を守るためということでございますが、いて日本を守るためということでございますが、います。

ますが、基本的には、私ここには内閣総理大臣そこで、では、憲法改正の議論についてでござ

私は明記するべきであろう、このように考えてい 担っている自衛隊の存在自体をしっかりと憲法に ざいますが、しかし、まさに日本の平和と安全を るところでございます。 ついて御説明を申し上げる立場にはないわ けでご

芦

## 〇原口委員 二点、総理、 伺 的いま

自衛隊は、フルスペックの集団的自衛権の行使と今おっしゃった、じゃ、自衛隊を明記した、その とで認めないとしたのですか。それと、 いたような集団的自衛権というのは現行憲法のもなぜ、フルスペックの、岡崎先生が主張されて 対して皆さんが採用されたのは、一部解釈改憲。クのいわゆる集団的自衛権が認められる。それに でも、いわゆる芦田修正と言われる、フルスペッ 御指導いただいてきました。そうすると、もとも か。二点伺います。 いうのはできるようになる憲法改正でございます 一案出していましたね。一案は、現行憲法のもと 安保法制懇、 総理とは若いころから安全保障に 総理の諮問機関の安保法制懇は 翻って、 こついて

し上げましたので、これは訂正させていただきた必要最小限の実力と申し上げるところを戦力と申 〇安倍内閣総理大臣 先ほどの私の発言の 中で、

考え方については、 の行使が可能となりましたが、これに先立ち、平和安全法制の制定により限定的な集団的自衛 によって提言された二つの案のうち、 原口委員が御指摘になったように、 これまでの政府の憲法解釈 芦田修正安保法制

で

たところでございます。 採用

とらなかったということでございます。 力組織としての自衛隊を持つことができるという求の権利という観点から、これは必要最小限の実うに、前文と十三条による平和的生存権と幸福追 での政府の解釈の一貫性の中において芦田 判断をしているところでございますので、これ 田 修正論ではなくて、 (府の、この自衛隊の合憲性に げましたよ . つ 修正 ては は ま

をして、もう一つの考え方は、我が国の安全に をして、もう一つの考え方は、我が国の安全に をして、もう一つの考え方は、我が国の安全に をして、もう一つの考え方は、我が国の安全に と平和な暮らしを守ることができるようになった、事態に切れ目のない対応が可能になり、国民の命て導いたものであります。これにより、あらゆる このように考えております。 基本的な論理の枠内で当てはめを行い、 が、昭和四十七年の政府見解における憲法解釈の 結論とし

って、国際社会の平印と安全つこうこうない。限定的な集団的自衛権の行使が認められるのであいます。というであります。 集団的自衛権の行使を行えるようにするもの、国際社会の平和と安定のためにフルスペッ 世界各国と同 りません。 今回 政府としては、 の解釈を超えて自衛権 様の集団的自衛権の行使一般 現行憲法のもと を広げ

> るような解釈を採用することは困難であると考え のことは申し上げてきたところでござ

ことは、 二項をそのまま残すという私の提案においては、 のように考えているところでございます。 制を制定したときの新三要件はこれ 政府の解釈と同じでございますから、平和安全法 これは二項の制限がかかるということは今までの に答弁させていただきますと、二項については、 御質問でございますので、もう少しちょっと丁寧 説明すべき立場ではございませんが、原口委員 となろうと思いますが、例えば、本来ここで私が 的自衛権の行使ということを容認、認めるという が、書き込み方においては、フルスペックの集団 それは当然そこに、まあ書き込み方でございます いますが、 当然これは書き方でございますから可 では二項を変えるということになれば 憲法改正につい 項、 はかかる、 0 能

ございます。 〇原口委員 丁寧に御答弁いただいてあり うがとう

釈でよろしいですか。 的自衛権は行使をできない、 戦権の否認というのが入っておりますから、新し く憲法が改正されたとしてもフルスペックの集団 ということは、 総理の案では、二項、 しない、こういう つまり交

考えているところでございますが、 云々というよりも、 〇安倍内閣総理大臣 行使は認められないのではないか、こう おいては、いわばフルスペックの 必要最小限度の実力の行使と 基本的に、これは交戦権の 集団的 は自

〔橘委員長代理退席、委員長着席

なくて、私が質問していますので。 **〇原口委員** 石破委員に答えておられるわけじゃ

いただきました。 論をしまして、その制定にも、議論に加わらせて 法を今の委員長の前の竹島委員長といろいろな議 と聞いておりますが、リーニエンシー、私も独禁 アの談合の疑いでいろいろな調査が行われている な取に来ていただいています。公取委員長、リニ ちょっと時間が少なくなりましたので、きょう、

○杉本政府特別補佐人 お答えさせていただきまい。リーニエンシーが何かというのを国民の皆され、言えるかどうかも含めておっしゃってくださも、言えるかどうかも含めておっしゃってくださも、言えるかどうかも含めておっしゃってください。リーニエンシーの現状と、そして、今の調査のリーニエンシーの現状と、そして、今の調査のリーニエンシーの現状と、そして、今の調査の

れる制度でございます。 委員会に自主的に報告した場合、課徴金が減免さ を員会に自主的に報告してその違反内容を公正取引 が、これは、事業者がみずから関与したカルテル、 リーニエンシー、課徴金減免制度でございます

防止にも資する制度だと考えております。をの趣旨は、事業者みずからがその違反内容をとにも役立っていくんじゃないかと思っております。そういった意味でも、独占禁止法違反の未然をにも役立っていくんじゃないかと思っております。そういった意味でも、独占禁止法違反の容をとにも役立っていくんじゃないかと思っております。そういった意味でも、独占禁止法違反内容ををにも資する制度だと考えております。

ざいます。 ざいます。 だすることができることとなっているところでごおり、それに基づいていろいろな違反事件にも対まして、相当数の申告件数を私どもは受け取ってシーの活用というものは相当活発に行われており、 この制度を導入いたしまして以来、リーニエン

こうした入札談合とかカルテルといったものは

行っていきたいと思っております。 行っていきたいと思っております。 的に対処するとともに、未然防止のための取組をとしては、そのような行為に対して厳正かつ積極を損なう行為でございますので、公正取引委員会づけられておりまして、納税者である国民の利益独禁法違反の中でも悪質な行為というふうに位置

せていただきたいと思っております。案でございますので、答弁については差し控えさ、お尋ねのリニアの事案につきましては、個別事

○原口委員 資料十一をごらんになってください。○原口委員 資料十一をごらんになってください。

いる。
がいかが、難易度が高くもないところをやってうけれども、難易度が高くもないところをやってをやっているんだったらそれは一つの理由でしょわざわざ鉄道・運輸機構が、難易度の高いところちょっともう時間が来ましたので、私は、なぜ

まず確認をしたいと思います。
局、来ていただいていますが、公訴事実についてンピューティングについて、きょう、法務省刑事あと、総括質疑の中に続きますので、ペジーコあります。もうこれは触れることはできません。

〇辻政府参考人 御指摘の会社につきましては、

方検察庁が平成二十九年十二月二十五日に 役及び元役員につきまして、 公判 京 請地

要でございます。 欺いて財物を交付させたというのが公訴事実の 成事業の助成金をだまし取ろうと考え、平成二十 名義の預金口座に振り込み入金させ、 提出し、同年三月、現金約四億三千百万円を自社 た費用を水増し計上した内容虚偽の実績報告書を 六年二月、同機構職員に対し、同助成事業に要し 総合開発機構から、ベンチャー企業への実用化助 共謀の上、独立行政法人新エネルギー・産業技術 その公訴事実の概要を申し上げますと、 もって人を 両名 概

から戦略的省エネルギー技術革新プログラム実用その公訴事実の概要は、両名が共謀の上、同機構地検がこの両名について公判請求しておりますが、次に、平成三十年一月二十四日に、同じく東京 助成金額との差額約二億二千二百万円の返還を免 書を提出し、本件助成事業に要した費用に対する 成対象費用を水増し計上した内容虚偽の実績報告 考え、平成二十六年四月、同機構職員に対 しなければならないのに、その返還を免れようと に余剰金が生じた場合には、これを同機構に返還 化開発の対象事業として概算払いを受けた助成金 いう事実であると承知しております。 もって人を欺いて財産上不法の利益を得たと 心、助

しかし、この二と三、ここが今の公訴事実です。 後も助成金が行っています。 時間が来ましたので、終わります。 原口君、 時間が来ておりま 後の質問で追及

ありがとうございます。

〇河村委員長 ました。 これにて原口君の質疑 は終了い

た

安倍政権の現職の副大臣である自民党の松本文明が相次ぐ米軍機事故の問題を取り上げていたとき、 言を行いました。 議員が、それで何人死んだかという許しがたい ○赤嶺委員 日本共産党の赤嶺政賢で 先週の衆議院の本会議で、我が党の志位委員長 沖縄の米軍基地問題について質問をいたします。 発

たいと思います。

どれだけの人が犠牲を受けてきたと思っているの もない発言であります。 ルも県民は受け入れよということなのか。とんで か。また新たな犠牲者が出るまで、 戦後、米軍機の墜落や物資投下訓練によっ 事故もトラブ て、

う問題ではありません。県民が一番恐れているの松本氏は辞任をしましたが、やめれば済むとい を得ません。 すれば、これが政府の本音ではないかと疑わざる 姿勢も、その不安を増大させています。県民からとであります。言葉だけの対応を繰り返す政府の は、今に重大な事故につながりかねないというこ

ものではありませんか。 総理、 問われているのは、 安倍 政 権 の姿勢その

が政府としての一貫した方針であります。 添いながら基地負担の軽減に全力を尽くす、これ 〇安倍内閣総理大臣 こうした中で、 松本副大臣から先週金曜 沖縄の方々の 気持ちに寄 月 4 ŋ

> ける発言ではありますが、内閣の一員であり、いります。今回の発言は国会議員としての活動に りましたので、 縄の皆さん、 信頼を得られるよう、みずから襟を正すべきであ .御迷惑をかけたので辞任したいという申出があ 政治家は、その発言に責任を持ち、有権者から 国民の皆さんに対し深くおわびを 辞表を受理することとしました。 県民並びに国民の お

ります。負担の軽減とかと言いながら、実態は全○赤嶺委員 問われているのは、政府の姿勢であ く違うことが進んでいるわけです。 取り組んでいきたい、このように思います。 題に、内閣としてこれまで以上に気を引き締 沖縄の基地負担軽減を始め各般 の政 策課 めて

います。 この間の短い間の事故を振り返ってみたいと 思

す。 米軍の 軍は事故原因の調査も終わっていないのにオスプ そういう生活の場で起きた事故でありました。米 レイの飛行と空中給油訓練を次々と再開し、その 人たちがふだんから散歩をしたり、魚や貝をとる、 イが名護市安部の浅瀬に墜落をしました。地元の 一昨年十二月、 暴挙に、 政府はそれを容認したのであ 米軍普天間基地所属のオスプレ りま

の牧草地で、 でした。政府は当初、 十年をかけ、 さらに、 Eが炎上、 総選挙のさなかの昨年十月、 苦労してつくってきた評判の 同じ普天間基地 大破する事故 事故原因と安全が確認され を起こしました。三 所属の大型ヘリCH 東村高 牧草地 江

53

のであります。 は何もわかっていないのに、飛行再開を容認したところが、選挙が終わってその四日後、事故原因るまで運用を停止すべきだと述べておりました。

た。 H3Eによる落下事故が立て続けに起こりましH3Eによる落下事故が立て続けに起こりまして。

おりました。
クリスマスの劇の練習を終えた子供たちが遊んでクリスマスの劇の練習を終えた子供たちが遊んで根に落下いたしました。五十センチ先の園庭には、根に落下いたしました。五十センチ先の園庭には、華天間基地の北東側の滑走路の延長線上にある

ました。 その六日後に、フェンス一枚で基地に隣接するその六日後に、フェンス一枚で基地に隣接する その六日後に、フェンス一枚で基地に隣接する その六日後に、フェンス一枚で基地に隣接する その六日後に、フェンス一枚で基地に隣接する

ブルを繰り返しています。 一次の米軍機の点検とその間の飛行停止を求めました。 という米軍へリの不時着が三件、伊 という米軍へリの不時着が三件、伊 という米軍へリの不時着が三件、伊 という米軍へリの不時着が三件、伊 という米軍へリの不時着が三件、伊 がます。沖縄県の翁長知事は、日米両政府に対し、全て

た日本政府の責任も極めて重大であります。総理、は許しがたいわけですが、飛行再開を容認してき総理に伺いますが、事故を繰り返している米軍

、予予・目務では、それ後、こういう認識はありますか。

あってはならないと思います。 域住民の方々に大きな不安を与えるものであり、全確保が大前提です。米軍機による事故等は、地全では、大事を表表しては、安

たところです。側に対して再発防止の徹底や飛行停止を求めてきりに対して再発防止の徹底や飛行停止を求めてき等が発生した場合、事故等の重大性を勘案し、米防衛省としては、これまで、米軍機による事故

際に飛行停止をいたしました。 直ちに米側に対し飛行停止を申し入れ、米側も実したCH53 Eの窓落下事故について、事故後、生しましたCH53 Eの着陸、炎上、先月に発生月に発生したオスプレイの事案や、昨年十月に発

だ発生していないということであります。 もとともに監視員を配置し、米軍機が上空を飛行るとともに監視員を配置し、米軍機が上空を飛行るとともに監視員を配置し、米軍機が上空を飛行るとともに監視員を配置し、米軍機が上空を飛行るとともに監視員を配置し、米軍機が上空を飛行るとのあった普天間第二小学校にカメラを設置す事故のあった普天間第二小学校にカメラを設置す事故のあった。

す。

な会検査を行ったとの説明を受けておりままでは飛行を行わなかった、ヘリ部隊に対し抜きまでは飛行を行わなかった、ヘリ部隊に対し抜きます。これを受け、米側からは、同型機のヘリ全ます。これを受け、米側からは、同型機のヘリ全ます。これを受け、米側からは、同型機のヘリ全ます。

軍機の事故後の飛行再開については、我が国

合理性を判断をしてきております。 自衛隊の専門的知見も活用して検証を行い、そのとしても、米側の事故調査や再発防止策について

いては、現在、米側と調整中であります。
いて確認することを検討しております。詳細について確認することを検討しております。詳細につ後半にも、専門的、技術的な知見を有する自衛官側が実施した点検や整備の状況については、今週のAH1Zヘリの予防着陸についても、米今回のAH1Zヘリの予防着陸についても、米

今後とも、安全の確保については最優先の課題 今後とも、安全の確保については最優先の課題 今後とも、安全の確保については最優先の課題 会だと追認したわけですよ、事故原因もわからないのに。そのCH53 Eが昨年十月、総選挙の最いのに。そのCH53 Eが昨年十月、総選挙の最いのに。そのCH53 Eが昨年十月、総選挙の最いのに。そのCH53 Eが昨年十月、総選挙の最いのに。そのCH53 Eが昨年十月、総選挙の最いのに。そのCH53 Eが昨年十二月、落下事故としているわけですよ。

口先ばかりだと思いますよ。という保証、ありますか。全くないのに、本当に言うけれども、事故がこれからも本当に起きないか。あれ以降CH53は事故を起こしていないとかであれ以降CH53は事故を起こしていないと

と思います。私は、具体的な問題に沿って質問をしていきた

緑ケ丘保育園の問題です。

第下事故は消えております、出てきません。 政府の出される資料にも、緑ケ丘保育園の物資

保育園の父母会が父母や保育士一人一人

トニリニヨ(ド)ト寺園が長行宮の屋根に突然故当時の子供たちの様子が書かれております。の声を嘆願書にまとめておりますが、そこには事

十二月七日(木)十時過ぎ保育室の屋根に突然大きな音をたて、何かがドンとぶつかってきました。「なに今の大きな音は」。すると、すからずパートナー保育士も青ざめた顔で「今、ヘリが飛んだよね、何か落ちたんじゃないの」と告げました。庭へ出ると、三才になった男の子があどけないいつもと変わらぬ表情で私に寄ってきて「せんせい、ヘリコプターとんだね。ガガガーンってなったね」と言いにきました。この小さいお友達がどんな気持ちで、あの音をこの小さいお友達がどんな気持ちで、あの音を聞いたのだろうか。

いうのもありました。こういう嘆願書が、たくさんの嘆願書の中にこうのように過ごすことは、出来ません。明実におこってしまったことを何もなかったか明実におこってしまったことを何もなかったかい。上述がした、こわい」と夜話したそうです。又、二才になる男の子が家に帰ってから「大き又、二才になる男の子が家に帰ってから「大き

などと言っています。 などと言っています。ところが、米軍は落下 の事実を認めていません。飛行していたヘリの部 の衝撃音が記録され、静止画カメラにはCH53 の衝撃音が記録され、静止画カメラにはCH53 が飛県が近くに設置している騒音測定器には二度 落下してきたのは、米軍ヘリの部品であります。

や実際の保管状況を確認しましたか。ため、普天間基地に立ち入って、当時の整備記録防衛大臣に伺いますが、米軍の説明を検証する

**〇小野寺国務大臣** 答弁に先立ちまして、先ほど

以来ないということであります。十八日に小学校上空を飛行しているのを確認していと言っておりましたが、これは正確には、一月私が、CH53mの飛行について、窓落下以降な

の落下であります。
それから、今お話がありました保育園に対して

本件事案については、宜野湾市から通報を受け、本件事案については、宜野湾市から通報を受け、らは、当該部品はアイビスというCH53 Eへリのアイビスのカバーは全数が適切に保育されていることも確認を照会いたしました。米側からと、また、普天間飛行場がらCH53 Eへリが一機離陸している前に全て取り外され、保管されているとともに、米間飛行場からCH53 Eへリが一機離陸しているした、また、普天間飛行場で運用とれているととを確認前に全て取り外され、保管されていたことを確認した、また、普天間飛行場で運用されていると出るといることも確認をした、また、普天間飛行場で運用されているととを確認した、また、普天間飛行場で運用されていると出るという説明がありました。

○赤嶺委員 今、政府に求められているというのであれば、それを確認できが説明したことを検証することですよ。米軍の説明を待つことじゃないわけですよ。ですから、軍が説明したことを検証することですよ。米軍の部果を待ちたいということで、現在おります。の結果を待ちたいということで、現在おります。が衛省としては、事実関係について米軍の調査

受けております。 〇小野寺国務大臣 この事案が発生した直後、この小野寺国務大臣 この事案が の表着をしていたアイビスのカバーは全数が適 おりますが、米側からは、自分たちが持っている、 れは保育園ということで私どもも大変心を痛め、 れは保育園ということで私どもも大変心を痛め、

バーは全数が適切に保管されていることを確 たということであります。 行場で運用されているCH53Eのアイビスの 調査をし、私どもに報告した限りでは、普天間 〇小野寺国務大臣 この事案については、米側で 整備士や搭乗員から直接話は聞いたんですか。 すよ。離陸前や落下当時の状況について、ヘリの 〇赤嶺委員 含めて米側に確認をしていることであります。 際にこのカバーが落下をし、それが現物があると いうことは、これはどういうことかということを ただ、私どもとしては、この 確認じゃないんですよ、検証なんで 事案につい 実 力 飛

○赤嶺委員 私は、検証をなぜやらないか。事故

きるはずがありません。
民間機の事故の場合は、運輸安全委員会が関係民間機の事故の場合は、運輸安全委員会は、調査官をオランダにがとき、運輸安全委員会は、調査官をオランダにがとき、運輸安全委員会は、調査官をオランダにがとき、運輸安全委員会が関係と、運輸安全委員会が関係といいます。

が、いかがですか。 に事情聴取に応じるよう求めるべきだと思います 聴取に応じるよう米側に求めるべきではありませ 説明を待つのではなくて、そういう、 内への立入りや関係者 0) 米側 事

ス太平洋軍司令官にも、あるいはマティス米国防の皆さんが大変心配をしている、そのことをハリ は、そのカバーは離陸前に全て取り外され、保管 また、今回、米側は、この保育園の事案について 例えばCH53 Eの窓の落下事案、 〇小野寺国務大臣 ころであります。 ようにということを、しっかり対応してもらうよ 長官にも直接、私、伝え、このようなことがない が、やはり、一連のさまざまなことに関して沖縄 していることを確認したというお話がありました 私どもとして米側には強く要求をしていると あるいは、たび重なるヘリの事故、 このような一 このことにつ そして 連

りや関係者への事情聴取、できていますか。 米側には強く要求していると言うだけであります。 〇赤嶺委員 それじゃ、警察に伺いますが、基地内への立入 検証したかどうかを問うているのに、

昨年十二月七日、沖縄県宜野湾市内の保育園にお ○樹下政府参考人 お尋ねの件につきましては、 見された事案と承知をしております。 沖縄県警察では、 て、軍用ヘリに使用されている部品カバージ 現場の状況を確認するとともに、 通報を受け、 直ちに 関係者か 現場に臨 · が 発

> ているものと承知をしております。 つきましては、『お尋ねの、米』 米軍機からの落下物であ 関係機関とともに事実確認を行 るか否か 0

○赤嶺委員 警察が関係者から事情聴取をしたということです米軍の関係者から事情聴取したのは、

をしております。 係機関とともに事実確認を行っているものと承 ますけれども、先ほど申し上げましたように、 ざいますので、 〇樹下政府参考人 お答えを差し控えさせていただき 個別事案の詳細につ いてでご 関 知

ですか。 〇赤嶺委員 米軍から事情聴取等を求めて いる  $\tilde{\lambda}$ 

らの落下物であるか否かにつきまして、関係機関えさせていただいておりますけれども、米軍機か個別の事案の詳細につきましてはお答えを差し控例を表しい。 おります。 とともに事実確認を行っているも のと承知をし て

すか、この点。情聴取する権限、は 一般的に、 〇赤嶺委員 警察は、米軍を調査したり関係者を事 個別事案でなくて、 持っているんですね。いかが そういう場合、 で

ります。 協力を得て事実確認に努めるものと承知をして 〇樹下政府参考人 捜査上必要があれ ば、 米軍 お  $\mathcal{O}$ 

それに応ずるかどうかは全く別。 〇赤嶺委員 ても、 いわけですよ。 警察は米軍からの事情聴取を全くやって心ずるかどうかは全く別。今回の事案に関 米軍の協力を得る。 個別事案、 答えられないと繰 今 回 か 米軍 が

事実確認を進めているとこ

いし

ら大変怒りますよ。自分たちだけから事情聴取し であって、こんな答弁を保育園の関係者が聞いた つまり、 返 肝心の米軍からは何の事情聴取もしていない します 防衛省も警察もできてい 関係者というのは保育園 ないということ

ーダー、これは民間機には搭載されています。 中の高度や速度などを記録するフライトレコー されていますか。 いからです。 CH 故原因の究明にはこれらの機器の解析が欠かせな ー、あるいは操縦士の音声を記録するボイスレコ 防衛大臣、 更に伺 53 Eにはこれらの機器は搭 いますが、 民間 には、 飛行 事 ダ

**〇深山政府参考人** お答え申し上げます。

ない、そのように承知しております。は、先生御指摘の機材の搭載は義務づけら をいたしますけれども、一般に、米軍機に 御指摘の米軍CH53 Eについては個別に 関して 確認 て

としても、 力はない。 しかし、防衛省も米軍関係者への聞き取りはやっ 合理性を判断してきている、こう言っています。 〇赤嶺委員 ていない、 自衛隊の専門的知見を活用して検証 あるいは警察も、そういう権限、 総理、 伺いますが、 総理は、 我が国 Ļ

その翌日、米軍基地に入ったという話を聞いたの した窓枠は、当初、 たんですね。 捜査に行ったのかと思ったら、 普天間第二小学校のグラウンドに落下 ボイスレコー 操縦士から事情も聞いていない。 日本の警察が押さえました。 ダーもない。 窓枠を返しに そういう

断が日本側でできるんでしょうか。これもないという、これでどうやって主体的な判い、事故原因の究明に欠かせない機器の搭載状況、中で、一次資料には日本側が全く手を触れられな中で、一次資料には日本側が全く手を触れられな

りかと。しかし、それ以上日本政府は立ち入れな の牧草地の牧草主に対して、謝罪もない、事故原策をとろうという真摯な態度はないですよ。高江 そして飛行の安全を確保すること、これを、 ざまな事案が発生した場合には、その原因究明、 〇小野寺国務大臣 繰り返しますが、 いわけですよ。 いますよ、被害者に感謝状を送ってごまかすつも を送ってきたんですよ。牧草地の持ち主は怒って していただいてありがとうございましたと感謝状 因の説明もない。だのに、米軍の事故処理に協力 〇赤嶺委員 米軍には、原因を究明して再発防止 ような姿勢を求めていくという姿勢でございます。 常々話をし、そしてまた、米側にこれからもその レベルでも、そしてまた現地の沖縄のレベルでも ては、日米の信頼関係の中、米軍に対して、 私どもとし 高い さま

みずから放棄してしまっているからです。による事故調査そのものの法的根拠がありません。問題は、調査権限だけではありません。日本側

おります。 おります。 という法律で、米軍への適用は除外してしまって ころが、日米地位協定の実施に伴う航空法特例法 いることは、航空法でいえば犯罪なんですよ。と ことが明記されております。だから、今起こって うことや、航空機から物を落下させてはならない が立たには、出発前に機長がきちんと確認を行

> のませんか。 ありません。米軍にも航空法を適用すべきではに、事故調査に応じさせることなどできるはず国土交通大臣に伺いますが、法律の根拠もない

がの

ります。 
〇石井国務大臣 
そもそも航空法は、民間航空機のおませんか。

れております。

一方で、国際民間航空条約の適用を受けない米の運航に関する規定などについて適用が除外をさな航空交通を確保するためのものを除き、航空機の円滑航空法の特例法によりまして、民間航空機の円滑電機につきましては、日米地位協定の実施に伴う

す。 保するために定められたものと承知をしておりまとが認められていることを踏まえ、その履行を担定等に基づき、米軍が我が国において活動するここれは、我が国が締結いたしました日米地位協

整を要するものと考えられます。空法の規定を見直すに際しましては、米国との調空法の性格に鑑みますと、米軍機に適用される航

す。 の法、これによって米軍は除外されているわけで例法、これによって米軍は除外されている航空法特ありません。国土交通省が所管している航空法特でしたが、別に地位協定上の根拠があるわけでは の赤嶺委員 米軍に適用されていないということ

.であれば取り締まることができるけれども、...育園の屋根に物資が落下しても、それを、航

できないわけです。 特例法があるから日本の警察は取り締まることが

の維持のための規定は適用されています。離着陸のときに管制の指示に従うこと、通行秩序れているものがあるわけですね、国内法の適用が、しかし、航空法の規定の中には米軍にも適用さ

ところが、その一番の大前提となる安全にかか ところが、その一番の大前提となる安全にかか ところが、その一番の大前提となる安全にかか ところが、その一番の大前提となる安全にかか ところが、その一番の大前提となる安全にかか ところが、その一番の大前提となる安全にかか ところが、その一番の大前提となる安全にかか ところが、その一番の大前提となる安全にかか ところが、その一番の大前提となる安全にかか ところが、その一番の大前提となる安全にかか

思いますが、いかがですか。置を撤廃すべきだ、航空特例法を撤廃すべきだとそういう第六章、航空の安全に関するその除外措法の改正によってできるわけですよ。特例法から、これは別に地位協定の改定に至らなくても国内

○石井国務大臣○石井国務大臣○石井国務大臣○石井国務大臣○石井国務大臣○石井国務大臣○石井国務大臣○石井国務大臣○石井国務大臣○石井国務大臣○石井国務大臣○石井国務大臣○石井国務大臣○石井国務大臣○日

か国において活動することが認められることを踏ですけれども、日米地位協定に基づいて米軍が我先ほど言ったことをもう一度繰り返しているん

るということでございます。

な航空を確保するために航空法の規定が適用されて航空を確保するために航空法の規定が適用されまで、のているわけでありますが、この特例法において、っているわけでありますが、この特例法において、まえて、その履行を担保するために特例法をつくまえて、その履行を担保するために特例法をつく

要するものと考えられるところであります。の規定を見直すに際しましては、米国との調整をこれを超えまして、米軍機に適用される航空法

○赤嶺委員 ですから、地位協定の改定なしに、○赤嶺委員 ですから、地位協定の第五条、その合意議事録の問題でいっても、さっき国際条約という話があの問題でいっても、さっき国際条約という話があの問題でいっても、さっき国際条約という話があの問題でいっても、さっき国際条約という話があいます。

せんか。 総理、米軍にこの六章を適用すべきではありま

が、飛行訓練を含め、米軍は全く自由に飛行を行法の全ての適用を受けているわけではありませんとの野寺国務大臣 御指摘のように、米軍は航空

育ら)~ を払うことは言うまでもありません。 (発言するっていいわけではなく、公共の安全に妥当の考慮

たいと考えております。

さておりますし、これからもしっかり進めていき要に応じ、日米合同委員会の場などで議論をしてにとどめるよう、米軍の飛行訓練に関しては、必にとどめるよう、米軍の飛行訓練に関しては、必慮するとともに、地域住民に与える影響を最小限慮するとともに、地域住民に与える影響を最小限

○河村委員長 傍聴席は、答弁中、御静粛に願い

○赤嶺委員 米軍が公共の安全に配慮して、今の

が。そこを直せと言っているわけです。外措置の法律をつくっているんですよ、日本政府のはれども、わざわざ安全に関する部分は除来軍にも航空法は適用されているんです。され

理はどのように考えますか。 第六章も米軍に適用すべきだと思いますが、総

○安倍内閣総理大臣 既に石井国交大臣と、また

〇赤嶺委員 やはり、今のような態度では主体的

ことです。当時、日本の空の主権は、事実上、講和条約と日米安保条約が発効した一九五二空法特例法が制定されたのは、サンフランシ

す。
正されないまま今に引き継がれているのでありまのが、航空法特例法であります。それが一度も改を日本が独立した後も保障するためにつくられた完全に米軍に握られていました。その米軍の特権

米軍の事故、絶対に防止はできません。にしておいては、沖縄で繰り返される航空機事故、年に沖縄が返還しました。航空特例法をそのまま法の上に安保がある、そういう日本に、一九七二法の上では主権を回復したとされていますが、

ます。 きであるということを強く求めて、質問を終わりに、日米地位協定にもそのようなことを明記すべ、米軍に航空法を適用すべきである、そしてさら

**〇河村委員長** これにて赤嶺君の質疑は終了いた

次に、馬場伸幸君。

場伸幸でございます。 〇馬場委員 お疲れさまです。日本維新の会、馬

させていただきたいというふうに思います。実行してくれるか、そういう観点で総理と議論をを安倍政権がどういうふうに実現してくれるか、で、国民の皆様方が政治に対してどういうことを求めて民の皆様方が政治に対してどういうことを求めて民の皆様方が政治に対してどういうことを求めて民の皆様方が政治に対してどういうことを求めて民の皆様方が政治に対してどういうとを求めているか、きょうは、各マスコミ、メディア等がいろいろきょうは、各マスコミ、メディア等がいろいろ

間の配分、また時間の関係上、通告をしてお

どんどん右肩上がりでふえていかなければ、夢やをもらって、それを幾ら自由に使えるか、これが ます。また、現役世代は、可処分所得、毎月給料 きちっと取り除いていく、そういうことが求めら いう場面で、 質問をさせていただきたいというふうに思います。 が、そういう社会を望んでいるという国民がほと 希望というものを暮らしの中で持つことができな の多くは年金制度について大きな不安を抱えてい れているわけですが、具体的に言えば、今、 て制度設計をしていく、不安、心配というものを しができて、そして、 いう社会の実現を目指しています。 今さら言うまでもないことかもわかりません 何の不安や心配もなく余生が過ごせる、そう いろいろな政策、また法律に基づい いては、 年齢を重ねて第一線を引け それを政治と 項 国民

性を向上させるために、年金の改正、五年ごとに **〇安倍内閣総理大臣** 年金のいわば持続性、安定

> てきているところでございます。 できている中において、年金財政も安定をしましても、安倍政権が発足してから数十兆の運用たところでございます。また、年金の運用につき支える側のバランスがとれるような仕組みに変えきの改正におきましては、マクロ経済スライドをきの改正におきましては、マクロ経済スライドを大きな改正を行ってまいりましたが、これは、さ

**)ででは、** 一芸リニは、ハウスなど、など、などだろう、このように考えております。いうことについても常に検討していく必要があるいうことにつきましても、改革が必要かどうかとしかし、今後、さらなる改善が必要かどうかと

ないかなというふうに思います。年金制度自体に国民側からの信頼があるかどうか、年金制度自体に国民側からの信頼があるかどうか、この特でもお話をさせていただいておりますと、このもいし、私は、いろいろな国民の皆様方と地元

者の方はたくさんいらっしゃいます。いろな、物価スライド制度と即っておられる受給がっているんじゃないか、年金はどんどん、馬場がっているんじゃないか、年金はどんどん、馬場制度を導入したことによって、事実上、年金は下制度とか、新しいそういうにおっているができる。

らえないんでしょうと、もう完全にそういうふうほとんどの方が、自分たちが年がいったら年金もまた、現役世代の皆さん方にお伺いをしますと、

の方もたくさんいらっしゃいます。その方がいいんじゃないですかと堂々と言う国民活保護をもらった方がその金額も大きいでしょう満額もらったとしても、これは年金を掛けずに生すね。そして、少し知恵を持っている方は、年金に思い込んでいる方がたくさんいらっしゃるんで

私は、こういった、年金そのものに、制度その私は、こういっかません。
 本は、こういう神では、やはり制度自体を見直している、に有度の低下というものに今拍車がかかっている、この今の年金制度は、人口がどんどんとふえて、この今の年金制度は、人口がどんどんとふえて、の今の年金制度は、人口がどんどんとふえて、が収がどんどんと上がっていく、そういう中では、やはり制度自体を見直している、活力では、というなどのというなどのというなどのというなどのというはでは、

正式いた」。 というに、この五十年先を見据えた私は大改 本、そういうふうに思いますが、学識経験者等のな、そういうふうに思いますが、学識経験者等の は、現役世代が年金受給者を支えていく、こうい さる側の人数が今減っているということはもう言 える側の人数が今減っているということはもう言 える側の人数が今減っているということはもう言 える側の人数が今減っているということはもう言 さるがられたがのででは、賦 な、そういうふうに思いますが、学識経験者等の は、 で改革をすべきじゃないか。これは、多くの学識 経験者の方、書籍等もたくさん出ているところで がぶいた」。

た、国民年金という国民同士の互助精神、こ

も残っています。

も残っています。

も残っています。

も残っています。

も残っています。

も残っています。

はがつて松下幸之助さんが、日本は必ずだめにないやいや、私のような金持ちにまでこの日本といいないやいや、私のような金持ちにまでこの日本といいないや、私のような金持ちにまでは必ずだめになが、日本は必ずだめになが、日本は必ずだめにながで実際に行われているクローバック制度、これがで実際に行われているクローバック制度、これがで実際に行われているクローバック制度、これがで実際に行われているクローバック制度、これがで実際に行われているクローバック制度、これがで実際に行われているクローバック制度、これがで表しています。

という制度でありますし、遠藤国対委員長もかつ っとそれ以降はどんどんどんどん年金がカ ますとよくわかるんですが、年金受給者がどんど 必要だと思いますが、このパネルを見ていただき を持つ、また、働いていただく、そういうことが と、前期高齢者の皆様方にはできるだけ生きがい の皆様方、盛んにおっしゃっています。そうなる 者の皆様方の年金を削除していく、減額していく れていくという状態になるわけですね。 インまで来ると年金のカットが始まります。ずう てこの予算委員会で申し上げたと思いますが、今 ん働いて収入を得ると、収入が十八万円というラ 億総活躍、また人生百年時代ということを政府 クローバック制度というの は、 高額所得 の高齢 ットさ

ば、就労意欲は低下します。それならもう働かな超えて年金がカットされていくということになれのために一生懸命働こうと思っても、十八万円をそういう皆さん方が実際世のために、そして自分まだまだ元気で、能力もある、働く気力もある、

というふうに思います。計というふうに思います。計というものも今求められているんじゃないかなってくると思いますが、そういった細かな制度設っれが後期高齢者になってくるとまた私は変わいでおこうかというようなことになると思います。

今、自民党、残念ながら、私から申し上げると今、自民党、残念ながら、私から申し上げるとういうお考えか、お聞かせいただきたいと思います。 く 自民党、残念ながらですが、自民党一強時代というふうに残念ながらですが、自民党一強時代というふうに残さながらですが、自民党一強時代というふうに残さながらですが、自民党一強時代というふうに残さながらですが、自民党一強時代というふうに残さながらですが、自民党一強時代というふうに残さながらですが、自民党一強時代というふうに残さながらですが、自民党、残念ながら、私から申し上げるとす。

事実だろう、こう思っております。 ったような論点、さまざまな課題があるのは私は の安倍内閣総理大臣 今、馬場委員が御指摘にな

在の高齢者の給付を賄うこととなるわけでありまする保険料や税によって高齢者世代を支えるといいるわけでございますが、仮にこの賦課方式、いいるわけでございますが、仮にこの賦課方式にするわばこの賦課方式をやめて、では積立方式にするわばこの賦課方式をやめて、では積立方式にするかという議論が随分あるわけでございますが、例えば賦課方式から積立方式へ切りかえる場合には、我が国は、公的年金制度は、現役世代が負担は、我が国は、公的年金制度は、現役世代が負担は、我が国は、公的年金制度は、現役世代が負担は、我が国は、公的年金制度は、現役世代が負担は、我が国は、公の技本的な改革ということについて

これ、「これ、「こううだった」で、これで、ないは御承知のとおりだろうと思います。して、いわゆる二重の負担の問題が生じるという

いった問題もあるわけでございます。
七十兆円ある大きな財源をどのように確保するかとすと六百九十兆円となるわけでありまして、このよって随分ふえたわけでありますが、差し引きまよって随分ふえたわけでございまして、現在保有するとして支払わなければならない金額が合計で八百として支払わなければならない金額が合計で八百として支払わなければならない金額が合計で八百として支払わなければならない金額が合計で八百として支払わなければならないます。

自民党内でも随分議論がなされました。全くさらから、では年金制度を日本でつくろうと言ってらから、では年金制度が生じるわけでございまして、現行会言った問題が生じるわけでございまして、現行会言った問題が生じるわけでございまして、現行の年金制度は、賦課方式を基本としつつも一定のの年金制度は、賦課方式を基本としつつも一定のの年金制度は、賦課方式を基本としつつも一定のでかにでいるということ、そのために積立金を会有しており、これにより少子高齢化のに積立金を保有しており、これが公的年金制度はこうけっているわけでございますが、現行制度はこうけっているということ、そのために積立金を今我々はでいるということ、そのために積立金を会にしています。

うに思っております。 引き続きしっかりと検討してまいりたい、このよつとして検討する旨の規定が盛り込まれており、会保障制度改革プログラム法で示された課題の一は、平成二十八年の年金改革法におきまして、社は、平成二十八年の年金改革法におきまして、社

うふうには思っておりましたが。
〇馬場委員 そういう御答弁をされるだろうという。

るんですね。 年金制度というのを復活させようという動きがあ実は、総理、今、自民党を中心に、地方議員の

の経緯をまとめてきました。これは、きょう、地方議員年金制度のこれまで

きました。いろいろな交渉もさせていただいます。そして、いろいろな交渉もさせていただおりましたので、この経緯についてはよく覚えて止をしたときに、地元の堺市の市会議員を務めて止をしたときに、地元の堺市の市会議員を務めて

十六年、国民年金制度ができたときと同じ時期でたってまいりました。これができたのが昭和三にやってまいりました。これができたのが昭和三でをして、そこに税の投入をしている。そして、てをして、そこに税の投入をしている。そして、るいです。これは、地方議員が集まって年金の積立なです。これは、細かく申し上げませんが、簡単に言いこれは、細かく申し上げませんが、簡単に言いるのとす。

制度と同じ状況です。た。いわば高齢者が一気にふえた。今の国民年金合併で多くの地方議員が職を失うことになりましところが、この地方議員年金制度は、平成の大

を二度にわたって行ったんですね。下げたり掛金、負担金を上げたり、そういうことな改革を二度にわたって行いました。給付水準を一受給者が一気にふえて、そこで慌てていろいろ

て、何度もこれは給付水準を下げたり掛金を上げ「生度目のときに、私も、腹に据えかねてきまし

う太鼓判をいただいたんです。るようになるまで必ずこの制度は大丈夫ですといたら、大丈夫です、馬場さん、馬場さんがもらえやっていけるんでしょうねということを聞きましるのはいいけれども、本当に十年先、三十年先、

いかなというふうに思うんですね。
ところが、その次の年ですよ。慌てて議会事務ところが、その次の年ですよ。になりましたと。はあ、が、いよいよ破綻することになりましたと。はあ、を押したんじゃないですかと。いやあ、想像以上を押したんじゃないですかと。いやあ、想像以上を押したんじゃないですかと。いやあ、想像以上を押したんじゃないですかと。いやあ、想像以上を押したんじゃないですかと。これは国民年金とどこか似ているんじゃないかなというふうに思うんですね。慌てて議会事務ところが、その次の年ですよ。慌てて議会事務ところが、その次の年ですよ。

だったんですね。
そして、私は二十年間市会議員を務めさせていそして、私は二十年間市会議員を務めさせているして、私は二十年間市会議員を務めさせているして、私は二十年間市会議員を務めさせているして、私は二十年間市会議員を務めさせているして、私は二十年間市会議員を務めさせているして、私は二十年間市会議員を務めさせている。

二千万掛けて一千二百万円ですよ。これはおかし一時金は幾らもらえるのか、四割カットしますと。だから一時金をもらった方がいいんじゃないですだから一時金をもらった方がいいんじゃないですけら、馬場さんはまだ若いから、六十五歳になっ員は、馬場さんはまだ若いから、流十五歳になっ員は、馬場さんはまだ若いから、流会事務局の職人は議会事務局の職員に聞きました、これはど私は議会事務局の職員に聞きました。これはど

えました。いんじゃないですかということを仲間とともに

たが。それを一時金としてもらいました。 にのか、何割カットでかりました。 にのか、何割カットでやりましまりました。 と同じ二割カットですと。何で国会議員と地方議員がそれだけ違うんですかと、まあ、我々、ごて倒しまれだけ違うんですかと、まあ、我々、ごて倒しまれだけ違うんですかと、まあ、我々、ごて倒しまれだけ違うんですかと、まあ、我々、ごて倒しまれだけ違うんですかと、まあ、我々、ごて倒しまれだけ違うんですかと、まあ、我々、ごは、国会議員の一時金は幾らだっておりましたので、国会議員の一時金は幾らだっておりました。

ようという動きがあります。やめた経過があるんです。それを今また復活させ経過があるんです。もうだめだからということで善そういう、この地方議員の年金制度というのは

ょうか。新しいその制度設計の中身というのは御存じでしるか御存じでしょうか。新しい議員年金制度の、れているんですが、どういう制度設計になっていこれは、総理、自民党が中心になって今考えら

考えられておられると仄聞をしています。されているいわゆる厚生年金に入るということをの馬場委員 これは、地方公務員さん等が加入を

一般サラリーマンのように雇用主の方が半分保方議員は自分で掛金を払います。そして、普通厚生年金制度に入れば、今までと同じように、

**)矛目弱くに** 見Eのここので表されていない地方議員の場合は雇用主というのは誰になるんで、映を負担するということになると思うんですが

わけありません。 ので、ちょっとこちらでお答えしかねます。申しの野田国務大臣 現在のところ公表されていない

〇馬場委員 半分負担する雇用主というのは国で

大臣、いらっしゃいますか。

大臣、いらっしゃいますが、なぜ地方議員に年金が要るか、お答えいただけるが要るのか、これに大きな疑問を感じています。

私は、そもそも論ですが、なぜ地方議員に年金

私は、そもそも論ですが、なぜ地方議員に年金

私は、この地方議員の年金制度、姿形を変えて

〇野田国務大臣 お答えいたします。

おります。派でさまざまなお考えがあるということは承って派でさまざまなお考えがあるということは承って総務省で知る範囲ですけれども、まず、各党各

どの課題もあるわけでございます。
他方で、御指摘のように、保険料の公費負担なの考え方を聞いているところでございます。
他方で、御指摘のように、国民の幅広い政治参加に加入することによって、国民の幅広い政治参加

な御意見をしっかり聞いた上で、各党各派でしっの根幹にかかわることでありますので、さまざまいずれにしても、これは地方議会の議員の身分

います。かり御議論いただくことではなかろうかと存じてかり御議論

というふうに思います。 議員のなり手が集まるということは、まやかしだ 〇馬場委員 私は、地方議員さんの年金があれば

思うんですね。
思うんですね。
と現在、地方議員の選挙、大阪でも、小さな自りよこしまな議員さんをつくっても仕方ないというよこしまな議員さんの選挙というのは、ほかに大きないのよこしまな議員さんの選挙というのは、定員割れぎりいるよこしまな議員の選挙、大阪でも、小さな自思うんですね。

・ ですから、私は、野田大臣もおっしゃったよう できる、議員の活動の中身をもっと改革していくべき な、議員の活動の中身をもっと改革していくべき な、議員の活動の中身をもっと改革していくべき ちゃりな見直しをする時期がやってきていると思 抜本的な見直しをする時期がやってきていると思 なっとが できる、 最 していうふうに思いますし、 そういう選挙制 らでも立候補することができる、 企業に身を置きなが できる、 議員の活動の中身をもっと改革していくべき ないます。

思います。

さ、地方議員、全国で数万人単位だとすし、先ほどの国民年金制度の話に戻りますけれれはそういうふうに申し上げておきたいと思いま私はそういうふうに申し上げておきたいと思いましたがある。

7、推計ですが、一千四百万人と言われていま、 国民年金のみで生活をされておられる皆さ

でしょうか。
ていく。国民の皆様方に本当に理解が得られるん地方議員の年金制度、これを熱心に制度設計をし皆様方の抜本的な改革を後にして、先に数万人のがら生活をしていただいている国民年金受給者のす。一千四百万人の、国民年金で細々と苦しいなす。一千四百万人の、国民年金で細々と苦しいな

そういう議員もたくさんいるんですね。そういう議員もたくさんいるんですね。といかもわかりません、でも、痩せ我慢をして、おる議員もたくさんいらっしゃいます。そして、我のは新の会のように、痩せ我慢をして、本当は欲々維新の会のように、痩せ我慢をして、本当は欲な、そういう議員というのは兼業を認められています。地方議員というのは兼業を認められています。

伺いします。 今の議論を聞いていただいて、 択制の導入というのを考えるべきだと思いますが、 を、本当はしてほしくないですよ、復活はしてほ よ、そういうような選択制を導入するということ れる、もう入りたくない人は入らなくて結構です でした。私は、やるのであれば、これは任意で入 任意ではありませんでした。強制加入ということ ば、今までの地方議員年金制度は全員加入でした。 地方の声を聞くとおっしゃっておられますが、 しくないですが、復活するとしても、そういう選 ですから、総理、これはよく考えていただい こういう制度を復活させるということになれ 総理のお考えをお 最 て、

伺っていて、一つの見識だと敬意を表する次第で 〇安倍内閣総理大臣 ただいま馬場委員のお話を

ております。 ております。 でおりますが、基本的に、先の問題は地方議員の事分の根幹にかかわることでありまして、国員の身分の根幹にかかわることでありまして、国のをさせていただいたように、この問題は地方議ございますが、基本的に、先ほど野田大臣から答

地方議員のなり手の確保に努めてまいり、これまで、通年会期制の創設など、より幅広も、これまで、通年会期制の創設など、より幅広も、これまで、通年会期制の創設など、より幅広も、これまで、通年会期制の創設など、より幅広地方議員のなり手不足については、政府として地方議員のなり手不足については、政府として地方議員のなり手不足については、政府として

サジェスチョンをしていただきたいというふうにめいったときには、総理から直接のいろいろな検討いただければ、このように思います。 検討いただければ、このように思います。 ど申し上げましたように、各党各会派において、 どの地方議員の年金制度につきましては、先ほ

んも同じようにやるんじゃないか、そういう話が員の年金制度を先に復活をさせてから国会議員さういううわさも駆けめぐっているんです。地方議国会議員の年金制度を復活するんじゃないか。そよこしまな考えを持っているのかわかりませんが、員の年金制度、これが仮に復活した暁には、私が員の年金制度、これが仮に復活した暁には、私が

めります。

というようなことはないでしょうね。総理、まさか国会議員の年金制度も復活させる

○安倍内閣総理大臣 まさにこれは、先ほどと同 ○安倍内閣総理大臣 まさにこれは、先ほどと同 の安倍内閣総理大臣 まさにこれは、先ほどと同 の安倍内閣総理大臣 まさにこれは、先ほどと同

○馬場委員
 先ほど申し上げましたように、この国民年金制度に対する国民の不安、そういうものは今最大限増大をしています。そういった国民のための大改革を先に行うべきであって、皆様方のための大改革を先に行うべきであって、皆様方のための大改革を先に行うべきであって、皆様方のための大改革を先に行うべきであって、皆様方のための大改革を先に行うべきであって、という危惧を持っております。

ことし平成三十年は、明治維新から数えてちょういう最大の山場が差しかかっているのではないた先人の皆さん方がいらっしゃいます。そういう思いで、文字どおり命をかけて戦ってくれういう思いで、文字どおり命をかけて戦ってくれた先人の皆さん方がいらっしゃいます。そういうた先人の皆さん方がいらっしゃいます。そういうた人の皆様方の思いに応えるためには、今、あほた人の皆様方の思いに応えるためには、今、あほたが、五十年先、百年先、百五十年先のことを考えが、五十年先、百年先、百五十年先のことを考えが、五十年先、百年大、百五十年とのことを考えが、五十年大、百年大、百年代とうどうない。

かと思います。

組んでいただきたいと思います。たんですが次の機会に回すといたしまして、取りプで、ほかにもきょうはいろいろ申し上げたかっります。ぜひ、大改革、安倍総理のリーダーシットます。がひ、大改革、安倍総理のリーダーシッ権、安定の政権、これは誰もが認めるところであて度も申し上げますが、この一強時代、安倍政

いう状況になっているんでしょうか。 いうことでございますが、実際のところ、今どう が、ここしばらく大きな話題でございました。 で言房長官の会見によりますと、開会式の が、ここしばらく大きな話題でございました。 はないました。 はないました。 はないました。 はないました。

○安倍内閣総理大臣 国会の日程もございまして、 の安倍内閣総理大臣 国会の日程もございまして、 日本人選手を激励したいと考えてお 諸般の事情が許せば、平昌五輪の開会式に出席す また、その際、現地にて文在寅大統領と ります。また、その際、現地にて文在寅大統領と ります。また、その際、現地にて文在寅大統領と ります。また、その際、現地にて文在寅大統領と ります。また、その際、現地にて文在寅大統領と といいまして、

実行するよう強く働きかけていく考えであります。 に実行しています。 日本側は、約束したことを全て、 る措置を求めることは、 られた原則であります。 ても約束を守ることは、国際的かつ普遍的に認め この合意は国と国との約束であり、政権がかわっ を築いていく上で欠くべからざる基盤であります。 まざまな分野で協力を進め、未来志向の日韓関係 慰安婦問題をめぐる日韓合意は、 韓国側にも引き続き、 全く受け入れられません。 韓国側が一方的にさらな 誠意を持って既 日韓両 国 がさ

したい、このように考えております。 韓でしっかりと連携していく必要性を改めて確認 方針からぶれてはならないことを直接伝え、日米 あらゆる方法で圧力を最大限まで高めていくとの 棄させる

ックの開会式に先立って、開会式の会場近くの また、日韓首脳会談については、平昌オリンピ ホ

テルで行うことになっております。

**〇馬場委員** 時間が参りました。

いと思います。自民党の中にもいろいろな御意見 いうふうに理解をして、私も開会式に参りますの プレッシャーをかけるための応援メッセージだと があって、反対決議をされたというようなことも 以上で質問を終わらせていただきたいと思いま ぜひ、私は、安倍総理、 いておりますけれども、その反対決議も韓国に ありがとうございました。 御用があれば呼んでいただければと思います。 訪韓をしていただきた

〇河村委員長 これにて馬場君の質疑は終了い た

了いたしました。 これをもちまして各会派一 午後一時から委員会を再開することとし、この 巡の基本的質疑 は終

午後零時一分休憩

休憩いたします。

時十六分開議

〇河村委員長 これより締めくくり質疑に入ります。 質疑の申出がありますので、 休憩前に引き続き会議を開 順次これを許 きます。 しま

きょうは、御質問の機会を頂戴しまして、 自由民主党の盛山正仁です。 まこ

とにありがとうございます。

いて御質問をさせていただきたいと思います。いたいことは多々ございますが、働き方改革につ 質問時間が限られておりますので、いろいろ伺

うことを導入することとされております。 設事業に時間外労働の上限規制の適用等、 国土交通省の関係では、自動車の運転業務と建 こう ĺ١

そういったことで、我々一般の運転をする者にと号待ちなのか、どこまでが待機なのかわからない、きますと、道路の片っ方が、大型のトレーラーがと、港湾地域でありまして、そちらの方へ車で行と、港湾地域でありまして、 ランドというところがあります。オフィスも住宅私の選挙区は神戸でございまして、ポートアイ ら一時間、二時間、三時間と待っているドライバ っても危険でございますけれども、 もあるわけでありますが、一番浜の方へ行きます の方にとっても大変な御苦労だろうな、こう思 そこでひたす

とをすると、じゃ、ほかのところに頼むよ、こう 一設であってもそうでございますが、そういうこ 引受けの拒否をする、これは運送業であっても

> く引き受けられるということも多いのではない いうことになるのが通例でございまして、

ら、あるいは関係大臣とともに経済団体等に対し ましょうか。 と考えておりますが、 て御理解を深めていただくことが必要ではないか 改革を進めていくためには、国土交通大臣みずか あるいはお施主様、こういった業界の方々の意識 運送業あるいは建設業の方からしますと、荷主様 る協議、あるいはそういうようなお話合いが進む 会議が設置されております。ここで実効性の上が ことを心から期待しておりますけれども、 働き方改革ということで、関係省庁 国交大臣、いかがでござい

とが必要であります。 あることから、 個々の事業主の努力だけでは解決できない課題も 格に守ることを求められる等の問題がございます。 日程が圧迫される中にあっても施主から工期を厳 きましては、天候不順などの自然条件により作業 性や取引慣行等の問題がございます。建設業にお 業におきましては、荷主や配送先の都合によりま 改革を実現していく上では、例えば、トラック事 〇石井国務大臣 トラック事業や建設業の して荷待ち時間が発生するなどといった業務の特 荷主や施主の意識改革を進めるこ 動き方

注者等への周知、 適正な工期設定等のためのガイドラインの民間 荷主団体等への周知、説明や、建設工事における 労働時間や適正取引に関するルール等についての そのため、これまでも、トラック事業における 協力要請などの取組を行ってま

いと存じます。率先して経済団体等に働きかけを行ってまいりたなる荷主や施主からの理解と協力が得られるよう、ましても、関係大臣と連携をいたしまして、さらいりましたが、委員御指摘のように、私といたしいりましたが、委員御指摘のように、私といたし

くお願いします。〇盛山委員 ありがとうございます。ぜひよろし〔委員長退席、柴山委員長代理着席〕

のようにお考えか、お尋ねしたいと思います。 さて、働き方改革を進めるに当たりましては、 でかりとこれからも守っていっていっていただきたい、そんなふうに思います。 う二種免許というような免許の規定を置いている のかという、そもそもの道交法の規定を置いている のかという、そもそもの道交法の規定を置いている を否定することになると思うんですけれども、そを否定することになると思うんですけれども、そ さて、働き方改革を進めるに当たりましては、 さて、働き方改革を進めるに当たりましては、

果たしていると私は考えております。 〇小此木国務大臣 まず、安全第一という観点からだと思いますが、第二種免許は旅客の安全確保に重要な役割を 事業においての免許であります。人命を預かるタ 下において旅客を安全かつ確実に輸送するため、 下において旅客を安全かつ確実に輸送するため、 下において旅客を安全かつ確実に輸送するため、 事業においての免許であります。人命を預かるタ とから、第二種免許は旅客自動車運送 とから、第二種免許は旅客自動車運送 をいらにますが、第二種免許は旅客自動車運送

革が進められました。経済学者の方から、安全規 〇盛山委員 私が役所におりますときに、規制改

進められました。いう主張に押され、バスやタクシーの規制緩和がいう主張に押され、バスやタクシーの規制緩和がこんな大変な厳しい御指摘がございまして、そうなぜそういうものを認めなければならないんだ、制、社会規制はともかく、経済規制は不要である、

ではないかと思います。ではないかと思います。というのが現実だんだんだんだんおろそかになるというのが現実できなければ、安全規制といったようなところがやはり事業者の方が安定した経営を続けることが実態を考えますと、なかなかそうはいきません。別ではあると区別ができるのかもしれませんが、別ではないかと思います。

私は考えております。 残念ながら、一昨年、軽井沢のスキーバスが事 残念ながら、一昨年、軽井沢のスキーバスが事

たって、ぜひ現場のお声をしっかり聞いていただに当たって、あるいは具体的な施策を定めるに当た、政府を挙げてこの取組が進められているわけ労働、特に時間外労働の是正が必要であるからこ分野で人手不足が深刻になっております。長時間分野で人手不足が深刻になっております。長時間ます。自動車や建設の分野に限らず、今、多くのまざまな協議が重ねられていると承知しておりさまざまな協議が重ねられていると承知しておりるまざまな協議が重ねられていると承知しており

| これでは、これでは、 | これである。

例えば、法定検査など、期限内に完成するため 例えば、法定検査など、期限内に完成するため でどうすればいいのか、どうやって人手を集める に間に合わせているということが実態ではないか と思います。今後、働き方改革を進めるに当たっと思います。今後、働き方改革を進めるに当たったがます。また他方、働く側からしても、残業 これるのか、頭を抱えている事例があるとも伺った でおります。また他方、働く側からしても、残業 これるのか、頭を抱えている事例があるとも伺ったがます。

しょうか。

「世のでは、原生労働大臣、いかがでございまでででいただきたい、そんなふうに考えるのでみずから現場に足を運んでいただいて現場のお声のでがら現場に足を運んでいただいて現場のお声でがある。

**〇加藤国務大臣** 働き方改革を実際進めるために の加藤国務大臣 働き方改革担当大臣を拝命した当時から、現 していくことが何より重要でありまして、私自身 していくことが何より重要でありまして、私自身 していくことが何より重要でありまして、私自身 していくことが何より重要でありまして、私自身 していくことが何より重要でありまして、私自身 していくことが何より重要でありました。 のき方改革担当大臣を拝命した当時から、現 は、労使双方がそれぞれ推進をしていっていただ は、労使双方がそれぞれ推進をしていっていただ は、労使双方がそれぞれ推進をしていっていただ

規制というのはありますけれども、同時に、現場効あるものにするためには、もちろん法律による長時間労働を始めとする働き方改革、これを実

において具体的 な取組を実行して いただか なきゃ

事だというふうに思っております。 あるいは人手不足に対する対応、これが非常に大 も長時間労働になる、こういった実情がございま 顧客からの要求などに応えようとするとどうして ざいましたように、発注企業からの短納期要請や す。そういった意味で、そうした商慣行の見直し、 がありましたように、人手不足ということに対し そういう意味におい あるいは、先ほど議論がご 盛山委員からお話

ざいます。その中には、先ほど委員御指摘のよう た課題についてヒアリングをしているところでご 者の方からも、いろいろと商慣行上の問題を含め た検討会において、中小企業の経営者、また有識 な御意見もございました。 厚生労働省でも、中小企業庁とともに立ち上げ

させていただいているところでございます。さら 対応する特別チームの編成等、 準監督署にも、中小企業、小規模事業者の相談に ならないと思っております。 には、生産性の向上にも取り組んでいかなければ ったところにおける個別相談、あるいは、労働基 革推進センターを設置しておりますので、 とともに、また今、全国、全都道府県に働き方改 ていただいて、それにのっとった対応をしていく そうした支援策をしっかりとこれから議論させ 相談体制も充実を そうい

にしっかり傾けながら、労使双方にとってそれぞ いずれにしても、今後とも、 そして推進をしていただける、 現場の皆さん の声

> に丁寧に対応していきたいと思っております。 いった形で改革が進むよう、一つ一つ 課 É 題

よく見ていただければと思います。 〇盛山委員 ありがとうございます。 ぜひ現場

総理にお尋ねをしたいと思います。

減少し、生産年齢人口も減っております。が、少子高齢化の進展によりまして、今、 ざいます。 活躍、高齢者の活用が求められているところでご て、どのようにお考えかということでございますこれまでの三人の大臣の御発言をお聞きになっ 女性の

状であります。 への要望、こういったものも強まっているのが現また、労働力の確保を図るため、外国人労働者

ると私は考えております。 い、誇りを持てる日本を実現するために必要であ 一方で、家庭生活を充実させることは、すばらし労働力不足が前面に出がちでありますが、その

らないところは守っていくということが必要であ変えるべきところは変え、そして守らなければな ると思います。 踏まえて、そして現状をよくしていくためには、 こういった今の日本の置かれている環境変化 を

ざまな施策を講じておられますけれども、先日の総理はこれまで、少子高齢化対策を始め、さま ているわけでございます。 施政方針演説のトップにこの働き方改革を置か ħ

く方にとって誇りを持てるような、そういう労働飯を食っていくんだというふうに、それぞれの働俗な言い方でありますが、この分野で俺は一生

れからも残っていくためには必要であると私は考環境をつくっていくことが、それぞれの産業がこ

見を伺いたいと思います。 図っていただきたいと思うんですが、 おりますワーク・ライフ・バランスの実現、ぜひ して多くの国民の皆様がその実現を強く期待して 事業者と働く側双方にとって受入れ 総理の御 可能な、 そ 所

んでおります。 誰もが活躍できる一億総活躍社会の実現に取り組 も、女性もそして男性も、障害や難病を持つ方も、 〇安倍内閣総理大臣 安倍政権は、 高 齢者も若

うに考えております。 実現しなければ日本の明るい未来はない、このよ ように、人口が減少する中において、この社会を ているわけでございますが、委員がおっしゃったこれは、もちろんあるべき社会の姿として描い

ている労働者の割合も高くなっています。 の年平均労働時間は長く、かつ時間外労働を行 ければなりません。欧州諸国と比較して、我が国 たことを自慢するような社会は、根本から改めな 高度成長時代の猛烈社員のように、長時間働 0 1

後の労働基準法制定以来の七十年ぶりの大改革と 労働の限度を設けることとしました。これは、 六協定でも超えてはならない、罰則つきの時間外 大切なところだと思うんですが、合意の上に、三 上初めて、 こうした長時間労働を是正するため、今回、 労働界と経済界の合意の上に、ここが 戦 史

働き方改革関連法案では、 有給 大臣、どのようにお考えでしょうか。

しております。 間インターバル制度、インターバル導入を事業主 日の就業時刻との間に一定の休息を設ける勤務時 間や睡眠時間の確保のため、前日の終業時 事業主に義務づける、そしてまた、十分な生活時 の努力義務とするといった改革を盛り込むことと 時季を指定して労働者に与えることを 有給休暇のうち年五 三刻と翌 日

実現することができるのではないか、こう考えて 生産性も上がっていくということではないか、そ いるところでございます。 イフ・バランスを確保する、これによって、 こうしたことによって、 国民の生活はより豊かになっていくと同時に 女性や高齢者も、誰もが働きやすい社会を しっかりとワー ク・ 我々 ラ

済んだのかなと思います。ぜひ、今の総理の御発ば、月に二百時間、三百時間という残業をせずにの盛山委員 私も、生まれるのがもう少し遅けれ 強く進めていただきたいと思います。言、ワーク・ライフ・バランスの実現 月に二百時間、三百時間という残業をせずに**盗山委員** 私も、生まれるのがもう少し遅けれ ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて力 〔柴山委員長代理退席、委員長着 席

逃れ等があり、これらのために北朝鮮への制裁が ますが、外務大臣にお伺いしたいと思います。 ような御指摘がありますが、これに対して、 効果を発揮できていないのではないか、こういう 北朝鮮問題につきまして、朝鮮総連による制裁 最後にもう一点だけ、ちょっと通告外でござい 外務

連安保理の決議による制裁の完全履行を求めてい 我が国は、 諸外国に対し して、 玉

0

なりません。 元で制裁逃れが起こるということは防がなけれるわけでございます。そういう中で、我が国の ば足

と思います。 対しては、従来以上に厳しく対応してまいりたい 鮮総連への対応を含め、北朝鮮による制裁回避に 北朝鮮と密接な関係を有する団体であります 朝

しました。 ○河村委員長 これにて盛山君の質疑は終了い○盛山委員 ありがとうございました。 た

次に、本多平直君

わめたいと思います。 質が本当におありなのかどうか、 した人づくり革命などということを担当する御資革命担当大臣ということでございますので、そう題について御質問をしたいと思います。人づくり 〇本多委員 立憲民主党の本多平直で 昨日に続いて、茂木大臣の公職選挙法関連の問 しっかりと見き

ります。 **○茂木国務大臣** 政党の政治活動としる。 認ですが、よろしいでしょうか。 E動は政党で行ったということですけれども、確昨日の答弁では、衆議院手帳をお配りになった

政党の政治活動として行って お

ったのか、こういったことで適用される法律が違がやられたのか、政党がやったのか、後援会がやがられたのか、立れは誰がやったか。茂木さん個人 ってくる、大切な論点であります。

るんですが、こういったものに対して、 たということをどういうふうに御証明をされま 違うのではないかという疑念を持 政党でや

しております。 〇茂木国務大臣 収支の方にもそのような報告をいた 政党の活動として行っておりま

けるんですか。 **〇本多委員** 収支報告書はちゃ んと御提出 ただ

茂木さんの政治団体で見つけたんですね。 〇本多委員 そうしますと、大変おかしな支出 に従いまして既に提出はいたしております。 〇茂木国務大臣 収支報告書は、 沿治資 正 を 法

治団体ということでよろしいですか。 茂木敏充政策研究会というのは、茂木さん  $\mathcal{O}$ 政

〇茂木国務大臣 さようでございます。

ぐらいにわたって、大体同じような、 ○本多委員 この団体から、毎年出る衆議院手帳を販 れは衆議院手帳ではないんですか。 ら百万円の支出がされているんですけれども、 売をしているお店から、資料代として、この六年 九十万円か

恐らく衆議院手帳であると思っております。 〇茂木国務大臣 具体の部分はわかりません が、

ういう形の政治活動です。 そして今度は政治団体の方が配付をしている、 つきまして、 政治資金団体で購入いたしまして、その手 政党支部の方に無償で寄附をいたす、

〇本多委員 んですけれども、 ちょっと、にわかによくわからな 政治資金団体で購入をしている

〇茂木国務大臣 党からはお金は出ていないんですか、こ 購入いたしましたのは政治資金

うことでこういう法律をつくっているわけです。

その主体をどこかということで、いろんなへ理

ういうものがまずい影響を与えちゃいけないとい

に政治活動として配付をいたしております。す。そして、寄附をされた政党支部、これが実際団体の方が政党支部の方に寄附をいたしておりまて、購入をいたしました。そして、この政治資金団体であります。これは、場所の関係もありまし

○本多委員 確認なんですけれども、これを配付 ○本多委員 確認なんですけれども、これを配付 ○茂木国務大臣 全員が政党の党員かどうか、今 ・ でできないところでありますが、いずれにして ・ 秘書を含め、政党の活動として行っておりま ・ 、 秘書を含め、政党の活動として行っておりま

**)を、国務には、なった、立脈でに対している。**なく理解できないんですけれども。 ての活動というのは、どういうふうに行うんです の本**多委員** 自由民主党員じゃない方が政党とし

○茂木国務大臣 恐らく、立憲民主党の方でもほの茂木国務大臣 恐らく、立憲民主党の方でもほのの茂木国務大臣 恐らく、立憲民主党の方でもほのだめ、

○本多委員 いろいろ脱法的なことをおっしゃっ○本多委員 いろいろ脱法的なことをおっしゃっ

居をつけて、ダミー団体みたいなのを通してお金 屈をつけて、ダミー団体みたいなのを通してお金 に、選挙の公平が害されている。法律上はこ ういう抜け道を通しちゃいけないと私は思います が、この選挙の公平が害されている。法律上はこ が、この選挙の公平を、野党の候補と戦っている が、この選挙の公平を、野党の候補と戦っている おけですよ。茂木さんの側だけ六百円するものを 毎年何百冊も配っている、このことについて、政 治的、道義的にどう思われますか。

○茂木国務大臣 政党の支部でありますから、公ります。そして、政党の支部でありますから、公ります。

私が、全てのケースについて適正であるかとか、私が、全てのケースについてどうであると言う立本多先生の政治活動についてどうであると言う立生な大するための活動というものは行われている。を拡大するための活動というものは行われている。を拡大するための活動というものは行われている。を拡大するための活動というものは行われている。

○本多委員 道義的な責任もお認めにならない。○本多委員 道義的な責任もお認めにならない。

どっこ、仏は、! 10国余の重及していきたいと思います。

大臣の答弁でございました。 考えているのかなという出来事が、きのう、野田さらに、私は、この国会の質疑というのをどう

午前中に今井議員からも質問がございましたけ年前中に今井議員からも質問がございましたけでもいったとで読み上げてもらった上で質疑をしようということで読み上げてもらった上で質疑をしようということで読み上げてもらった上で質疑をしようということで読み上げてもが願いしたところ、法律の条文を読まなかったんですよ、三回とも繰り返して。

○野田国務大臣 お答え申し上げます。ていたことを気づいて読まれていましたか。大臣の答弁のところ、変えられて、趣旨が変えら大臣の答弁のところ、変えられて、趣旨が変えらってれ、野田大臣、法律の条文が役所によって、

すよ。 **〇本多委員** いや、答弁漏れではなくて、役所の **〇本多委員** いや、答弁漏れではなくて、役所の るならば、訂正させていただきたいと存じます。 たつもりですが、仮に私に答弁漏れがあったとす 私とすると誠意を持って御答弁させていただい

2。何をやっているんですか。2、その法律をそのまま読めばいいじゃないですこんなの、テレビで全国の皆さんが見ている前

もつてするを問わず、」「寄附をしてはならない。「当該選挙区内にある者に対し、いかなる名義を候補者等の氏名を表示する等の場合について、

は法律の条文そのままです

なかったのか聞いているんです」と呼ぶ) それを求めているんじゃなくて、きのうなぜ読ま 上げればよろしゅうございますか。 委員の前で全部 (本多委員

に求められた必要な部分を申し上げたつもりでご 決して読まなかったわけではなくて、逢坂委員

〇本多委員 いや、 読まなかったんですよ。

めばいいのに。そこから先を読んでいないんですか言っているんですよ、組みかえて。そのまま読ず、これらの者の氏名を表示し」、ここまでは何 方法で寄附をしてはならない。」読んでいないじよ。「又はこれらの者の氏名が類推されるような るんですよ。「いかなる名義をもつてするを問わ 選挙区内にある者に対し、」ここまでは読 読まなかったところを読みましょうか。 んでい 当該

を呼んで、法律の確認をするために呼んでいるの 〇本多委員 なぜ、 場では等という形で御披露させていただきました。 やないかと疑念を感じちゃうんですよ。 **〇野田国務大臣** 今御指摘のところを、私はその わざわざ等にされると、ここに何か絡 逢坂委員はわざわざ担当大臣 むんじ

等に変えて大臣に渡しているとしたら、 そのことにかかわっていたとは思わないけれども、 総務省の役人がペーパーで勝手にこんなところを いいですよ、私は信じたい、野田さんが自分で 後でちゃ これは大

> り せ〇 ませんので、 ていただきましたけれども、 国務大臣 問題ないと存じます。 確かに、 等という言 趣旨は変わってお [葉で短縮 (発言する 3

〇河村委員長者あり) に問うているわけですよ。そこを、等にして、順わざ、法律の条文をきちんと確認したいから大臣 の本多委員 私は問題はあると思いますよ。わざ 質疑中、 御静粛に願 ・ます。

番も並べかえているんですよ、言い方を。法律に問うているわけですよ。そこを、等にして、

法律

思います。という疑念を感じざるを得ないので、かあるのかという疑念を感じざるを得ないので、かあるのかという疑念を感じざるを得ないので、かあるのかという疑念を感じざるを得ないので、 そのまま読めばいいじゃないですか。 こういうことをすると、本当に、総務省内に何

沖縄のヘリ問題について質問をしたいと思いそれでは、次の質問に行きたいと思います。 ま

会中審査を求め続けてまいりましたが、大変残念てしっかりと問いただしたい、こういうことで閉だということを申し続けてまいりました。政府のだということを申し続けてまいりました。政府の 普天間第二小学校にヘリの窓が落下して以降、安 |練を行った直後の校庭の真上をヘリが飛ぶ、こ 閉会中審査ができないまま、 実は私は安全保障委員でございまして、 自由民主党から拒否をされ、ずっとこ ついには、再度、 更にヘリの不時 まさに避 车 着  $\mathcal{O}$ 

> こったときでさえ委員会さえ開かない、こういう うと言っておりますけれども、こういう事件が 質疑の中では沖縄に寄り添う、

寄り

添

起

決めになることであります。 〇安倍内閣総理大臣 委員会のことは委員会で お 自由民主党の姿勢をどう思われますか。

は寄り添った姿勢だとは思いません。 党が拒否をしているわけです。私は、 〇本多委員 いや、お決めになる自由民主党、 決してこれ 与

行かれていますか。私は調べたんですけれども、以来、第二次安倍内閣でいいですよ、何回沖縄にれないですけれども、総理、御自分で、この就任れは沖縄に行けばいいというだけではないかもしなやじを飛ばす人を副大臣にしておいて、私、こ 御存じですか。 んなとんでもない人を副大臣にしておいて、あん さらに、総理、沖縄に寄り添っているって、 あ

とではなくて、 〇河村委員長 で、ちょっと、 )済みません、 えかねますが、 〇安倍内閣総理大臣 しかし、大切なことはそういうこ 委員外の方々が非常にうるさいの しっかりと……(発言する者あり 傍聴席の皆さん、答弁中、 突然の御質問ですぐには答 注意していただけますか。

ことなんですよ。それができるかできないか、こ 沖縄の負担軽減のために結果を出していくという 〇安倍内閣総理大臣 かスロー が私たちに求められているわけでありまして、 ガンを叫んだところで負担は軽減され 大切なことは、 つかりと

三年三カ月、一ミリも進まなかった。しかし、安はずっと解決できなかった、御党の前身の党の間、大切なことは、例えば空中給油機の問題、これ 倍政権ができて、岩国市を説得し、 くことが大切なんですよ。 しました。そうやって一つ一つ実績をつくってい 県民と市民を説得し、十五機全て移駐が完了 山口県を説得

定についても、しっかりと結果を出していくか。 例えば、地位協定の問題もそうですよ。 地 位協

(発言する者あり)

〇河村委員長 答弁中。 聞いてくださ

……(発言する者あり)よろしいですか。 **〇安倍内閣総理大臣** これが一番大切なことです ますが、そうやって、地位協定についても、 から、少し、しばらく聞いていただきたいと思い 全然

ころが大切だろう、このように思います。 ミリも進まなかったのは事実である、こういうと れば結果は出ないわけでありまして、 となんですよ。これは米側とちゃんと交渉しなけ いんですが、御党の前身の党においてはこれは一 ても、そうした補足協定をつくっていくというこ つまり、しっかりと、例えば地位協定について 環境補足協定についても、軍属の問題につい 申しわけな

〇本多委員 私は別に回数が大切だとも何とも言 っていませんので、 普通に答えていただけ ればい

年戦没者追悼式には行かれているけれども、 辺野古も見ていない。そして、 ずか七回ですよ。 ||天間 毎 を

> すよ。 れは決して寄り添っている姿勢とは思えないんで行かれたことがありますが、そういう行き方、こだけなんですよ。それで戻られて、一回御葬儀で

ということだろうと思います。 **〇安倍内閣総理大臣** いろいろと居丈高におっしういう理由でお会いにならなかったのですか。 でありまして、官房長官が対応したんですかね、 やっていますが、これは、私にも日程があるわけ うことで来られた。お会いしていませんよね。ど 後、さすがにこれは知事も総理に面会したいとい それと、十二月十五 ヘリ窓の 事故の 直

ういうふうに思ったんですが、我々はしっかりとはしっかりと、そういうお顔をされているからそぼど気に食わなかったのかもしれませんが、我々はしっかりと軽減を進めてきている。これがよっしかし、重ねて言いますが、安倍政権において このように進めてきているということは申し上げ ておきたいと思います。(発言する者あり)

して、飛行の自粛を申入れいたしました。また、山本副大臣からマルティネス在日米軍司令官に対して、現地に沖縄防衛局の職員を派遣、そして、した直後、私ども、総理からの指示をいただきま 福田大臣政務官を沖縄に派遣しまして、 53 ヘリの事案でございますが、この事案が発生 〇小野寺国務大臣 普天間第二小学校への〇河村委員長 静粛に願います。 .本副大臣からマルティネス在日米軍司令官に対 た直後、私ども、総理からの指示をいただきま 防衛省の対応等を説明しております。 宜野湾市長、 普天間第二小学校にカメラを設置し、 普天間第二小学校の校長に 沖縄県の С Н

> 監視をしております。 空を飛ば

おります。 の指示で防衛省はしっかり対応していると思って 安倍総理が現地に行かなくても、

事に会わなかった話を伺っているんです。 〇本多委員 現地に行った話じゃなくて、 知

すよ、総理の日程は出ていますので。 となんですけれども、 それで、官房長官がかわりに会われたというこ 私、日程を調べてみたんで

その方と会っている。 会われているわけですよ、北村情報官というのは、 会っているときに、本当に身内の、しょっちゅう のはそれは公務と言えますよ。知事が官房長官と それから会議とか、あらかじめ設定されているも すよ。外国からのお客様とか地方からのお客様、 会いをしているときに、同じ官邸の中だと思いま いう身内の情報官ですよ、ちょうど官房長官とお 総理は何をされていたかというと、北村さんと

んですか。お答えくださいよ。 ないですか。これのどこが沖縄に寄り添って まさに会う姿勢を示さなかったということでは いる

ことでございます。 でございますので、 わけでありまして、 て重要なブリーフがあるわけであります。 官からのいわば情報のブリーフというのは、 〇安倍内閣総理大臣 これは、 々の我が国の安全保障にかかわるブリーフがある あらかじめ決まっていたわけ そのブリーフを受けたという 情報官等の、 その時 極め

何か先ほどから、 私の 聞 な

いただきたいと思います。十分だということをちょっとこれから議論させて定するものではありません。しかし、まだまだ不定するものではありません。そのことは別に否でしょう、沖縄の負担軽減に。そのことは別に否ところでいろいろ安倍政権も取り組まれているん

でいる。でいる。ままけに事故、不時着が相次いで繰り返されて、おまけに事故、不時着が相次い納得したのかどうかわからないようなタイミングけなめられる形で、飛行再開が、こちらが完全に、少の事故がここまで相次いで、そしてこれだ

けれども、飛行再開は合意の上で飛び立たれたん ず、一昨年十二月のオスプレイの事故からです。 っているんじゃないかという強い疑念があります。 置き去りにしていたことがこうしたことにつなが いない。主権国家としてどうなのか。この問題をないか。ましてや、きちんと事故機を調査できて 繰り返しをしてきたことがつながっているんじゃ でもいいんですけれども、一個一個のことをきち い歴史があると思うんですが、例えば、 んと解明しないまま飛ぶ、それを追認する、この これは、飛行停止してから、飛び立ったんです 一つ一つ防衛大臣に確認をしたいんですが、ま この状況をつくっているの おととしの十二月のオスプレイのあたりから は、 私は、 絞ってみ ず ,っと長

○小野寺国務大臣 一昨年の平成二十八年十二月

して、事故原因の究明、安全が確認されるまでの田前防衛大臣からマルティネス在日米軍司令に対本件事故の発生を受けて、防衛省としては、稲

飛行停止を強く申し入れました。

した。

米側においては、オスプレイの飛行及び空中給
来側においては、オスプレイの飛行及び空中給

を確認いたしました。

を確認いたしました。

を確認いたしました。

を確認いたしました。

を確認いたしました。

を確認いたしました。

を確認いたしました。

との要因を幅広め知見及び経験に照らして、それらの要因を幅広的知見及び経験に照らして、それらの要因を幅広的知見を指述を引き起こした要因についてあらゆえ、本件事故を引き起こした要因についてあらゆる。

うことであります。のようなことがないように強く申入れをしたといいうことを確認しており、防衛省として、今後こは陸地から離れた海域の上空でしか実施しないとさらに、米側においては今後とも空中給油訓練

**〇石井国務大臣** 平成二十八年十二月十三日の件

○本多委員 まだ捜査中という認識でよろしいん要の捜査を実施していると承知をしております。また、米国側から昨年九月に事故調査報告書ど、捜査を実施しているとの報告を受けておりまど、捜査を実施しているとの報告を受けておりまと、機体を含む現場の状況確認や写真撮影な海上保安庁におきましては、不時着水の情報を

てすね。

査中なのか捜査が終了したのかわからない、こん〇本多委員 大臣が、こうした大事な問題で、捜ているのかの報告はまだ受けておりません。〇石井国務大臣 捜査中であるのか捜査が終了し

か、海上保安庁は。できているんですか、機体を調査しているんです機体をと言いましたけれども、本当に機体を検証をれからもう一つ、国土交通大臣、この現場で

な形の中で飛んでいる。

○石井国務大臣 捜査の詳細についてはお答えを ○石井国務大臣 捜査の詳細についてはお答えを ○本多委員 何か、被疑者の情報とか個人情報と かそんなことを聞きたいんじゃなくて、どういう かそんなことを聞きたいんじゃなくて、どういう かそんなことを聞きたいんじゃなくて、どういう がでけず、それで、総理は、不十分じゃないかとい だけず、それで、総理は、不十分じゃないかとい だけず、それで、総理は、不十分じゃないかとい たいがず、それで、総理は、不十分にさ をいかということを答えているんですよ。

理。

・
は
の
で
十分な
捜査と
言えるんですか、総
い、こんなので
十分な
捜査が終わったかどうかも
言えな
い、さんなので
、
対ながれ
のと、
私たちに
機体を
見たかどう
を、総理、
本会議場でおっしゃった、
十分な
捜査を

小野寺国務大臣 このオスプレイの事案につき

はなかったとされております ふぐあいや整備不良等が原因ではない、そイロットのミスが本件事故の原因であり、 困難な気象条件下で空中給油訓練を行った際の その兆候 機体の パ

まいります。 するように、 認識のもと、米側に対して、安全面に最大限配慮 機の飛行に際しては、安全面の確保が大前提との ただ、防衛省としては、オスプレイを含む米 地域住民の影響がないように求めて 軍

り返されているから、一旦飛行を中止をするとか、 〇本多委員 ういうことができていない中で、またきょうも飛 とか沖縄県が求めているわけじゃないですか。そ 全機種の点検をするとかということを沖縄の議会 安全を確認したとかなんとか言いながら事故が繰 こういう答弁の繰り返しなんですよ。

も、とんでもないことが沖縄で起こっているんでいたしました。このときの後処理なんですけれど く読んだわけですけれども、高江 す、我々選挙中だったので、ニュースを後で詳し どうなのかという例として、これは昨年の十月で いう観点もありますけれども、日本の主権として また、一つ、私、これは沖縄の方に寄り添うと でヘリが墜落を

いかと事前の連絡が米軍から来たそうです。何かたらいいか確認したいから、土をとっていってい このぐらいのコップに少し持っていくのかなと思 これの土をちょっと、どれぐらいの範囲土をとっ さっき共産党の赤嶺先生も質問していましたけ 牧草地に、私有地ですよ、民有地ですよ、

いに

持っていったんですよ。 射性があるかどうかわからない牧草地を丸ごと トラックが 来て、 ヘリが落ちたところ  $\overline{\mathcal{O}}$ 

これは、どういう法的根拠で米軍は 有 地  $\mathcal{O}$ 土

えておりましたので、部品その他が相当広範囲にうのは、かなりヘリ自体が形が変形するぐらい燃実は、御案内のとおり、ヘリが燃えた場所とい 結果として、米軍が最終的にそれを回収するときその地域に散らばって落ちていたということで、 い事案だったなと、そのときも改めて感じました。行われるまでの飛行停止を要請をしなきゃいけな CH3Eへリの事故だと思っておりますが、私 〇小野寺国務大臣 これは昨年十月の東村による地をトラックで持っていっているんですか。 うに米側から報告を受けております。 に、その底地のところも一緒に回収したというふ やはり米軍に対しては、これは安全確認が完全にらお話を聞き、そのときの状況をつぶさに聞き、 もこの現場に行きました。 そして、所有者の 方か

いう法的根拠で持っていっているんですか。 をトラックで大量に持っていくというのは、どうけれども、日本の法律上、民間の、民有地の土地 〇本多委員 米軍の言い分は今のでわかりました

沖縄防衛局が仲介となりまして、 たというふうに報告を受けておりますし、 で、それをしっかり回収するという形で作業をし で多数の部品等がその地面等に散乱をしているの 〇小野寺国務大臣 はしっかり補償するということでお話をさせて 米側にとっては、やはりそこ この地権者の方 私ども

> 〇本多委員 もとしても大変残念でならないと思っております。 地がこのようなことになったということは、 んですけれども、 り優良な牧草地ということで、この優良な牧草 地で地権者の方とお話 補償していただくのはそれで結構な 法的な根拠を聞いているんです ちょうどや 私ど

〇河村委員長 速記中止 ちよっ

〇河村委員長 防衛大臣。 速記を起こしてくださ

の御了解を得た上で対応したというふうに米側かいかなきゃいけないということに関して、地権者を回収するために、一旦、土も一緒に一部持って りますが、そのときヘリがかなり燃えてしまい、 〇小野寺国務大臣 これは米側からの説明ではあ 聞いております。 らは報告を受けていると、 そして地面に相当の部品が落ちてしまって、それ 今ちょっと防衛局から

きたいと思います。 ば、担当の局長等から改めて説明をさせていただ詳しくは、もし政府委員で登録していただけれ

こで詰めませんけれども。 があるんですよ。だから、こういう行き違いはこ 査のためにサンプルをとると言われたという証言 う」と呼ぶ)いや、了解をとったときは、少し検寺国務大臣「地権者の了解があるからいいでしょ 土のサンプルをとるからということで…… 〇本多委員 こういうふうに、 法的な根拠もなく、 (小野

ようやく小野寺大臣も、 米軍の言うこと

から言っていただくようになりました。 をそのまま信じないということは、 · きのうあたり ようやく

中で抗議もできない。我々だって追及しにくいで それを、アメリカ軍は違うと言ったら、まだ協議 案じゃないですか。防衛省の職員ですよ、国家公 が、最近のあの窓が落ちたところをまた飛んだ事の言い分が本当だったのかの一番わかりやすい例これまでのこと、ずっと本当だったのか、米軍 すよ、アメリカと違って、今調整中なんて言われ 務員が三人も校庭で見張っていて、三人か何人か、 確認……(発言する者あり)三人ですよね、

かなんて問題じゃないんですよ。いますからね。まさに、そんな、ぎりぎり ますからね。まさに、そんな、ぎりぎりかどうただ、私も現場へ行きました、今月二回。私の

でいるヘリからは、大臣。 窓というのは垂直にだけ落ちるんですか、 飛 ん

沖縄防衛局の職員が確認をした映像、〇小野寺国務大臣 私も現地に行き、 上をあのヘリは飛んだと思っています。ですから、 間違いなく、あれは米軍が、普天間第二小学校の 認をした職員の話を部下から聞きました。私は、 米側が言っていることに対して私どもが納得する それから確 今回、

をしているということであります。 きないように、しっかり普天間第二小学校で監視 今でも、防衛省の職員は、 同じようなことが起

今の答弁を聞いて、 少し安心を

> 本政府の立場に立って、アメリカに強く抗議をということで、私も、じゃ、そういうことで、 ていきたいと思います。 本側としては、 しっかりと、 飛ん 洗議をし ) 目

でもない話、私は想定できないんです。 自分のところにそんなことをする、そういうとん れているわけです。保育園がわざわざそういう、緑ケ丘保育園、米軍が認めないせいで誹謗中傷さ ますが、日本国民にも影響を与えているんですよ。ることというのは、事故の継続にもつながってい きちんと、アメリカ軍の言いなりだけをして V

うことを確認すべきだと思うんですが、国家公安アメリカ軍の言っているとおりなのかどうかとい これを調査するのは簡単で、 警察がしっかりと

ている部品カバーが発見された事案ということだ 〇小此木国務大臣 保育園の件で、十二月七日、委員長、お願いします。 進めているものと承知をしております。 もに、関係者から事情聴取するなど、事実確認を直ちに現場に臨場し、現場の状況を確認するとと と思いますけれども、沖縄県警では、通報を受け、

とは控えさせていただきたいと思います。 個別の事案について詳しくここでお答えするこ

用していいわけです。アメリカ軍の言うこうでいめているわけです。アメリカ軍の言うこうで認たと言われても、ついには小野寺防衛大臣まで認たと言われても、ついには小野寺防衛大臣まで認たと言われても、ついには小野寺防衛大臣まで認 りと、米軍に対しての、けているわけですから、 〇本多委員 日本国民の被害者側が誹謗中傷を受 私は、警察としてしっか

っかりと捜査をしていただきたいと思います。

地位協定を改定していくべきだと考えますが、外もしっかりできる、こういうところから一歩一歩、 こんな、いろいろ、地位協定、問題点はありま理の真上に日本の政府は立ち入れないんですよ。 務大臣、いかがですか。 事故が起こった場合の調査は米軍の同意がなくて る。しかし、例えばこういうところ、基地の外で す。変えればいいのかどうか、いろんな議論もあ んですか。規制線の中側、米軍が拒否したら、総 会の前や総理官邸の屋上に不時着したらどうなる われない。これが、日比谷公園や皇居前広場や国 なきゃ入れない、機体には米軍の同意がなきゃさ ますけれども、内周の被害線の中は米軍の同意が 勝手に不時着をして、警察が外周は被害線を引き かなか、皆さん、私も行って感じるところはある んですけれども、そこの日比谷公園とか皇居前に いずれにしても、私は、沖縄の話というのは

〇河野国務大臣 だと思います。 は、これは米軍が我が国に駐留する上での大前 米軍機が飛行する際の安全確

米軍の施設・区域外で日本側当局が捜査を行えな 当局において所要の調査、捜査を行っております。 その上で、米軍機が起こした事故に関

含んだ大きな法的枠組みである日米地位協定の中 ことは承知をしておりますが、この合意議事録を いということはありません。 位協定についてさまざまな御意見がある

いりたいと思います。 取組を通じ、一つ一つ具体的な問題に対応してまで効果的かつ機敏に対応できるよう、最も適切な

○本多委員 米国の同意がなく調査できないんだと私は理解しているんですが。※国の同意もあって初めて調査できる場合も時々体を。私はそういう理解ではないんですけれども。が、機体は。基地の外で事故を起こした米国の機か、機体は。基地の内で事故を起こした米国の機のでする人でする。

〇河野国務大臣 日米地位協定第十七条は、米軍 〇河野国務大臣 日米地位協定第十七条は、米軍 のような米軍による警察権の行使の範囲を当局間 のような米軍による警察権の行使の範囲を当局間 の取決めによって絞り込むことを規定をして一般に認め を日本側当局との連絡を前提として一般に認め を日本側当局との連絡を前提として一般に認め をとして一般に認め でいる。

協定で変えていくべきだと考えています。ますので、私は、そういうことをしっかりと地位さわれなかった事例がこの近辺でもたくさんありさわれなかった事例がこの近辺でもたくさんあり値別に、さまざまな事案について、そうした捜値別に、さまざまな事案について、そうした捜

は、坊虧費。とも、大変異常なことになっていると思うんですらも、大変異常なことになっていると思うんですく回の補正予算、今審議中の補正予算ですけれそれでは、次のテーマに移りたいと思います。

やいけない、こういうときにやるものだけれども、ても、急に景気が悪くなった、経済対策をしなき地震が起こった、これの対策、もうちょっと譲っ地震が起こった、

かったものが入ってきている。どんんどんどんどんゆがめられて、本予算に入らなきのうの野党委員の指摘にもありましたとおり、

ものだと思っているんです。か、しっかりと計画的に整備をしなきゃいけないか、しっかりと計画的に整備をしなきゃいけないというのは、はっきり言って、緊急に必要というともあるのかなと思いますが、防衛費まあいろいろな御都合はあるので、そこまでは、

うい事ではある。
が、これはどういう事情なんでしょうか。
れども、十何%、こんな巨額になっているんですかの割合の防衛費というのは二、三%なんですけ体の割合の防衛費というのは二、三%なんですけるころが、今回の予算で、いつもは補正予算全

い事業を計上しております。 〇小野寺国務大臣 平成二十九年度補正予算案に が、これはどういう事情なんでしょうか。

であります。 具体的には、大別して三つの分野の事業です。 具体的には、大別して三つの分野の事業です。

ります。
処能力向上に必要となる装備品等の調達経費であ然災害や、一層厳しさを増す安全保障環境への対然の事が、一層厳しさを増す安全保障環境への対別である。

|機の調達経費であります。| 三つ目は、昨年、墜落事故によって失われた航

このように、いずれも補正予算の趣旨に合致

ます。 領海、領空を守るため不可欠なものと考えており領海、領空を守るため不可欠なものと考えており、 はいとのであり、国民の生命財産、我が国の領土、

入れる理由にならない。
いません。全く補正予算に新しくそういうものをは、別に本予算の成立後に発生した事象ではござは、別に本予算の成立後に発生した事象ではござます。

思います。
計上する、補正予算のあり方としてはおかしいと算の成立まで、こんな巨額の防衛費を補正予算に待てない話じゃないんですよ、これは別に。本予をして、脅威が続いていますけれども、三カ月

検討していないんですか、総理。 検討していないんですか、総理。 でいないものに護衛艦「いずも」の改修、空母にんですが、一つ、総理が本会議でお認めになたいんですが、一つ、総理が本会議でお認めになたいんですが、一つ、総理が本会議でお認めになら、一点確認をしたいんですが、最近、専それで、一点確認をしたいんですが、最近、専

○小野寺国務大臣 防衛省におきまして、防衛力の小野寺国務大臣 防衛省におきまして、防衛力のあり方に関しては、もう導入かとか検討を行ってのあり方に関して不断にさまざまな検討を行ってのあり方に関して不断にさまざまな検討を行ってのあり方に関して不断にさまざまな検討を行ってのあり方に関して不断にさまざまな検討を行ってのあり方に関して不断にさまざまな検討を行ってのあり方に関して不断にさまざまな検討を行ってのあり方に関して不断にさまざまな検討を行ってのあり方に関して不断にさまざまな検討を行ってのあり方に関して不断にさまざまな検討を行ってのあり方に関して不断にさまされる。

こういう報道が出ていることを防衛大臣はどう

う、予・国務では、答べにせい、ムヨ・\*\* 言 然ってすか。
を報道されて、誰がこんなことを流しているんで思いますか。大臣が具体的に検討していないもの

**〇小野寺国務大臣** 済みません、私自身戸惑って

者あり) ですか。これだけ全ての新聞社に……(発言するですか。これだけ全ての新聞社に……(発言する

〇小野寺国務大臣 この報道が出て以来、私も記の小野寺国務大臣 この程を含社も今は理解していただけはないということを各社も今は理解していただけはないということを各社から聞かれますが、異者会見等でこの問題を各社から聞かれますが、異

○本多委員 そのことを確認したいので、昨年からきょうまででいいですけれども、防衛省内で護らきょうまででいいですけれども、防衛省内で護らきょうまででいいですけれども、防衛省内で護らきょうまででいいですけれども、防衛省内で護いるではります。

○河村委員長 理事会で協議をさせていただきまけ。

〇本多委員 はい。

我々ではなくて自民党、与党の政府が答弁をしての政府答弁では、持つことができないと一貫して、いと思っているんですよ。攻撃型の空母は、過去いと思っは崩し的にやるというのが一番よくなこういうなし崩し的にやるというのが一番よくないが有委員長 本多君、時間が参っております。

きたことなんです。

こういうことを、こういうふうに新聞でアドバルーンを上げてみたり、それからまた今回、皆さんがスタンドオフミサイルと名前を変えている長は兵器というのは必ず、攻撃にも使えるし防御には兵器という言い方もできるんです。だから、しておるという言い方もできるんです。だから、していの国と違って我が国は専守防衛の原則があるほかの国と違って我が国は専守防衛の原則があるほかの国と違って我が国は専守防衛の原則があるはかの国と違って我が国は専守防衛の原則があるに、関連、他国との関係、ほかの予算と比べて本当にこれが要るのか、こういうふうに新聞でアドバーしなきゃいけない。

以上です。

以上です。

以上です。

のは、本子算ならまだしも、補正ということを指摘して、私の質問を終わります。
な短い審議時間を要求される、これは災害とかだな短い審議時間を要求される、これは災害とかだ

しました。 〇河村委員長 これにて本多君の質疑は終了いた以上です。

次に、稲富修二君。

き、まことにありがとうございます。 岡から参りました。本日は、質問の機会をいただ の稲富委員 希望の党の稲富修二と申します。福

まず、補正予算について財務大臣にお伺いをいについてお伺いをしたいと存じます。本日は、税や財政に対する内閣の基本的な姿勢

『日の審議で、同僚の後藤議員から、財政法第

ございます。 た。補正予算が常態化をしているという御指摘でか、そういった趣旨の具体的な指示がございましえない事業も補正予算に含まれているのではない二十九条が要請する緊急となった経費の支出と言

こで、お伺いをいたします。

えください。ている事業、幾つぐらいあるか、財務大臣、お答ず、しかし、平成二十九年度の補正予算で復活している事業をされたけれども当初予算に計上されている。

に足し合わせます、機械的に。 資料に記載されております事業というのを機械的らの御依頼がありましたので、各省庁が提出したの称生国務大臣 お尋ねの事業について、御党か

る事業は二十八事業となっております。は計上されず二十九年度補正予算に計上されてい上されております事業は百六十、三十年度予算に三十年度予算と二十九年度補正予算の両方に計

○稲富委員 今財務大臣から御答弁いただきまし の稲富委員 今財務大臣から御答弁いただきまし たように、かなり多くの事業、補正予算と本予算 たように、かなり多くの事業、補正予算と本予算 とセットで実行されているというのが現状でござ とせットで実行されているというのが現状でござ とせった経費の支出という の報音を踏まえて補正予算の編成に当たら はいといけないということでございます。

例えば昨日御指摘があった火山活動の監視体制な充てるべきというところもあると私も思います。ましたけれども、むしろ、緊急なものにはもっと、そしてまた、昨日、同じく後藤議員からもあり

かということでございます。
かということでございます。
本予算が計上しにくい事業の抜け道にないます。本予算が計上しにくい事業の抜け道にないます。本予算が計上しにくい事業の抜け道にならないよう、そういった財政運営が必要ではないとやがはがよう、そういったりということでございましたけれども、そういったこと。そして、ど、これは昨日も財務大臣から前向きな答弁がごど、これは昨日も財務大臣から前向きな答弁がご

ます。の創設について、国土交通大臣にお伺いをいたしの創設について、国土交通大臣にお伺いをいたし、新税

人等の目標はいまだ道半ばであるというふうに考のが行者数は二千八百六十九万人を達成したわけいう点、大臣、お答えいただけますでしょうか。 日外国人旅行者数はこの五年間で三・五倍、旅行日外国人旅行者数はこの五年間で三・五倍、旅行の旅行者数は二千八百六十九万人を達成したわけでありますけれども、二〇二〇年の目標、四千万の旅行者数は二千八百六十九万人を達成したわけでありますけれども、二〇二〇年の目標、四千万の旅行者数は二千八百六十九万人を達成したわけるとになっております。国税の新税というのは地予定になっております。国税の新税というのは地予定になっております。国税の新税というのは地予定になっております。

確保するためのものでございます。観光政策を展開するために必要な恒久的な財源をク・パラリンピック開催を踏まえ、より高次元の国人旅客者数四千万人等の目標や東京オリンピッ与回の国際観光旅客税は、二〇二〇年、訪日外

えております。

一月七日から徴収ということで、来年度は六十億、〇稲富委員 この税収なんですけれども、来年の

いたしまけ。なると伺っておりますが、その使途についてお伺をして再来年度、一年間通してであると四百億に

○石井国務大臣
 国際観光旅客税の税収につきまります。

○稲富委員 財務大臣にぜひお伺いしたいんです○稲富委員 財務大臣にぜひお伺いしたいんです

源の使い道を明確化すると書いてある。するという内容がございます。予算書にもこの財ございますね。その中で、三分野に使い道を限定観光旅客税の使途に関する基本方針というものがそして、この基本方針があると思います。国際

これまで幅広く解釈されてきたと同様に、何でもこれまで議論がありましたように、緊急の支出が私はしていると思います。先ほど、補正予算でも、しかし、三分野といっても、まだやはり漠然と

まだたくさんあると思います。ありとは言いませんけれども、幅広い解釈が私

は、新しい税をつくるというのにしては私は安易り、平成三十一年度以降はそれに任せるというのり、平成三十一年度以降はそれに任せるというのり、平成三十一年度以降はそれに任せるというのとずか、来年の六十億というのは四百億からするとずか、来年の六十億というのはという使途を明確にあれば四百億をどうするのかという使途を明確にります。しかし、年度を通して税収となる本来でります。しかし、年度を通して税収となる本来でります。

いかがでしょうか。っと明確にすべきだと私は考えますが、財務大臣、っと明確にすべきだと私は考えますが、財務大臣、最初の設計が非常に大事でございます。使途はもこの新税は、やはり増税でございます。やはり

針として明確化しているところであります。性や費用対効果が高い取組を充てることを基本方するとともに、受益と負担の関係が明確で、先進しては、先ほど申し上げました三つの分野を明示しては、知りを明し上げました三の分野を明示しては、先ほど申し上げました三の分野を明示しては、先ほど申し上げました三の分野を明示しては、

おります。 きまして、改正をして法文上明記することとして管の法律案をこの通常国会に提出をさせていただ善さらに、こうした点につきましては、観光庁所

検討を行うこととしております。につきましては、民間有識者の意見も聞きながら充てることとしておりまして、具体の施策、事業しては、こうした基本方針に沿った施策、事業をもの上で、平成三十一年度以降の税収につきま

中身をしっかりと精査をして、使途の使い道を

那覇ですよね。横浜とか神戸よりずっと多くなっの麻生国務大臣、今言われましたように、福岡だったよね、たしか。(稲富委員「そうです」と呼ったよね、たしか。(稲富委員「そうです」と呼ったよね、たしか。(稲富委員「そうです」と呼ったよね、たしか。(稲富委員「そうです」と呼ったります。

ちゃっている。

一客船が泊まると、大体三千人から五千人おりてはこれは物すごく過剰ワークになっていますかいということになっているがですよ、実民なら知っている、余り知っている顔じゃないけ民なら知っている、余り知っているという実態を地元って、えらいことになっているという実態を地元って、えらいことになっているという実態を地元になって、えらいことになっているということになって、えらいことになっているということになって、えらいことになっているという関連をして。これは非常に深刻なの。私どもにないは、というになっているがですよ。それに対応できるだけの税関職でくるんですよ。それに対応できるだけの税関職でくるんですよ。

す。

ないる機械が今、日本で開発したものがあるんで破れる機械が今、日本で開発したぐらいですぐ見て顔の認定をできる機械があるんですけれども、工点というのはわかりますか、目とあれと合わせの職員も要るし、というので、これの機械化を、おまけに、税関職員に限りませんから、法務省おまけに、税関職員に限りませんから、法務省

八百万人だったものがいきなり三千万人近い数にぎというふうなものも、実はもう、四百万人とかこういったもののセットの機械を買って取り急

す。
かというのが最前線の現場で起きている事件でないというのが最前線の現場で起きている事件でとになると、とてもじゃない、それに対応ができこれがさらに四千万人、もっとふえますというこなっていますので、とてもじゃないというので、

プラス、いろいろなところの話がずっとあります。 で、私どもとしては、観光というものを置くこところで、スムーズに旅行客が行けるようにするところで、スムーズに旅行客が行けるようにするためにいろいろな新しい機械というものを置くことにより、ネットを見ると十何カ国語で言葉が全とにより、ネットを見ると十何カ国語で言葉が全さというのがあります。そういったものに予算を充てたいというのがあります。そういったものに予算を充てたいというのが考え方の基本だと思っております。

○稲富委員 今、財務大臣がおっしゃっていただの福富委員 今、財務大臣がおっしゃっていただいたように、本当に観光促進に使われるならいいいたように、本当に観光促進に使われるならいいいたがある。

入をされました。また、社会保険料ですけれども、導いは課税は平成三十六年度からですけれども、導やンの増税がございます。そして森林環境税、こ税に関しても、八百五十万円超に対するサラリーた新税、二十七年ぶりということと、あとは所得れども、今回の増税というのは、先ほど申しましれども、今回の増税というのは、先ほど申しましれども、今回の増税というのは、先ほど申しましたといんですけるという。

増税がさまざまあるわけです。約三千億、これも負担増ということでございます。人づくり革命というところの事業主負担、これは

っておられません。昨年末の衆議院選挙で明確に増税というのはうたて、我が党の玉木代表も指摘をしましたけれども、そこで、一つは、このサラリーマン増税につい

現はございません。 新たな税をつくる、 り組み、」というのは書いてあります。しかし、 観光立国という項目には、「観光財源の確保に取 課税強化なんという表現はございません。また、 っている。サラリーマンへの増税とか、あるいは 所得課税改革を行います。」という表現にとどま 引き上げる。しかし、所得税については、「個人 ていらっしゃいます。二〇一九年十月に消費税を の項目に、消費税については、これは明確に書い 私も読ませていただきましたけれども、 そして、自民党政権公約二〇 あるいは増税をするという表 一七という 財政再建 冊

ますが、総理の見解を伺います。れで堂々と私は国民の信を問うべきだったと思いたのか。そして書くべきだったのではないか。そたタイミングだったと思います、なぜ書かなかっ斧の日程からすると、私は十分に選挙公約に書け貸担を強いるという増税であり、そして、あの選負担を強いるという増税であり、そして、あの選したがって、お伺いしたいのは、やはり国民に

選挙をやる際には、税制を大きく変える場合には、税こそ、民主主義でありますから、しっかりと、すが、確かに、委員がおっしゃるように、まさに〇安倍内閣総理大臣 税と選挙の関係でございま

かと私は思うんです。

た、こういうことになったわけでございます。を改革と、観光税ですか、これを新たに創設をしいただいた、基本的な考え方については述べさせいただいた、基本的な考え方については述べさせいただいだがある。

な ならない、こう申し上げてきたところでござい ならない、こう申し上げてきたところでござい にのでございますが、国際観光旅客税という形に たのでございますが、国際観光旅客税という形に たのでございますが、国際観光旅客税という形に はなっていなかったわけでございますが、そうし はなっていなかったわけでございますが、 ならない、こう申し上げてきたところでございま はなっていなかったわけでございますが、 ところでございますが、 といっていさいますが、 ところでございますが、 ところでございますが、 という形に と方向に向けて財源を確保する、 ところでございますが、 というでございますが、 ところでございますが、 というがに とがっていながったわけでございますが、 ところでございますが、 というがに というがに というがに というがに というがに というがに というがに というがに というがに といるがったが、 ところでございますが、 というがに といるが、 というがに といるが、 とい

ざいます。そして、恐らく内税になるということ でいくということ。そして、私が思うの で、そのあり方もわからない。そして、 ね。そこがより根深いと私は思っておりま の方が賛成が多くて、反対の方が少ないんですよ 治家からすると財源がふえる。そして、 ん旅行される方が千円、チケットに乗るわけでご というのは、要するに、この負担者は、もちろ なかなか見えない形でこの課税が進ん この観光にかかわる税は、 千円だからこれはよしとしようとい 行政改革に逆行するの もちろん 役所や政 は、 実は多く

政の仕事もふえる。
新税の創設ということは、これは役所の仕事を新税の創設ということは、これは役所の仕事を

と思います。しかし、経済成長なければ 財政再建なしとおっしゃいますが、そのとおりだ は私はできない、やはり行政改革も必要であると。 は私はできない、やはり行政改革も必要であると。 本来ならば、これも、税収がバブル期並みの約六 十兆ということであるならば、この観光財源約四 百億はまさにその税収から捻出すべきものだと私 は思うんです。わざわざ新税をつくって、新たな 仕事をつくって、そこから観光ではなくて。私は、 新税を創設して財源をつくるというのは、むしろ 国民の負担をふやし、役所の仕事をふやす、行革 に逆行するのではないかと私は思うんですが、総 理の見解を伺います。

○安倍内閣総理大臣 行政改革は、政府への国民○安倍内閣においても、私を議長とする行政改革推進倍内閣においても、私を議長とする行政改革推進倍内閣においても、私を議長とする行政改革推進を実現するため極めて重要な取組であり、不断にを実現するとともに、合理的かつ効率的な行政の信頼を得るとともに、合理的かつ効率的な行政の信頼を得るとともに、合理的かつ効率的な行政の信頼を得るとともに、合理的かつ効率的な行政の信頼を得るといるところでございます。

からもお話をさせていただきましたが、増加すのため、今後さらに増加する、これは麻生副総一方、観光促進税については、観光先進国の実

えております。であって、行政改革に矛盾するものではないと考開するという政策の必要性に鑑みて創設するものる観光需要に対応し、より高次元な観光施策を展

過をですか」と呼ぶ)今回の新税の創設に至ったいただいていいですか。(麻生国務大臣「何の経 り、効果的かつ効率的に使用されるように取り組第三者の視点から適切なPDCAを行うことによ この観光の新税の議論の経過を簡単に御説明して 進税については、行政事業レビュー等を活用して、 はしっかりと見ていかなければいけないと思って体が、この新税で行う事業について、ということ 議論の経過を簡単に御説明ください。 ○稲富委員 財務大臣がお帰りになりましたので、 おりますので、いずれにせよ、創設された観光促 うか、効果を発揮しているかどうか、その うに考えるところでございまして、 んでまいりたい、このように思っております。 たからには、しっかりと、目的に合っているかど ただ、委員の御指摘も重 新税をつくっ 摘だ、 この 事業自

ておりましたので、こういったものについて何ら の港の話やら何やら、各地でいろいろ話題になっ おりましたので、こういった事態で、 倍内閣になりましてから、 のは結構前から話題になっておりましたので、 〇麻生国務大臣 人観光客が二千四、 きをしなければならぬという話 あったわけではありません、 これは、観光財源の確保という 五百万になっていると思って 八百万人ぐらいの外国 与党税制改正大綱 説は前 福岡あたり 別々から 安

ように。

計させていただいた結果です。

おいろ考えておりますので、そういった意味では、ろいろ考えておりますので、それに対応するために、いろんですけれども、そういったところに関しましろんですけれども、そういったところに関しましろんですけれども、そういったところに関しましろんですけれども、そういったところに関しましろんですけれども、そういったところに関しましろいろな意味で対応する。最前線のところはもちえてまいりますので、それに対応するために、いろいろな意味では、ろいろ考えておりますので、パラリンピックだ、いろいろ考えておりますので、パラリンピックだ、いろいろだ、オリンピックだ、パラリンピックだ、いただ、オリンピックだ、パラリンピックだ、い

○稲富委員 終わります。ありがとうございまし討させていただいた結果です。

○河村委員長 これにて稲富君の質疑は終了いた

次に、柚木道義君。

**〇柚木委員** 希望の党の柚木道義でございます。

皆なし、この、 、ちらいは資料の最後のにお願いいたします。 に中心に伺いたいと思いますので、ぜひよろしく 十九分しか時間がございませんので、安倍総理

ジをごらんをいただければ。 皆さん、このボードあるいは資料の最後のペー

ボックス」、その後出版をされた伊藤詩織さんをが、この方を被疑者として、この横の「ブラックが、この方を被疑者として、この横の「ブラックざいます。著者は黒塗りにきょう突然なりましたされた。「総理」というタイトルです。恐らく日この二冊の本、そのうちの一冊の表紙の方はど

を目指して、勇気を持って会見を実名で行われて、 方は傍聴席に伊藤詩織さん御本人は、性暴力被害 者支援、ワンストップ支援センターの整備など、 がと同じような被害者を二度と出したくない、自 がにそういう思いをさせたくない、命を落とした がにそういう思いをさせたくない、命を落とした がにそういう思いをさせたくない、命を落とした がにそういう思いをさせたくない、命を落とした を目指して、勇気を持って会見を実名で行われて、 をの後、さまざまなお取組をなされている方です。

ちなみに、この「総理」の著者の方は、元テレビ局の記者で、そして、この事案というのは、詩織さんが所轄の警察署長が決裁をして、裁判所が逮捕状を発付して、そして、当時、詩織さんがドイツに仕発付して、そして、当時、詩織さんがドイツに仕発付して、そして、当時、方ので、そして、そして、当時、方ので、そして、その逮捕の当日、捜査員は、当時、この著者の方がワシントンから成田に帰ってくる、逮捕のためにもう行っていた。しかし、当時の警視庁刑事部長、現在は警察庁官房総括審議官中村格さんが、御本人も認めておられますけれども、その逮捕寸前、当日です、現場までもう捜査員が行っている、そのときに、いきなり前例のない逮捕中止いる、そのときに、いきなり前例のない逮捕中止命令を出した事案でございます。

ちなみに、この「総理」の著者の方、きょう午

前中に、ペジーコンピューティングの斉藤容疑者、 前中に、ペジーコンピューティングの斉藤容疑者、 前中に、ペジー社の顧問として、まさにこの著者の方は、ペジー社の顧問として、まさにこの著者の方は、これも私の がは、ペジー社の顧問として、毎月二百万円の に住まわれ、そして顧問報酬も毎月二百万円の に住まわれ、そして顧問報酬も毎月二百万円の に住まわれ、そして顧問報酬も毎月二百万円の に対する中でですけれども、この著者 にはまわれ、そして顧問報酬も毎月二百万円、こ に対する、そこのキャピトル東急のレジデンス にはまわれ、そして顧問報酬も毎月二百万円、こ が、これがペジー社から支払われていた、そ ますが、これがペジー社から支払われていた、そ ますが、これがペジー社から支払われていた、そ

タイムズだけつけておきましたが、一面から三ぺ界のさまざまな主要紙、きょうはニューヨーク・にこれはなりかねません。こういう方である。にこれはなりかねません。こういう方である。にこれはなりかねません。こういう方である。にこれはなりかねません。こういう方である。しかも、資料の六ページから八ページ目を皆さんごらんください。こういう状況に疑問を持ってしかも、資料の六ページから八ページ目を皆さんごらんください。こういうことではありません。世れるのは、別に私ということではありません。世れば、私は、私は、こういうことがあるんだなと本これは、私は、私は、こういうことがあるんだなと本

いうとNHKですね。さまざま報道がなされていのル・モンド、あるいはイギリスBBC、日本でえばニューヨーク・タイムズ以外にも、フランス確認しただけでも十カ国以上の世界の主要紙、例るして、もちろん、そのほかにも、これは私が

ジまでずっと特集です。

惑があると報じておられます。であったからもみ消されたのではないかという疑生さんとか菅さんの名前も出てきます、近しい方の著者の方が政権の中枢の、安倍総理の本を書かて、そして、その報道のなされ方というのは、こて、そして、その報道のなされ方というのは、こ

査対象であったことを御存じでしたか。 を立とはわかるんですが、この方が準強姦罪で捜 な「総理」という本を書かれた方ですから、当然な「総理」という本を書かれた方ですから、当然な「総理」という本を書かれた方ですから、当然な「総理」という本を書かれた方ですから、当然ないとも思いますので、これはぜひ安倍総理

**〇安倍内閣総理大臣** 個別の案件について答える

目で見られているんです。です ないか、そういう疑惑の目を持って、 がお手盛り、場合によってはもみ消しなどで万々 さなかで、性暴力被害後進国である。そういう中 ミー・トゥー は、皆さん、世界じゅうが、今、本当にこの日本 〇柚木委員 いや、個別の案件じゃなくて、これ 個別の案件じゃないんです。 の主要紙、メディアが報じている。 という国は性犯罪厳罰化法を厳格化して、そして ?一あったら、法改正しても何の意味もないじゃ 本当に、法改正は行われていても、その捜査 運動、さまざまあります、そういう から、 日本が疑惑の 事は個人、 世界じゅう

被害者になり得る、家族も含めて。もちろん、場名で会見されているんじゃないんです。誰しもがしかも、詩織さんは自分のことということで実

も何度も提案しています。 も何度も提案しています。 かボックスであれば、これは検察審査会法の改正本当に最後のとりでの検察審査会がこんなブラッックボックスであること。私も取材をする中で、変の公正性や、あるいは検察審査会、まさにブラ消しもでっち上げもだめなんです。ですから、捜合によっては被疑者にもなり得るわけです。もみ

答えいこざけませいい。 どうか、知っていたか知らなかったかぐらいはおているんです。ぜひ、この捜査が行われていたか事案じゃないんです。日本がそういう目で見られ事ないっていきますし、安倍総理、これは個別のこういうことをしていくことが開かれた司法に

〇河村委員長 小此木国家公安委員長。(柚木委の河村委員長 小此木国家公安委員長。(柚木委はましたというので何で答えるんですか。妨害でいましたというのですよ。 登録していないですよ。 登録していないですよ。 登録してすよ。 質問妨害ですよ。 と呼ぶ)

〇小此木国務大臣 座っておりますから。(柚木

を受けましたので。いますかと聞いているんですから」と呼ぶ)指名長が答えるんだったらいいですよ。総理が知って長が答えるのだったらいいですよ。総理が知って

における捜査も経て、不起訴処分になったものと類及び証拠物を東京地方検察庁に送致し、検察庁証拠に基づき、必要な捜査を遂げた上で、関係書お尋ねの事案について、警視庁において、法と

承知。

さらに、その後もお尋ねしたいんですよ」はおっしゃったように、所要の審査の上、不起訴相当の議決がなされたものと承知しております。(れども、そんなことはあり得ないと存じます。(れども、そんなことはあり得ないと存じます。(れども、その後、検察審査会においても、先ほと呼ぶ)

一柚木君。 柚木君、指名していませんが。

三ページ目ですね。 紙でごらんいただきたいんですが、二ページ目、きょうちょっとパネル提示が不許可になったのできょうちょっとの「総理」という本は、皆さん、

からね。
この「総理」という本が出版をされたのは、実この「総理」という本が出版社は出版なんかでかりますけれども、怖くて出版社は出版なんかでっていたら、出版社、私も業界にいましたからわっていたら、出版社、私も業界にいましたからわっていたら、出版社、私も業界にいましたのは、実出の「総理」という本が出版をされたのは、実

存じではございませんか。違いますか。起訴になることを、ひょっとして、安倍総理、御るということでお尋ねしたいんですけれども、不安倍総理、私、ちょっとこれはこういう声があ

〇安倍内閣総理大臣 柚木議員、常識で考えてい

ぞれの事件について、知っている、知らない、中まずは、そもそも総理大臣として、個別のそれ

されて、ことはこのでいることにながい。身として。言わないことになっているんですよ、これは常識身についてどう思うかということについては一切

るわけがないじゃないですか。それと、不起訴になっていることを私が知り得

中で、その声を私は代弁をさせていただいている しに、いろいろな方がそういう指摘をされている 〇柚木委員 いや、これは私がということではな りと申し上げておきたい、このように思います。 うことは、これははっきりと申し上げておきたい。 況について私が一々報告を受けるということは基 個別のことについてではなくて。 でもそれ以下のものでもないということははっき 取材を受けたことはありますよ。それ以上のもの 番記者であった者から取材をしたいということで ことはないわけでありまして、記者として、私の たからこの取材に応じたとか、それは全くそんな て総理大臣が報告を受けるということはないとい それは準強姦ですか、そういう個々の事件につい かは別ですよ。そうではなくて、一般の傷害とか、 本的にないんですよ、これは。例えばテロ事案と こ思いますが、私が不起訴であることを知っていその上で、常識で考えて質問していただきたい それと、基本的に、一般論で申し上げま 一般の捜査の

ングから二百万円の家賃をキャピトル東急レジデ方が毎月二百万円、かつ、ペジーコンピューティろいろ取材をする中で、顧問料としてこの著者のはもう先ほど午前も質疑がありましたし、私はいじゃ、ペジーコンピューティングの件は、これ

ンスで支払われていてということ自体も。 とさん、そういった方ともためばりふとして、場合生さん、そういった方ともたりに、決めばりふが、まさに先ほどのボードにも示しましたようなさままさに先ほどのボードにも示しましたようなさままさに先ほどのボードにも示しましたようなさままさに先ほどのボードにも示しましたようなさままさに先ほどのボードにも示しましたようなさままさに先ほどのボードにも示しましたようなさままさに先ほどのボードにも示しましたようなさままさに決めばりふとして。 がようなことを、まさに決めばりふとして。 というようなことを、まさに決めばりふとして。

もちろん、さまざまな取材や報道の中で、私もそういうことであれば、まさにこの本を使って営業りいった形で場合によっては貢献をされていたとういった形で場合によっては貢献をされていたという可能性もあるというふうに思うんですが。これは、顧問としてペジー社、テレビ局をやめられた後、もちろん非常に親しい関係であるということはこの本の中で、山に登られたり、あるいは、いろいろなことが書かれておられます、ゴルフに行かれたり。これは御本人から報告はあったりしましたか、ペジー社の顧問に今なったんだとりしましたか、ペジー社の顧問に今なったんだとりしましたか、ペジー社の顧問に今なったんだといいがですか。営業でそういうことを言われているそうですよ。いかがでしょうか。

いただいて、それが事実であるということを確かが、ぜひ委員には、そういうものを直接当たってをもとに質問されておられるんだろうと思いますをもとに質問されておられるんだろうと思います

○柚木委員
 ○村本委員
 ○村本委員
 ○村本委員
 ○村本委員
 ○村本委員
 ○村本委員
 ○村本委員
 ○村本委員
 ○村二月一日も五日も、総括審議官ですよ、要求した日本にいることは申し上げておきたいと思います。
 ○村二月一日も五日も、総括審議官ですよ、要求したまでも来ない。きょうも来ていない。何で来ていないんですか。しかも、所管ですよ、その部下の方が何回か答弁に来られましたよ。

こと、説明責任を果たされないんですか。 いるんです。しかも、メディアの取材に対して認いるんです。しかも、メディアの取材に対して認かも、中村さんが執行停止命令を出したと認めて 中村さんに聞かなきゃわからないんですよ。し

ますか。

ますか。

ことがありますよ、個別の事案で。ぜひこの委員したけれども、現職の方でも答弁に来られているしたけれども、現職の方でも答弁に来られている止命令を出した元刑事部長に、私、過去を調べま止命令を出した元刑事部長に、私、過去を調べまこと聞いていますが、ぜひこの中村当時の執行中これは委員長、きょう理事会で御協議いただい

す。(発言する者あり) **○河村委員長** 理事会で協議をさせていただきま

ここで妨害しないでください。(発言する者あり間ないんで。二回とも出席拒否されたんですから、っと……(発言する者あり)いや、いいです、時んです。聞いていない。もう時間ないんで。ちょ〇柚木委員 いやいやいや、委員長に聞いている

〇河村委員長 説明すると言っていいい。いや、もう結構です、結構です。

ないんで。よろしいですか。 **〇柚木委員** いや、私指名されましたから。委員 〇河村委員長 説明すると言っていますが。

これは、ぜひ、中村当時の執行中止命令も出し た刑事部長、それから所轄の捜査員の方ですね、 とただけるんだったらぜひお越しいただいて、ど たことがありますよ、国会に証言に。私、お越し いただけるんだったらぜひお越しいただいて、ど ちらが言っていることがより正しいのか、真実な のか、国民の皆様に明らかにしていただきたいと 思いますので、これは本当に、御本人が了解され るんであれば、ぜひ、中村当時の執行中止命令も出し だくように理事会で協議いただけませんか。

す。 〇河村委員長 国家公安委員長から説明を求めま

〇小此木国務大臣 中村現総括審議官の話ですが、 〇小此木国務大臣 中村現総括審議官にしても、そのとおりのことが言え は存じておりますけれども、委員会の決定として は存じておりますけれども、委員会の決定として いるとも先ほど言われましたけれど をと思います。

政府参考人の出席については国会でお決めいたないとされていると私は認識しております。施策、業務に責任を持つ立場の者でなければならそして、政府参考人については、現に担当する

を行っているところであります。
掌に属するものであることから、刑事局から答弁件捜査についてであり、現在、警察庁刑事局の所だくことでありますけれども、お尋ねの事項は事

**〇柚木委員** ちょっと時間がないんで。

いるんですが、もう一歩なんです。
ただいていまして、それなりの答弁をいただいて、とだいての問題、性務委員会あるいは厚生労働委員会でこの問題、性務委員会あるいは厚生労働委員会でこの問題、性務ないでいる詩織さんの思いも込めて質問させてただいている詩織さんの思いも込めて質問させてただいている詩織さんの思いも込めて質問させてただいているが、もう一歩なんです。

国会に提出しているんですね。

せ扱力被害者支援法案、これは野党で衆議院に、たういった総理の御決意を伺いたいのと、実は、が、ワンストップ支援について、これはぜひ、ワンストップ支援センターもまだまだ不十分でございます。これを全国に整備するということを、これは世界力被害者支援について、これはぜひ、ワンストップ支援センターの拡充と、そしてが、ワンストップ支援センターの拡充と、そしてが、ワンストップ支援として二問ちょっとまとめて伺います。これを全国に整備するということを、これは世界の中でも、まさにこういう事業も含めてさまざま報じられている中で、性暴力を持力被害者支援法案、これは野党で衆議院に、という事業を対している人ですね。

理的支援、被害者がお子さんである場合の支援を被害者支援を、より特化した、例えば医療的、心ういうこともございますので、ぜひ、そういった出を出す人はわずか三・七%で顕在しにくい、この整備も重要なんですが、そもそも、被害者、届ぜひこれは、実は、ワンストップ支援センター

い。 となど、ぜひ関係省庁、横串で進めていただきた いーとする性暴力被害者支援審議会を設置するこ るように、当事者や支援にかかわる民間人をメン 進めて、性暴力被害者に寄り添った支援が行われ

司います。 きたく、両点について、総理の御所見、御決意をきたく、両点について、総理の御所見、御決意をこれはぜひ安倍政権として挙げて進めていただ

○安倍内閣総理大臣 最も重要なことは、性犯罪、

構築が必要と考えています。心に、捜査機関等と連携する被害者目線での体制いワンストップ支援センターを整備し、そこを中いのため、病院拠点型など被害者が相談しやす

置が実現をしています。いたしました。既に四十一の都道府県において設押しするため、今年度から新たな交付金を創設を押しするため、今年度から新たな交付金を創設をこうしたワンストップ支援センターの整備を後

せていく考えであります。がら、性犯罪、性暴力被害者支援をさらに充実さ図るなど、政府として、自治体と緊密に連携しなンターを設置するとともに、その運営の安定化をンターを設置するとともに、その運営の安定化を

す。 **柚木委員** 前向きな御答弁をありがとうござい

れたという疑惑のある飲食店、それぞれ取材もし罪が行われたとされるホテル、あるいは薬が使わ地を、いろいろなところを取材しました。準強姦終わりますけれども、ぜひこの問題は、私も現

願いを申し上げて、私の質問を終わります。 とが本当の意味での被害者支援だということをお やりますが。ぜひ、この真相の究明と同時に、 の被害者支援の、これは両輪で進めていただくこ っている点、具体的に何点もあります。 ています。この著者の方と、証言と大きく食い まだ今後 今

ありがとうございました。

〇河村委員長 これにて柚木君の質疑は終了 しました。 11 た

〇原口委員 次に、原口一博君 民進党の原口一博です。

て。

ごらんになってください。午前中、公訴事実につ 七に挙げています。この二と三が公訴事実であり いてお話をいただきました。皆様のお手元の資料 午前中に引き続き、ペジー社の件につい NEDO、来ていますね。ここで、この資料を

すが、NEDOに聞きます。 については瑕疵はなかったということでございま そこで、先ほどの午前中の答弁でいうと、審査

社からの発注先です。 これは、発注先はどこですか、 発注先。 ジー

O古川参考人 お答えいたします。

各外注会社でございます。 ペジー社からの発注は、ウルトラメモリ 始

すね。子会社は台湾の会社じゃないですか。ウル **〇原口委員** ウルトラメモリ、今名前が出ました トラメモリ台湾株式会社、台湾の、これは新竹と して、これは子会社でアセンブリーをやっていま ね、ページの八です。ウルトラメモリ株式会社と

> ここでつくったものですか。 いう科学園区ですね、ここにあるもの であります。

ウルトラメモリという会社に外注をしたと言って**〇世耕国務大臣** 今御指摘の事案は、我々は、ペ〇に聞いています。NEDOに聞いています。NEDOに聞いています。 NED 品は新装のものですか。これは実用化できている いたわけなんです。 結局、なぜこの詐欺を見抜けなかったの 製

から明らかになってくること。我々はウルトラメたのかということについては、これは捜査でこれ注をしていなかった。じゃあどこに外注をしていわかったわけですが、実はウルトラメモリには外 ているところであります。かったというのが、今我々、NEDOが了解をしかりだと聞いていたんですけれども、そうではな ところが、これは捜査に協力する過程で我々も

○原口委員 成果物はあるんですか。かされた、詐欺に遭ったというふうに認識をしております。 我々は、当然、お金を払うに当たって確定とい

ら。直接のNEDOに聞いているので。 ら。直接のNEDOに聞いているので。時間が短ちょっと、世耕大臣、あなたに聞いていないか ので、よろしくお願いします。

11

いですか。直接、ですか。そして、 ですか。そして、調査をしている。いないじゃな区でつくっていなくて、じゃ、どこがつくったん ですか。直接、これをごらんになってください 成果物は、これはウルトラメモリの 新竹科学園

> ているわけですよ。 ものをあなた方が怠ったんじゃないかと私は思っ いはその外注先やあるいはそのチェックといった 査過程がオーケーであっても、その成果物やある 事業までやっているじゃないですか。つまり、 三十と、これ、二十七、八、九は並行して二つの なんですよ。ところがその後も、二十七、八、 公訴

だけ教えてください。 セッサーでしょう。実用化できたんですか。それ そこは、成果物はできたんですか。これ れはプロ

〇古川参考人 お答えいたします。

社でございまして、当時はまだできていなかったございまして、その会社というのは、評価用の会 社には物はつくらせておりません。そこは確 ウルトラメモリに確認いたしましたが、その子会 会社でございます。これが一点です。 まず、ウルトラメモリの子会社に関しましては かで

年十一月では、トップファイブの中の四つが 二〇一四年からトップファイブの中に入って、 ーン五○○という、省エネプロセッサーとしては たものは非常に大きな成果がございまして、グリ うことでございますが、もちろんペジー社に出し それから、まず、成果はあったのかどうかとい 社がつくったプロセッサーでございます。 昨

外部の先生方に事前にも事後にも評価していただ ますし、私どもとしてもきちっと成果物を評価し、 そういう意味で十分成果があったと考えており 成果は確実にあったというふう

○原口委員 それでどうしてこんなに詐欺が、先の原口委員 それで次々と助成金を詐欺をされてはらの言いなりになって、そして、何のチェックはど公訴事実、ごらんになったでしょう。かかっほど公訴事実、ごらんになったでしょう。かかっける。

この項の最後、十ページをごらんになってくだい。これが、彼がいわゆるタスクフォースで出さい。これが、彼がいわゆるタスクフォースで出さい。これが、彼がいわゆるタスクフォースで出さい。これが、彼がいわゆるタスクフォースで出さい。これが、彼がいわゆるタスクフォースで出さい。これが、彼がいわゆるタスクフォースで出さい。これが、彼がいわゆるタスクフォースで出さい。これが、彼がいわゆるタスクフォースで出さい。この項の最後、十ページをごらんになってくだこの項の最後、十ページをごらんになってくだった。

きました。のおかげで十四ページ、十五ページの資料が出てのおかげで十四ページ、十五ページの資料が出てを出してもらう、本当、委員長を始め理事の皆様を出してもらう、本当、委員長を始め理事の皆様とほどの森友の問題で、ずっと理事会で、資料こればかりやれないので、次に行きます。

告だったと思いますが、よろしいですか。かろうと根拠づけるものがなかった、こういう報が出てこなかった、それは行政文書であろうとなの値引きに係る資料が、要するに根拠となるもの会計検査院、結局、財務省からは、この八億円

〇河戸会計検査院長 会計検査院は、参議院から 〇河戸会計検査院長 会計検査院は、参議院から の検証に必要な資料は法令等に基づき適切に作成 の検証に必要な資料は法令等に基づき適切に作成 され、保存されているかなどに着眼して検査をい され、保存されているかなどに着眼して検査をい たしました。

す。

せいていたことなどを報告したところでございませの妥当性について検証を十分に行えない状況ととのやりとりなどの内容等が確認できず、会計経とのやりとりなどの内容等が確認できず、会計経とのやりとりなどを表

○原口委員 財務大臣、お聞きになりましたか。
 ○原口委員 財務大臣、お聞きになりましたか。
 ○原口委員 財務大臣、お聞きになりましたか。
 ○原口委員 財務大臣、お聞きになりましたか。
 ○原口委員 財務大臣、お聞きになりましたか。
 ○原口委員 財務大臣、お聞きになりましたか。

では、この職員は誰なのか、この会話は何なの

っと読んでみます。かということを理事会で明らかにしました。ち

らないですと伝えているんですけれどもと言って 九メーターまでの範囲でと。 ろいろまざっている、土とまざっている。そして、 思われますが、言い方としては、混在。ごみがい 最後、これはきわめつけです。これは三好さんと 合いをさせていただければと言っているんです。 議させていただけるなら、そういう方向でお話し 省の職員は、池田さんと思われるんですが、御協 くコントロールしてもらえるんでしたらと。財務 そして、工事関係者と思われる人は、その辺うま は、そこは言葉遊びかもしれないですけれどもと。 いるわけです。森友側の代理人と思われる弁護士 ーターより下からごみが出てきたかどうかはわか たらありがたいと。さらに、工事関係者は、三メ る人が、そういう方向でお話し合いさせてもらえ わせているんですよ。そして、池田さんと思われ なら我々も合わせるがと言っているんですよ。合 工事関係者は、そういうふうに認識を統一すべき と、自分らでストーリーをつくっているわけです。 ょうというストーリーはイメージしているんです 事実なので、そこはきっちりやる必要があるでし 省の職員、その下にあるごみは国が知らなかった これは多分三好という人だと思いますが、

ってください。それできょうの質問は終わります。〇原口委員 財務省、この職員の二人の名前を言〇河村委員長 原口君、時間が来ております。

出さない、財務大臣もわからぬと。 さんがわかるだろうと、ここの一番で。 から、私は佐川さんを要求したわけですよ。佐川 と。それで、財務大臣で答えられると思っている さんざん言ってきたじゃないですか、質問をする 務大臣「わかりません」と呼ぶ)わからぬですね。 大臣で結構ですよ。わからぬでしょう。(麻生国さんざんここを質問すると言って、では、財務 は。理事会で言ったでしょう。 その人は

〇麻生国務大臣 政府参考人を私どもの方で申し 人の名前ぐらいわかるでしょう。財務大臣。

**〇原口委員** そういう事実はありません。 上げたら断られたと理解しております。

ないですか。 考人がいなければ、財務大臣が答えればいいじゃいや、それだったら質問できませんよ。政府参

ないんだと私ども理解しております。 〇麻生国務大臣 登録していないから答えよう が

れは財務大臣がお見えなんだから。 ったんですよ。(発言する者あり)いやいや、そでも出てこなかったから、午前中、質問できなか ました。それは、ここにいらっしゃる理事の皆さ **〇原口委員** 質問のレクの中でさんざん聞いてき んも御案内のとおりです。そして、資料がいつま

わかるでしょう」と呼ぶ) しょう」と呼ぶ)財務大臣でいいで「財務大臣……(原口委員「人の名

トーリーをつくって、会計検査院からここまでや そして国会は何度もとまり、 存じないって、 自 分たちが結局ス だから、誰

> り)何を言っているんですか。ちゃんと通告して んと答えられればいいんですよ。 だから。大臣を補佐するものだから。 関係ないです。政府参考人は大臣を補佐するものいるじゃないですか。(発言する者あり)それは 大臣がかわりに答えるでしょう。(発言する者あ 大臣に伝わっていない。(発言する者あり)いや、 言ってくださいと言っているんですよ。何で財務 も言ったじゃないですか、その人の名前をここで がここにかかわっていたかというのは、 大臣がちゃ

(発言する者あり) しています。 私は政府参考人を拒絶した覚えはないですよ。

者あり) 表されておりますので、事務方で……(発言する 〇河村委員長 これは、財務大臣、 理 事会でも公

ちょっととめてください。

〇河村委員長 [速記中止] 速記を起こしてください。

いう面でそごを来したようでありますから、改め告がなかったということですから、ちょっとそう ていただきます。 て私の方から、質問に対して、 原口君に、先ほどの質問に対しまして、 大臣から答弁をし 質問 通

**〇原口委員** 御配慮ありがとうございます。

にしております。後で提出します。 た、これを言ったというのが嫌だから、 しかし、財務省からこうやって、私、 あれを言 全部 紙

0

って、そして、根拠なんかあるわけないじゃないいとか、あげくには、自分らでストーリーをつく 通告がないとか、資料はないとか、説明できな

> どうぞその二人の名前を教えてください、 ですか、全くむちゃくちゃなことをやっておいて。

〇河村委員長 それでは、 財務大臣、 答弁くださ

は重ねて申し上げておきます。 〇麻生国務大臣 前 に質問 告がなかったこと

ありません。 ますけれども、 いう名前だということが私どもの耳に入っており この範囲で、これまでの経緯から、池田と三好と 直接この者に関して聞いたわけではないですから、 その上で、私どもが聞いている範囲です これは確認がとれているわけでは カ

この ……こうでしょう。だって、そのペーパーをやったわけうでしょう。だって、そのペーパーをやったわけ いているのに。 その当該職員にやったという、その人は誰かと聞 だから。確認がとれているわけではないという、 納得いきません。 、それ、

終わります。 〇河村委員長 時間が参りましたので、 これにて

〇原口委員 終わります。

しました。 〇河村委員長 これにて原 君の質疑 がは終了 た

次に、藤野保史君の

○藤野委員 日本共産党の藤野保史です。

私は、核兵器禁止条約に関連して質問をい

さに歴史的な快挙であり、 昨年七日 賛成で核兵器禁止条約が採択をされました。 連 加盟百二十二カ国 倒的多数 ま

核兵器廃絶国際キャンペーン、通称Ⅰ

のれ事

しました。被爆国の国民の一人として、 をされ、昨年十二月、ノーベル平和賞を受賞いた にうれしいし、感動をいたしました。 同条約採択への貢献が高 私も本当 C く評 Ŋ 価

されたということです。 ます。フィン事務局長は、安倍総理との懇談も要 請したが、日程上の都合で面会できないと回答を ス・フィン事務局長が来日をいたしました。 ことしの一月十二日、そのICANのベアトリ 東京を訪れ、被爆者などと懇談をしており 広島、

々と話をしたいと思っていた、次の機会に期待し爆という独自の経験があり、首相や日本政府の方 た後に、こう述べています。他国の指導者たちとフィン事務局長は、広島の原爆資料館を見学し は面会できたこともあり大変残念、特に日本は被 ている。こう述べております。

総理の言葉を直接お聞きしました。 方々に寄り添うとおっしゃっています。私も、 月の広島、長崎両市の平和記念式典で、 総理にお聞きしたいんですが、総理は、 の式典には参加をさせていただいておりまして、 被爆者の 昨年八

にその被爆者の方々も、 ノーベル平和賞を受賞したICANには、 団体も、 たくさん参加を まさ

お感じになっていらっしゃいますか。 ANの事務局長と懇談できなかったことをどう 総理にお聞 きしますが、 今回、 この Ι

I C A N の フィン

> ざいます。 ことは、もうこれは随分前から決まっておりまし お目にかかることはできなかったということでごたので、ちょうどその期間に来日をされたので、 日も朝からターンブル首相が来日をされるという 局長が来られた。そして、十八日の午前中、十八 ておりまして、その間、ちょうどICANの事務 訪問に、十二日から十七日までちょうど出張 は私の外国訪問、バルト三国とバルカン諸国 長からの面会要請については、 ちょうどこ

この現時点での総理の思いをお聞きしたわけであいったということではなくて、どう感じているか、検討したい、このように考えております。があった場合には、そのときの日程等を踏まえてがあった場合には、そのときの日程等を踏まえて 今後、ICANの事務局長から改めて面 一会要 請

ります。

並んで、 させていただきたいと思っております。 節子さんがスピーチをされました。一部を紹 ノーベル平和賞の授賞式では、このICANと 次にもその思いをお聞きしたいんですが、昨年 広島出身の被爆者でカナダ在住のサーロ 介

ちの上に、そして私たちの周りに、二十五万人の感じていただきたいと思います。皆さんに、私た島と長崎で非業の死を遂げた全ての人々の存在をきょう、私は皆さんに、この会場において、広 一人が、 います。その一人一人に名前がありました。一人魂の大きな固まりを感じ取っていただきたいと思 誰かに愛されていました。 彼らの 死を

> した。この中には、私自身の家族や、三百五十一 は燃えて灰と化し、 人の同級生もいました。 した。住民のほとんどは一般市民でしたが、彼ら 元の爆 弾で私が愛した町は完全に破壊され 蒸発し、黒焦げの灰となりま

した。 ましたが、 まいました。彼はかすれた声で水を求め続けて 何者か判別もできない溶けた肉の塊に変わってし かぶのは四歳のおい、英治です。彼の小さな体は、 広島について思い出すとき、私の 息を引き取り、 苦しみから解放されま 頭に最. 取初に浮 1

にさらしています。 する全ての人を、私たちの親しむ全ての物を危険 しています。毎日、毎秒、核兵器は、私たちの愛 上許していてはなりません。 て脅かされている全ての罪のない子供たちを代表 私にとって彼は、世界で今まさに核兵器によっ 私たちは、 この異常をこれ以

ではなく絶対悪です。 落することをあらわしています。 あらわすものではなく、国家が暗黒のふちへと墜 核兵器の開発は、国家の偉大さが高まることを 核兵器は必要悪

威を永遠に除去してください。 \ <u>`</u> 世界の全ての国の大統領や首相たちに懇 核兵器禁止条約に参加し、 核による絶滅 願  $\mathcal{O}$ Ĺ

というふうに思います。 ているように、 さんが壮絶な、 総理にお聞きしたいんですが、 核兵器は必要悪ではなく絶対悪だ 悲痛な経験に基づい 総理もそのように 私も、 ておっしゃっ サ にお思い ĺ 口

〇安倍内閣総理大臣 島 長崎の被爆者の 方

と思います。
ており、その努力に対して改めて敬意を表したいけ、被爆の実相を世界に伝える活動に取り組まれが長年にわたって、核兵器のない世界の実現に向

います。

社会の理解を深めるきっかけとなればうれしく思れるの理解を深めるきっかけとなればうれしく思すりますが、核廃絶というゴールは間違いなく共なりますが、核廃絶というゴールは間違いなく共核兵器禁止条約は、日本政府のアプローチとは異核兵器禁止条約は、日本政府のアプローチとは異います。

広島で開催した核軍縮の実質的な前進のための賢非核兵器国との間の橋渡し役を務めていく。先般、しを守り抜く責任があります。そのためには、核兵器による抑止力を維持しなければなりません。中で、政府には、何よりも国民の命と平和な暮ら中では、前上力を維持しなければなりません。核兵器による抑止力を維持しなければなりません。

兵器であります。 万人もの罪のない一般市民の命を奪う非人道的な で命を奪われたように、核兵器は、何万人、何十 も、サーローさんのおいの英治さんが広島で四歳 も、サーローさんのおいの英治さんが広島で四歳 は、けて粘り強く努力を重ねていく考えであります。

人会議等を通じて、核兵器のない世界の実現に向

いざというときには広島、長崎のような非人道的によって安全保障を図るという考え方であります。いうときには核兵器を使用する、そういうおどし核抑止論というものを突き詰めますと、いざと

これを採択すべきじゃありませんか。爆者に寄り添うという立場から、核兵器禁止条約、はり、そうした唯一の戦争被爆国日本として、被総理に最後にお聞きしたいんですけれども、やいうふうに思います。

えています。 社会の取組を主導していく使命を有していると考国として、核兵器のない世界の実現に向けた国際**〇安倍内閣総理大臣** 我が国は、唯一の戦争被爆

存じのとおりだろうと思います。的な声明を発出していることは藤野議員もよく御島を核爆弾で海の中に沈めるといった極めて挑発の十倍以上の威力を持つ核実験を強行し、日本列の十倍以上の威力を持つ核実験を強行し、日本列

いう責任があります。そのためには、日米同盟のりも国民の命と平和な暮らしを守り抜いていくと差し迫った脅威となっています。政府には、何よ国の平和と安定に対するこれまでにない重大かつ北朝鮮の核・弾道ミサイル計画の進展は、我が

、ます。
並力を維持していくことが必要不可欠だと考えて、
らとで、通常兵器に加え、核兵器による米国の抑

であります。 
〇河村委員長 藤野君、質疑時間が来ております。

ことは間違いありません。

ことは間違いありません。

ことは間違いありません。

ことは間違いありません。

ことは間違いありません。

ことは間違いありません。

ことは間違いありません。

ことは間違いありません。

强い立場で迫ることができるわけです。い、だからあなた方も核兵器を捨てなさいというてこそ、私たちはもうそういう核抑止力に立たな、として、日本政府としても、この条約に参加し

短い時間ですが、質問をさせていただきます。

北朝鮮問題の 藤野君、時間が来ております。

かつ現実的な道であります。 この核禁条約という道が最も抜本的

日本政府がこの条約に参加することを強く求 質問を終わります。 8

これにて藤野君の質疑は終了

というお言葉がございました。この点を中心に、 ことでございますが、総理の施政方針演説で国難 〇杉本委員 日本維新の会の杉本和巳であ しました。 締めくくり総括質疑、しんがりの質問者という いります。

争前の状況ということで目に見えて国難があった過去の国難は幕末の黒船であり、また太平洋戦 るということで私は認識をしております。 たっている国難というのは、静かに進む国 かと思いますが、昨今の、このまさに今我々が当 |難であ

は感じております。 に我々は当たらなければならないというふうに私 協力するところは協力するということでこの国難 そんな意味で、与野党が対峙するのでは なくて、

ども私は感じておりますし、客観的にあるいは国 際的に見て安定した政権というのは、 ているかなというふうに、僣越でございますけれ とに、比較的、総理の答弁というのは冷静になっ で、ニュースで質疑を拝見する中で、 三年ほど、国会ではなくてお茶の間で、 方で国益に資してい 政権交代も 年を追うご テレ ピ

> を表したいと思います。 るということで、この五 蕳 の総 理の 運営に 意

国難であると私は認識をしております。

服しなければならないのがまさにこの静かに進む
たんじゃないかなということで、むしろ、必ず克 今こそ新たな国づくりのときだ、こう言われまし 総理のお話は、少子高齢: 少子高齢化は国難ということで、 きっと克服できる、

確認をさせていただきたいと思います。 というものを、生意気かもしれませんが、 この国難を越えるために我々が持つべき政治姿勢 問題もあり、そういった状況もありますけれども、 いうことも経済財政の面であり、また、北朝鮮の財政健全化とともに、経済成長、デフレ脱却と 総理と

上げました。問で、下地政調会長も先憂後楽という言葉を申し 先憂後楽と申し上げました。また、さきの代表質、先ほどの質疑で、我が党、維新の馬場幹事長は

憂後楽、並びに、もう二つほど四文字熟語を私はしないんですけれども、政治姿勢として、この先 言実行という言葉がこの 申し上げたいんですが、率先垂範という言葉と有 れるので、あえてそういった具体のことはお聞きれは国会でお決めになることという答弁は想定さ ることであり、基幹に関することであるので、そ の年金の復活について、 先ほど、馬場幹事長の質疑の中では、地方議 国会議員の身分にかかわの質疑の中では、地方議員 )国難には極めて大切だと

前みそですけれども、 日 本維新の会、 身を切

> う形で削減を実行しています。 ら毎月、最終的な手取りから十八万円を寄附と 国会議員衆参全員、平成二十九年一月か

の幼児教育の無償化を有言実行させていただいて市においては昨年の四月から、ゼロ歳から五歳児 おります。 大阪市が一昨年五歳児、昨年四歳児、そして守口 は大阪府では七年前、そして幼児教育の無償化は、 逆に有言実行として、 率先垂範でございます。そのことによりまして、 数削減、百九名から八十八名に実行いたしました。 地方議会ですが、大阪府議会では、七年 私立の高校の授業料無料化

り、支持を得る、本当の国難を克服する一番の後の姿勢というものが、国民の皆様からの信頼であまさしくこの国難の状況において、我々政治家 二点について、総理の政治姿勢についての御答弁 ろ盾ではないかと私は感じておりますけれども、 をいただきたく存じます。 拝見させていただいているんですけれども、この るということは、この五年間、十分お茶の間でも う、言ったことを実行する、幾つか実行されてい 率先垂範する政治家の姿勢、あるいは実行力を伴 具体の答弁ではなくて、総理がお受けとめになる

とって極めて重要なことであろうと思います。 て言ったことは実行するということは、 **〇安倍内閣総理大臣** まさにこの率先垂範、 たが、これは議長のもとに設置された第三者によ 身を切る改革につきましては、 通常国会において十の定数削減を実現させまし その答申を踏まえた 衆議院では昨年 政治家に そし

う承知をしております。 努力の末、ようやく結論を得るに至ったも 各党各会派によるそれぞれの案を示しての真剣 さまざまな困難を乗り越えようとする な

の努力に対しましては、敬意を、 実現されようとしていることにつきましては、 改革をみずから実行に移すというやり方で政策を はさまざまであろうと思いますが、日本維 こうした問題を実際に動かしていくため 言葉だけではなくて、率先垂範して身を切る 評価したいと思 無新の会 の道 そ 筋

ことでありまして、言葉を幾ら重ねてもゼロはゼ 金下げる前に国会議員の給料を下げてという言葉 増税の前に国会議員の給料を下げて、 〇杉本委員 さきの総選挙で私の地元では、 き全身全霊を傾けていきたいと考えております。 賛同を得て実現させることができるよう、 ロ、それでは政治の信頼は失われるわけでありま いずれにせよ、政 私どもも、なすべきと思う政策には多くの 治の責任とは 実現させていく あるいは年 引き続 消費

針で高らかにうたっていただいたかと思い 教育無償化。

えしたく存じます。

がありましたので、改めて総理にその言葉をお伝

じ過ぎるかもしれないんですが、これは国難であ を表したく存じますが、あわせて、ちょっと先ん ますし、それを実行に移そうという方向に敬意 そんな意味で、 我々が先行して進めさせていただいて 教育の無償化も大切なん

> 要だと思っております。 その先、 三の 矢が 私 は 必

識しております。 によって出生率一・九二を確保していると私は うか、税制上の優遇措置を具体的に実行すること たり手当であったり、あるいはN分N乗方式とい 保していますが、殊にフランスでは、給付であっ デン、イギリス、出生率一・九台、一・八台を確 そういった意味で、 欧州のフランス、スウェ 認

るのか、この点を最後に確認をさせていただきたいかに考えておられるか、今後、その検討をされている事例について、その方策を講じる必要性、 く存じます。 ンスを始め、欧州の先駆的なあるいは実績を上げ 総理にお伺いしたいんですけれども、 このフラ

いきたいと考えております。開し、財源を確保しつつ、官民挙げて取り組んで諸外国の経験も参考にしながら、的確な政策を展ます。こうした、今委員が御指摘になったように、 出生率を一・六六から一・九二まで回復させてい 育児と仕事の両立支援等を拡充することにより、 スの場合、人口問題について国民的な議論を重ね、 〇安倍内閣総理大臣 諸外国では、例えばフラン

きたいと思いますので、 ことで、与野党の枠を超えてこの国難を超えてい ○杉本委員 時間ですので終わりますが、いずれ 〇河村委員長 杉本君、時間が来ております。 い申し上げます。 皆さん、 お力合わせをお

> しました。 〇河村委員長 これにて杉本君の質疑は終了

ました。 これをもちまして締めくくり質疑 は終了い たし

に対する質疑は終局いたしました。 以上をもちまして平成二十 九年度補 正 両

〇河村委員長 これ より 討論に入ります。

す。伊佐進一 一論の申出がありますので、 順次これを許しま

て、自民党、 公明党を代表し、 平成二十九 年度補正予算につきまし 賛成の立場から討

全世代型の社会保障を推進し、平成二十九年度補正予算は、論をさせていただきます。 おります。 安心できる社会を目指す施策が多数盛り込まれて お年寄りも若者も我々が訴えてきた

することとしています。 らによって、子育て安心プランを前倒しして 備として六百四十三億円が措置されており、これ 償化と車の両輪となって進めている保育の受皿整 例えば、人づくり革命の一 環としては、 教育無

ど、我々 睡眠時の園児の動きをモニターする備品の整備 また、保育中の園児の死亡事故をなくすため、 の主張が盛り込まれていることも評

九州北部豪雨災害を受け、 その結果、 その結果、中小河川緊急治水対策プロジェ全国約二万の中小河川の総点検を実施しま 防災・減災事業につい 我々の提案により、 ては、 1年七月 政の

クトを策定しましたが、 ために必要な予算の六割が 本補正予算では、 計 同 上さ プロ

ては、 期限を迎える予定であった高速道路の大口利用者 されています。なお、本年三月三十一日をもって 円の予算など、我々が強く後押しする取組が反映 も踏まえた措置であり、高く評価します。 する一千億円、ITツール導入を支援する五百億 料金割引が継続されることは、両党の申入れを また、中小企業の生産性革命に関する予算とし 減災事業を着実に前に進めることができます。 そのほか、学校耐震化についても九百五 物づくりやサービス業への設備投資を支援 国民の命と生活を守る防災 十七

クスの恩恵が今まで及んでこなかった層への力強  $\mathcal{O}$ や欧州とのEPAなどの対応として、 まれております。政府には、いわゆるTPP11算など、合わせて三千百七十億円の予算が盛り込 速化、排水対策の整備などを支援する三百五十億TPP関連については、農地集積や集約化の加  $\mathcal{O}$ 円の予算のほか、高収益作物に転換するための予 体質強化を遅滞なく進めるよう強く要望します。 政策展開が今求められております。 意見もしつかりと聞きながら、国内農林水産業 種施策をチェックしていくことを申し いよいよデフレからの脱却に向けて、 現場の視点、 地域の視点から 国内の現場 自民党、公 アベノミ 上げて、

ありがとうございました。 岡本あき子君

> ○岡本(あ)委員 立書 立憲民主党· 市民クラブの 出

度補正予算案について、 ・ます。 私は、 ただいま議題となりました平成二十九 反対の立場から 討 記論を行 年

11

めに政府の姿勢を問う質問を奪い取ったのでしよないどころか、早く終えた方もいました。何のたのものです。その一方で、初日の予算委員会で質態度であり、それを擁護する与党の対応は横暴そ い追及から逃れようとする総理の姿勢は、野党の質疑時間削減を求めてきました。都 対して丁寧な説明をすると言った言葉とは真逆な おごりが如実に明らかとなる一週間でした。 姿勢は、国民と向き合おうとせず、横暴、慢 横暴として、まず、与党は冒頭から再三再 通常国会が開会して一 週間。 この間、 都合の 安倍政 国民に 应 心権

うか。 踏みにじるものであり、厳しくは、政権の慢心そのものです。 は、政権の慢心そのものです。沖縄県民の民意をた。沖縄を担当したこともある内閣の一員の行動 リ不時着に関し、当時の松本内閣府副大臣は衆議慢心も明らかになりました。沖縄県での米軍へ 官に栄転したことについて、総理は、適材適所と皆さんに税の信頼と理解を求めるべき国税庁の長が判明いたしました。そのような人物が、国民の 院本会議でやじを飛ばし、 財務省理財局長の答弁の数々が虚偽であること おごりとして、 私たちが求める更迭に応じる様子は 森友問題については、当時の佐 厳しく厳しく抗議します。 即刻辞表を提出しまし

が川

くありませ

礼千万、無責任そのものです。国民の意識とは全 適所が国税庁長官だとすれば、 長官は即刻更迭すべきです。 くかけ離れたおごりそのものであり、 しようともしない人物が適材であり、 会を通じて国民をごまかし、みずから 国民に対しても失 佐川 玉 明  $\mathcal{O}$ 

O河村委員長 次に、小熊慎司君。 とを申し上げ、私の討論といたします。 平成二十九年度補正予算案には断固反対であるこ 横暴、慢心、おごりを積み重ねていることから、 致しない内容もあり、丁寧な説明もないままに、 に対応するなど、本来の補正予算という趣旨と合 と、そもそも緊急を要する、あるいは新たな事象 占める割合もここ二十年で突出する高さであるこ しろ計画的に検討すべき内容であり、 今回の補正予算は、防衛費も、 緊急度よりも 補正総 (拍手)

の立場から討論を行います。 成二十九年度第一次補正予算二案について、 表して、ただいま議題となりました政府提出の平 〇小熊委員 私は、希望の党・無所属クラブを代 反対

するよう強く求めて、討論に入ります。 を果たされるか、出席しないのであれば即 に出席をされてみずからの虚偽答弁について説明 官について、一日も早く、一刻も早く予算委員会 務大臣が適材適所だと高く評価する佐川 まず冒頭、 森友学園の問題につい 国税庁長 総理と財 刻辞

マリー 使途を変更するから、二〇二〇年度、プラ バランスの黒字化が困難になったという 昨年の総選挙以来、

りがあると言わざるを得ません。れており、厳しい財政についての認識に大きな誤でも二○二○年度末に八・二兆円の赤字が見込ま旨を繰り返し発言されていますが、もともと現状

されています。 の約六兆円とされながら、補正に約一兆円が計上事業費は、来年度当初予算案では前年度から微増 り込んだ結果、例えば、農林水産予算総額は、平初予算に計画的に計上すべきものを補正予算に盛 国の財政再建計画を守っているかのように装って 規国債発行額は前年度よりわずかに減らすとして、 来年度当初予算案では、歳出をふやしつつも、 増となっております。また、災害復旧などの公共 すが、二十九年度補正予算案を合わせると二〇% 補正予算案で手当てする手法が常態化しています。 おりますが、足りない歳出分を、同時編成される 歳出にあり、 成三十年度当初予算案では前年度比○・二%減で 当初予算の見ばえをよくするために、 厳しい財政の原因は、毎年の予 大きな問題の一つが補正予算です。 算編成に 本来は当 における

に発生した緊急を要する経費の支出に限ると規定国の経費の不足を補う、二つに、当初予算作成後写に足りず、新たな借金となる一兆一千億円規模では足りず、新たな借金となる一兆一千億円規模では足りず、新たな借金となる一兆一千億円規模では足りず、新たな借金となる一兆一千億円規模では足りず、新たな借金となる一兆一・七兆円のり、不足分を補うために、リーマン・ショッ下回り、不足分を補うために、リーマン・ショット回り、不足分を補

どの災害復旧費ぐらいであります。ることは明白です。該当するのは九州北部豪雨なしておりますが、この趣旨から大きく逸脱してい

べきです。
その規模や必要性を徹底的に議論しチェックするその規模や必要性を徹底的に議論しチェックする計上した防衛費は、本来、当初予算に計上して、正予算としては過去最大の二千三百四十五億円を来国の離脱を無視したTPP対策費、一回の補

れるべきです。予想されるのであれば、過去の借金返済に充当さ剰余金や国債利払い費の不用額、さらに税収増が新たな借金を重ねるのではなく、前年度の決算

討論といたします。 補正予算案の問題を指摘し、本補正予算案の反対 以上、財政法の趣旨を無視した平成二十九年度

御清聴ありがとうございました。(拍手)

## ○原口委員 原口一博でございます。○河村委員長 次に、原口一博君。

について、反対の立場から討論を行います。りました政府提出の平成二十九年度補正予算二案私は、無所属の会を代表し、ただいま議題とな

昨年の夏から秋にかけて、九州北部豪雨災害やります。

方、安倍政権下では、族議員、省庁が一体と

ます。 ます。 ます。 ます。 まする手法が常套手段となっており が組まれることが多いと言わざるを得ません。財 が組まれることが多いと言わざるを得ません。財 なって、不要不急の事業を山盛りにした補正予算

しているケースも見受けられます。 今回の補正予算も御多分に漏れず、不要不急の 今回の補正予算も御多分に漏れず、不要不急の 今回の補正予算も御多分に漏れず、不要不急の と、二十九年度も終わりが近 がたい事業が多数計上されています。また、概 めがたい事業が多数計上されています。また、概 と、二十九年度も終わりが近 が近 のです。防災・減災、生産性革命や人

せん。
し、将来世代にツケ回しを行うことは認められまし、将来世代にツケ回しを行うことは認められまうな予算に対し、一・二兆円もの建設国債を発行我が国経済財政が危機的状況にある中、このよ

私からの反対討論といたします。 尽くしていくことを国民の皆様にお誓い申し上げ、 最後に、信頼ある政治を取り戻すため、全力を

御清聴ありがとうございました。(拍手

## 〇河村委員長 次に、藤野保史君。

○藤野委員 私は、日本共産党を代表して、二○

全国百十一の活火山の警戒監視体制の総点検を求を申し上げます。政府に、万全の対応とともに、哀悼とともに、被災された方々に心からお見舞い初めに、草津白根山噴火で犠牲になった方への

めるものです。

出です。 被害対策、熊本地震復旧など、緊急かつ必要な支 本補正予算案の災害対策費は、九州北部の豪雨

最大の問題は巨額の軍事費です。

られています。予算編成後に生じた事由に基づく緊要な場合に限予算編成後に生じた事由に基づく緊要な場合に限るもるも財政法上補正予算が認められるのは、

旨を歪曲するものにほかなりません。り方を常態化させています。これは補正予算の趣ミサイルなどの購入経費を補正予算に盛り込むやところが安倍政権は、この間、戦闘機、護衛艦、

本案に計上された軍事費は二千三百四十五億円本補正予算案でもその傾向は顕著です。

払うことに緊急性がないことは明白です。既に発注済みの兵器の後年度負担分を繰り上げて歳出化経費、つまり、兵器購入の分割払いです。イ、潜水艦、護衛艦などを前倒し取得するためのに上りますが、その八割を占めるのが、オスプレ

百四十四億円に達しています。後年度負担額は、本年度補正後予算で二兆三千六でおり、新たな後年度負担を生み出します。新規システム関連経費などの新規調達経費を盛り込ん能力向上型迎撃ミサイル調達、弾道ミサイル防衛

億円にとどまらないと言われております。夏突如決定されましたが、その総額は二基で二千防計画にもないイージス・アショアの導入は昨年処のためとして軍拡を進めてきました。現行中期安倍政権は、この間、北朝鮮の弾道ミサイル対

開くものであり、断じて認められません。攻撃能力の保有、ひいてはさらなる大軍拡に道をル導入経費を計上しています。これらは、敵基地さらに、一八年度予算案は、長距離巡航ミサイ

解決を目指すべきです。はなく、経済制裁の強化と一体とした対話によるはなく、経済制裁の強化と一体とした対話による、北朝鮮問題への対応は、軍事対軍事の悪循環で

を終わります。(拍手)方を抜本的に改めることを強く求めて、反対討論帯らしと社会保障応援へ、税金の集め方、使い

〇河村委員長 次に、遠藤敬君。

○遠藤(敬)委員 日本維新の会の遠藤敬でござ

措置を講ずるものと理解をしております。向けた自衛隊の運用体制の確保等の事項について災害対策費、TPP関連予算、国民の安全確保に今回の補正予算は、生産性革命、人づくり革命、

いただきました。 今回の補正予算では、台風二十一号や九州北部 今回の補正予算では、台風二十一号や九州北部 を回の補正予算では、台風二十一号や九州北部

とを期待しております。回の補正予算で復旧、減災に向けた取組が進むこ一大阪も含め、被害のあった自治体において、今

対策に対しても緊急的、集中的に推進することに林整備による治山対策や、水位の監視強化の治水二次災害を引き起こす危険性に対する間伐等の森中小河川における水害により流木被害が多発し、

しております。ついては、非常に重要な取組であると評価をい

連携を強化することを求めております。ハード整備だけでなく、減災に向けた自治体との、住民の避難対応を確実とし、命を守るためにも、

しを行っていただきたいと思っております。
については、財政規律等について、徹底した見直については、財政規律等について、徹底した見直で対応すべきところ、そのほか、補正予算については、本来予備費しを行っていただきたいと思っております。

化目標の達成が困難となり、先送りを続けている国際公約にもなっている二〇二〇年のPB黒字り、財政赤字は極めて深刻な状況であります。の財政運営の結果、公債残高は増加の一途をたどの財政運営の結果、公債残高は増加の一途をたど再建の道は開かれません。財政規律を欠いたまま再建の道は開かれません。財政規律を欠いたまま

賛成をいたします。我が党は、平成二十九年度一般会計補正予算案に我が党は、平成二十九年度一般会計補正予算案に後、迅速かつ誠実な対応をとることを強く要望し、以上、我々が指摘した問題につきましては、今

以上でございます。(拍手)

○河村委員長 これにて討論は終結いたしました。

**〇河村委員長** これより採決に入ります。

異議ありませんか。

ては、委員長に御一任願いたいと存じますが、

両案に賛成の諸君の起立を求めます。両案を一括して採決いたします。平成二十九年度特別会計補正予算(特第1号)平成二十九年度一般会計補正予算(第1号)

0)

(賛成者起立)両案に賛成の諸君の起立を求めます。

○河村委員長●算両案に関する委員会報告書の作成につきましただいま議決いたしました平成二十九年度補正お諮りいたします。○河村委員長起立多数。よって、平成二十九年

本日は、これにて散会いたします。 の河村委員長 御異議なしと認めます。よって、 で回は、公報をもってお知らせすることとし、 そのように決しました。

午後三時五十四分散会